

第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節	許可事務	33
第 1	食品衛生法関係	33
第 2	食品製造業等取締条例関係	33
第 3	営業許可の有効期限	33
第 2 節	監視指導業務	33
第 1	監視指導	33
第 2	収去	52
第 3	G L P	53
第 3 節	食品衛生管理者	54
第 4 節	輸入食品対策	55
第 1	輸入食品対策実施結果	55
第 2	輸入食品の放射能検査結果	56
第 3	輸入農産物の残留農薬検査結果	57
第 4	遺伝子組換え食品の検査結果について	65
第 5	平成 21 年度都、特別区及び八王子市による輸入食品監視結果まとめ	67
第 5 節	牛乳衛生	68
第 1	乳処理場の衛生	68
第 2	健康安全研究センターハサップ指導係	68
第 3	生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査	69
第 6 節	農畜水産食品衛生	70
第 1	と畜場及び食肉衛生検査所	70
第 2	市場衛生検査所	70
第 3	ふぐ	70
第 4	食鳥検査	75
第 7 節	食品汚染対策	76
第 1	魚介類等の水銀汚染調査結果	76
第 2	食品等の P C B 汚染調査結果	80
第 3	魚介類のピストリプチルスズオキシド (T B T O) 等汚染調査結果	82
第 4	東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果 (ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質)	85
第 5	流通魚介類の P C B、有機スズ等汚染実態調査	91
第 6	汚染米調査	97
第 8 節	J A S 法及び健康増進法に基づく食品表示対策	98
第 1	J A S 法に基づく表示の適正化	98
第 2	D N A 鑑定等による食品の科学的検証	99
第 3	遺伝子組換え食品の表示検証	101
第 4	健康増進法に基づく表示の適正化	103
第 9 節	食品衛生自主管理認証制度	104

第 1	制度の概要	104
第 2	平成 21 年度の主な取組	104
第 10 節	食品安全条例に基づく自主回収報告制度	105
第 1	制度の概要	105
第 2	平成 21 年度の自主回収情報の公表	105
第 11 節	東京都における「食の安全」普及啓発事業	106
第 1	食の安全に関する相談	106
第 2	衛生展、街頭相談等の開催	106
第 3	情報誌及びその他の普及啓発資材等の製作、発行	107
第 4	食品衛生講習会	107
第 5	食の安全都民フォーラム	108
第 6	ホームページによる情報提供	108
第 7	食品安全ネットフォーラム	109
第 8	食品安全 FAQ	109
第 9	広報活動	109
第 12 節	その他の事業	110
第 1	シアン化合物含有豆類の処理状況	110
第 2	修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数	111

第 2 章 食品衛生関係事業

第 1 節 許可事務

第 1 食品衛生法関係

1 許可を要するもの

食品衛生法(以下「法」という。)第 51 条の規定により都道府県が施設について基準を定め、法第 52 条の規定に基づく許可を要する営業として、食品衛生法施行令第 35 条により 34 業種が指定されている。

多摩(八王子市を除く。)・島しょ地域においては、東京都保健所長委任規則(以下「委任規則」という。)により許可の権限が保健所長に委任されている。また、特別区・八王子市においては特別区長・八王子市長の権限となっている。ただし、卸売市場(花き市場を除く。)内については知事の許可権限となっている。

2 報告するもの

食品衛生法施行細則第 16 条により、営業開始後十日以内に知事に届出すべき営業が 10 業種指定されている。

第 2 食品製造業等取締条例関係

1 許可を要するもの

本条例第 5 条により許可を必要とする業種として、食料品等販売業、調味料等製造業等 8 業種が指定されている。許可権限は多摩(八王子市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に委任されており、特別区・八王子市の区域においては特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例(以下「特例条例」という。)により特別区・八王子市が処理する

事務とされている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では、知事に許可の権限がある。

2 届出を要するもの

同条例第 3 条により菓子、アイスクリーム類、魚介類(生きているものを除く。)及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類又はそう菜類の行商人に対しては、届出を出させた上、鑑札及び記章の交付を行っている。

また、同条例第 5 条の 3 で卵選別包装業者、第 5 条の 4 で給食供給者の 2 業種が届出を要する業種と定められている。

届出の受理、鑑札及び記章の交付については、多摩(八王子市を除く。)・島しょ地域では委任規則により保健所長に、特別区・八王子市の区域においては特例条例により特別区長・八王子市長に委任されている。ただし、特別区の区域の卸売市場(花き市場を除く。)内では知事に権限がある。

第 3 営業許可の有効期限

施設の耐久性、保全性等の程度により、5 年、6 年、7 年及び 8 年の 4 種に区分けしている。ただし、行商鑑札及び記章の有効期間は交付の日からその年の 12 月 31 日までである。

第 2 節 監視指導業務

第 1 監視指導

食品衛生監視員は、食品衛生法及び食品製造業等取締条例による許可営業、報告営業並びにその他の食品取扱営業施設に立ち入り、関係法規に基づく監視指導、収去検査等の業務に従事している。平成 21 年度の監視対象となった食品衛生営業施設及び監視指導件数は表 2-2-1、2-2-2 のとおりである。

表2-2-1 食品衛生関係施設数(その1)

	総計	（総数）	す第(1) 52食 る条 る品 営に 業規 定生 法	飲食店営業							
				小計	ホ テ ル・ 旅 館	キ ャ バ レ ー	飲 一 食 店 般	民 生 食 堂	す し 屋	そ ば 屋	仕 出 し 屋
20 年 度	全都	505,901	304,893	190,137	2,030	8,254	138,091	50	5,957	6,412	1,816
	都	114,071	56,457	31,052	820	599	21,200	-	948	1,108	417
	区	375,722	239,517	154,153	1,155	7,491	113,609	50	4,847	5,165	1,343
	市	16,108	8,919	4,932	55	164	3,282	-	162	139	56
21 年 度	全都	505,661	304,212	189,143	1,963	8,541	137,335	45	5,712	6,214	1,782
	都	113,352	55,770	30,533	776	598	20,818	-	911	1,065	394
	区	376,213	239,573	153,725	1,130	7,777	113,285	45	4,650	5,012	1,335
	市	16,096	8,869	4,885	57	166	3,232	-	151	137	53
千代田区	16,985	13,229	7,427	48	148	5,714	-	234	342	15	
中央区	22,870	16,511	10,990	68	1,857	7,308	1	478	305	34	
港区	30,148	23,518	15,389	68	1,379	11,572	1	438	387	86	
新宿区	27,215	19,626	14,449	164	1,585	11,257	-	285	276	64	
文京区	8,702	5,565	3,556	42	95	2,691	2	105	151	36	
台東区	15,281	10,264	7,487	193	239	5,317	6	236	278	41	
墨田区	12,751	6,691	4,491	31	433	2,954	11	131	169	46	
江東区	16,100	10,325	5,485	23	23	4,095	4	162	184	72	
品川区	15,012	10,081	6,069	56	155	4,496	6	231	214	60	
目黒区	8,218	5,457	3,580	9	65	2,710	-	120	105	43	
大田区	28,340	13,855	7,995	57	152	5,625	1	248	282	95	
世田谷区	24,301	12,238	7,625	6	41	5,774	2	234	256	113	
渋谷区	17,255	12,780	8,686	99	499	6,867	-	170	193	53	
中野区	10,011	5,914	3,960	5	92	3,054	3	155	139	31	
杉並区	14,266	8,182	5,396	11	70	4,065	-	149	181	67	
豊島区	14,641	9,939	6,810	120	352	5,162	2	179	217	56	
北区	11,832	6,555	4,194	15	86	3,122	-	138	138	44	
荒川区	7,231	4,007	2,548	14	10	1,796	4	96	117	33	
板橋区	13,896	8,601	5,130	5	27	3,803	2	141	195	86	
練馬区	13,547	8,259	4,825	5	75	3,494	-	198	194	86	
足立区	17,316	10,726	6,551	42	13	4,673	-	196	278	77	
葛飾区	14,356	7,523	4,859	12	117	3,300	-	135	219	55	
江戸川区	15,939	9,727	6,223	37	264	4,436	-	191	192	42	
八王子市	16,096	8,869	4,885	57	166	3,232	-	151	137	53	
西多摩	13,674	7,531	4,287	130	72	2,878	-	119	136	54	
南多摩	8,373	4,853	2,471	11	26	1,626	-	66	86	38	
町田	12,415	5,129	2,855	25	92	2,013	-	76	89	35	
多摩立川	21,894	11,000	6,289	68	174	4,398	-	174	215	72	
多摩府中	30,663	15,000	8,433	40	193	5,970	-	272	317	125	
多摩小平	19,565	8,799	4,863	18	36	3,316	-	175	205	67	
大島	2,154	1,050	650	292	-	242	-	14	7	-	
三宅	467	202	125	57	-	47	-	1	1	1	
八丈	1,043	516	317	82	5	189	-	2	5	2	
小笠原	309	177	121	50	-	50	-	3	-	-	
市場	2,795	1,513	122	3	-	89	-	9	4	-	

(平成22年3月末現在)

		飲食店営業									
		弁当屋	そう菜店	スエコン トンビ ア等スニ	移動	臨時	集許 団可 給あ 食る	自動車	自動販売機	天ぷら船	屋形船
20年度	全都	7,336	8,337	23	403	2,798	6,491	1,379	523	54	184
	都	1,530	1,607	1	57	797	1,604	336	28	-	-
	区	5,585	6,545	22	337	1,667	4,610	999	490	54	184
	市	220	185	-	9	334	277	44	5	-	-
21年度	全都	7,226	8,206	42	371	2,911	6,418	1,552	589	51	185
	都	1,518	1,555	6	58	779	1,627	395	33	-	-
	区	5,489	6,476	36	307	1,767	4,518	1,111	551	51	185
	市	219	175	-	6	365	273	46	5	-	-
千代田区	271	239	-	3	34	313	27	39	-	-	
中央区	282	206	11	3	104	243	50	19	4	17	
港区	277	493	-	6	79	395	44	131	7	26	
新宿区	156	193	-	8	83	251	62	64	1	-	
文京区	162	79	-	10	5	138	5	35	-	-	
台東区	220	224	4	46	522	82	42	8	6	23	
墨田区	178	198	1	12	204	81	20	6	1	15	
江東区	286	215	-	11	20	253	78	19	7	33	
品川区	166	326	2	16	1	207	39	64	8	22	
目黒区	117	244	-	6	10	115	30	6	-	-	
大田区	399	429	2	10	258	328	71	26	5	7	
世田谷区	330	372	3	5	44	343	80	22	-	-	
渋谷区	235	177	-	24	66	168	83	52	-	-	
中野区	125	143	-	9	49	115	26	14	-	-	
杉並区	249	280	2	10	71	203	30	8	-	-	
豊島区	252	249	1	4	5	148	53	10	-	-	
北区	207	253	-	15	4	138	32	2	-	-	
荒川区	127	260	-	14	-	59	16	1	-	1	
板橋区	261	260	7	14	57	209	62	1	-	-	
練馬区	255	218	-	18	39	198	33	12	-	-	
足立区	349	636	-	21	10	177	70	3	1	5	
葛飾区	273	503	-	11	76	123	28	5	2	-	
江戸川区	312	279	3	31	26	231	130	4	9	36	
八王子市	219	175	-	6	365	273	46	5	-	-	
西多摩	155	197	1	2	324	180	37	2	-	-	
南多摩	155	142	-	3	68	216	32	2	-	-	
町田	161	115	-	2	17	149	76	5	-	-	
多摩立川	321	337	1	15	145	282	82	5	-	-	
多摩府中	377	400	3	15	138	502	69	12	-	-	
多摩小平	303	299	1	11	66	266	96	4	-	-	
大島	27	40	-	8	12	7	1	-	-	-	
三宅	-	8	-	-	7	3	-	-	-	-	
八丈	12	13	-	-	2	3	2	-	-	-	
小笠原	5	3	-	2	-	8	-	-	-	-	
市場	2	1	-	-	-	11	-	3	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

食品衛生関係施設数（その2）

	喫茶店営業				菓子製造業							
	小計	店舗	自動販売機	自動車	小計	パン製造業	製生菓子	菓子の他の製造業	移動	臨時	自動車	
20年度	全都	31,896	2,005	29,811	80	14,265	3,596	5,259	4,446	31	562	371
	都	5,569	416	5,127	26	3,482	874	1,181	1,136	5	176	110
	区	25,325	1,539	23,735	51	10,219	2,579	3,922	3,139	24	314	241
	市	1,002	50	949	3	564	143	156	171	2	72	20
21年度	全都	32,099	2,010	30,001	88	15,382	3,667	5,389	5,399	29	572	326
	都	5,630	397	5,199	34	3,617	871	1,179	1,289	4	169	105
	区	25,468	1,566	23,852	50	11,165	2,656	4,052	3,912	24	319	202
	市	1,001	47	950	4	600	140	158	198	1	84	19
千代田区	2,996	215	2,780	1	349	112	111	121	-	5	-	
中央区	2,628	152	2,474	2	504	118	274	98	-	11	3	
港区	3,871	130	3,740	1	746	253	285	195	1	11	1	
新宿区	1,730	107	1,619	4	555	131	185	197	-	38	4	
文京区	507	28	478	1	278	69	107	98	1	2	1	
台東区	645	101	542	2	565	70	188	175	3	119	10	
墨田区	407	34	372	1	325	56	120	142	-	5	2	
江東区	1,743	67	1,675	1	458	113	162	167	-	5	11	
品川区	1,602	2	1,599	1	373	104	95	168	-	1	5	
目黒区	398	57	333	8	344	83	138	117	-	-	6	
大田区	1,460	52	1,403	5	702	177	268	163	1	77	16	
世田谷区	757	82	668	7	944	215	368	336	1	9	15	
渋谷区	1,431	131	1,299	1	602	151	216	214	-	11	10	
中野区	387	32	353	2	296	54	113	119	2	3	5	
杉並区	484	59	424	1	488	124	167	189	1	3	4	
豊島区	746	94	652	-	444	113	180	132	1	1	17	
北区	463	20	443	-	319	81	130	92	1	1	14	
荒川区	239	13	226	-	226	54	70	97	1	-	4	
板橋区	783	35	747	1	478	102	175	177	1	1	22	
練馬区	581	69	509	3	602	142	191	246	6	7	10	
足立区	698	28	665	5	622	132	202	268	2	-	18	
葛飾区	346	29	317	-	453	99	151	185	2	7	9	
江戸川区	566	29	534	3	492	103	156	216	-	2	15	
八王子市	1,001	47	950	4	600	140	158	198	1	84	19	
西多摩	791	46	742	3	502	104	174	167	1	49	7	
南多摩	640	34	604	2	340	87	91	123	-	30	9	
町田	397	31	360	6	373	107	94	145	-	4	23	
多摩立川	1,230	92	1,136	2	688	157	228	252	-	21	30	
多摩府中	1,660	132	1,518	10	933	218	330	328	3	39	15	
多摩小平	751	44	696	11	672	173	231	225	-	23	20	
大島	9	9	-	-	63	11	24	26	-	1	1	
三宅	1	1	-	-	15	1	1	11	-	2	-	
八丈	4	4	-	-	20	9	6	5	-	-	-	
小笠原	3	3	-	-	11	4	-	7	-	-	-	

(平成22年3月末現在)

		あん類製造業	製クアリ造イム業類ス	乳処理業	製特別乳造さく業取	乳製品製造業	集乳業	乳類販売業				
								小計	専業	売シヨーカーリス	自動販売機	移動販売車
20年度	全都	49	2,439	11	-	154	-	32,230	1,131	19,042	11,961	96
	都区	6	478	9	-	44	-	7,321	292	4,391	2,602	36
	区市	41	1,885	2	-	106	-	23,704	800	14,004	8,844	56
	市	2	76	-	-	4	-	1,205	39	647	515	4
21年度	全都	49	2,334	11	-	154	-	31,538	1,079	18,473	11,887	99
	都区	6	462	9	-	41	-	7,142	289	4,199	2,622	32
	区市	41	1,803	2	-	108	-	23,192	751	13,657	8,722	62
	市	2	69	-	-	5	-	1,204	39	617	543	5
千代田区	-	124	-	-	2	-	1,603	13	686	903	1	
中央区	2	118	-	-	14	-	1,077	10	516	551	-	
港区	1	191	-	-	8	-	1,939	12	842	1,085	-	
新宿区	3	121	-	-	11	-	1,471	28	802	641	-	
文京区	-	54	-	-	-	-	648	18	379	251	-	
台東区	-	77	-	-	2	-	688	17	458	213	-	
墨田区	2	49	-	-	3	-	624	31	377	214	2	
江東区	6	97	-	-	3	-	1,300	37	596	667	-	
品川区	2	71	-	-	3	-	1,031	21	547	462	1	
目黒区	1	46	-	-	3	-	530	20	332	178	-	
大田区	3	90	-	-	11	-	1,720	74	944	695	7	
世田谷区	3	80	1	-	15	-	1,297	71	887	333	6	
渋谷区	1	129	-	-	2	-	1,039	11	548	479	1	
中野区	1	36	-	-	2	-	537	27	369	140	1	
杉並区	1	49	-	-	2	-	799	38	592	169	-	
豊島区	1	84	-	-	8	-	876	19	549	308	-	
北区	1	49	-	-	6	-	727	26	483	217	1	
荒川区	2	27	-	-	1	-	408	23	283	102	-	
板橋区	5	60	-	-	2	-	1,000	52	665	282	1	
練馬区	-	55	-	-	1	-	929	26	718	181	4	
足立区	2	68	-	-	3	-	1,158	81	823	234	20	
葛飾区	3	58	1	-	3	-	776	47	519	195	15	
江戸川区	1	70	-	-	3	-	1,015	49	742	222	2	
八王子市	2	69	-	-	5	-	1,204	39	617	543	5	
西多摩	1	65	1	-	7	-	919	51	530	333	5	
南多摩	-	47	1	-	3	-	749	24	394	329	2	
町田	1	40	1	-	3	-	789	27	459	290	13	
多摩立川	-	93	2	-	13	-	1,325	56	750	519	-	
多摩府中	2	150	2	-	8	-	1,947	60	1,113	774	-	
多摩小平	2	52	-	-	3	-	1,186	56	767	351	12	
大島	-	10	1	-	2	-	99	5	93	1	-	
三宅	-	-	-	-	-	-	17	1	16	-	-	
八丈	-	5	1	-	2	-	39	-	38	1	-	
小笠原	-	-	-	-	-	-	9	-	9	-	-	
市	-	-	-	-	-	-	63	9	30	24	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

食品衛生関係施設数（その3）

		食肉処理業	食肉販売業					製食肉製品	魚介類販売業				せり介売業類
			小計	一般	包装	販売機動	販売車動		小計	一般	包装	販売車動	
20年度	全都	904	13,611	4,258	9,017	-	25	181	14,399	5,380	8,802	217	32
	都区	164	3,037	1,003	2,019	-	15	55	4,051	2,072	1,907	72	27
	区市	725	10,103	3,121	6,662	-	9	120	9,862	3,130	6,591	141	4
	市	15	471	134	336	-	1	6	486	178	304	4	1
21年度	全都	909	13,528	4,287	9,216	-	25	189	14,291	5,307	8,797	187	34
	都区	161	2,975	988	1,973	-	14	50	3,974	2,052	1,872	50	29
	区市	734	10,098	3,165	6,923	-	10	134	9,847	3,082	6,631	134	4
	市	14	455	134	320	-	1	5	470	173	294	3	1
千代田区	8	310	27	283	-	-	4	312	34	278	-	-	
中央区	17	435	116	319	-	-	3	485	190	289	6	-	
港区	32	566	119	447	-	-	6	549	103	443	3	-	
新宿区	40	570	151	418	-	1	2	525	124	399	2	-	
文京区	14	218	63	155	-	-	2	225	66	156	3	-	
台東区	28	318	117	201	-	-	12	315	113	198	4	-	
墨田区	24	340	122	216	-	2	3	315	102	206	7	-	
江東区	48	488	151	336	-	1	6	513	177	323	13	-	
品川区	44	392	110	282	-	-	5	369	96	270	3	-	
目黒区	13	248	86	162	-	-	2	224	61	163	-	-	
大田区	63	712	225	487	-	-	13	774	294	467	13	4	
世田谷区	21	672	229	442	-	1	9	664	231	422	11	-	
渋谷区	18	390	94	296	-	-	5	384	97	284	3	-	
中野区	25	293	108	184	-	1	8	284	96	184	4	-	
杉並区	17	449	162	287	-	-	7	404	132	271	1	-	
豊島区	27	420	115	305	-	-	13	392	109	283	-	-	
北区	24	341	117	224	-	-	1	316	99	209	8	-	
荒川区	38	221	101	120	-	-	3	194	80	110	4	-	
板橋区	47	485	153	332	-	-	8	463	138	319	6	-	
練馬区	42	544	184	356	-	4	10	527	182	340	5	-	
足立区	77	680	250	430	-	-	5	632	216	394	22	-	
葛飾区	31	431	173	258	-	-	1	409	154	250	5	-	
江戸川区	36	575	192	383	-	-	6	572	188	373	11	-	
八王子市	14	455	134	320	-	1	5	470	173	294	3	1	
西多摩	14	384	127	250	-	7	11	355	118	226	11	-	
南多摩	4	266	90	176	-	-	3	265	91	171	3	-	
町田	11	300	81	215	-	4	4	298	91	203	4	-	
多摩立川	48	554	174	380	-	-	11	547	171	368	8	-	
多摩府中	23	789	245	544	-	-	12	791	249	529	13	-	
多摩小平	17	552	187	362	-	3	7	536	180	345	11	1	
大島	3	54	48	6	-	-	2	62	55	7	-	6	
三宅	-	13	12	1	-	-	-	14	13	1	-	1	
八丈	-	32	18	14	-	-	-	39	22	17	-	2	
小笠原	-	8	2	6	-	-	-	10	6	4	-	2	
市場	41	23	4	19	-	-	-	1,057	1,056	1	-	17	

(平成22年3月末現在)

	製魚 品肉 製造 業ね 業り	食品の冷凍・冷蔵業			照食 品の 射放 射線 業線	製清 涼飲 料業 水	製乳 酸菌 造飲 業料	氷雪製造業				氷 雪販 売業	
		小 計	冷 凍 業	冷 蔵 業				小 計	製氷 造業 雪	製自 動造 角機 氷	販自 売機 動		
20 年度	全都	193	391	187	204	-	93	6	63	31	22	10	237
	都	48	111	62	49	-	32	4	35	16	17	2	39
	区	137	264	117	147	-	56	2	27	14	5	8	193
	市	8	16	8	8	-	5	-	1	1	-	-	5
21 年度	全都	188	395	194	201	-	91	7	64	34	20	10	219
	都	49	113	64	49	-	31	4	34	17	15	2	38
	区	131	265	121	144	-	55	3	29	16	5	8	176
	市	8	17	9	8	-	5	-	1	1	-	-	5
千代田区	4	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5
中央区	12	26	5	21	-	2	-	1	-	-	-	1	7
港区	3	18	8	10	-	4	-	9	2	-	-	7	10
新宿区	4	5	5	-	-	2	-	6	4	2	-	-	4
文京区	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8
台東区	3	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	16
墨田区	4	2	1	1	-	2	-	1	1	-	-	-	6
江東区	5	10	5	5	-	5	-	1	1	-	-	-	14
品川区	8	11	5	6	-	3	-	2	2	-	-	-	9
目黒区	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	3
大田区	6	115	32	83	-	4	-	2	2	-	-	-	15
世田谷区	5	4	4	-	-	2	1	3	1	2	-	-	10
渋谷区	8	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4
中野区	3	3	3	-	-	2	1	-	-	-	-	-	2
杉並区	3	2	1	1	-	2	-	1	-	1	-	-	2
豊島区	8	1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	11
北区	8	4	4	-	-	2	-	-	-	-	-	-	10
荒川区	7	10	7	3	-	-	-	1	1	-	-	-	4
板橋区	4	17	15	2	-	-	-	-	-	-	-	-	9
練馬区	3	14	12	2	-	4	-	-	-	-	-	-	3
足立区	10	3	-	3	-	2	-	1	1	-	-	-	10
葛飾区	13	4	4	-	-	7	1	-	-	-	-	-	8
江戸川区	4	13	6	7	-	5	-	1	1	-	-	-	6
八王子市	8	17	9	8	-	5	-	1	1	-	-	-	5
西多摩	-	16	13	3	-	3	-	-	-	-	-	-	5
南多摩	2	9	7	2	-	2	1	1	-	-	-	1	1
町田	2	4	3	1	-	3	-	-	-	-	-	-	2
多摩立川	7	20	13	7	-	4	2	-	-	-	-	-	4
多摩府中	6	21	13	8	-	6	1	2	-	1	1	1	8
多摩小平	8	10	6	4	-	5	-	-	-	-	-	-	5
大島	15	9	4	5	-	2	-	16	5	11	-	-	2
三宅	-	1	-	1	-	1	-	1	1	-	-	-	2
八丈	2	5	2	3	-	4	-	5	2	3	-	-	2
小笠原	2	2	-	2	-	1	-	2	2	-	-	-	-
市場	5	16	3	13	-	-	-	7	7	-	-	-	7

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

食品衛生関係施設数（その4）

	食用油脂製造業			製シマ ヨー ーガ リ ン 又 は グ は	み そ 製 造 業	し ょ う 油 製 造 業	ソ ー ス 類 製 造 業	酒 類 製 造 業	豆 腐 製 造 業	納 豆 製 造 業	め ん 類 製 造 業	
	小 計	動 物 性 油 脂	植 物 性 油 脂									
20 年 度	全 都	49	28	21	4	35	8	59	35	1,152	18	723
	都	15	7	8	1	18	4	20	23	286	6	182
	区	31	20	11	3	17	4	37	9	831	9	507
	市	3	1	2	-	-	-	2	3	35	3	34
21 年 度	全 都	47	28	19	4	35	8	60	35	1,058	17	734
	都	15	7	8	1	19	4	19	23	260	6	185
	区	30	20	10	3	16	4	39	10	766	8	511
	市	2	1	1	-	-	-	2	2	32	3	38
千代田区	-	-	-	-	2	-	-	-	9	1	15	
中央区	-	-	-	-	1	-	1	-	22	-	18	
港区	1	1	-	-	1	-	5	-	20	-	17	
新宿区	2	1	1	1	-	-	3	4	26	1	14	
文京区	-	-	-	-	1	-	-	-	23	-	12	
台東区	1	-	1	-	2	-	2	-	33	-	34	
墨田区	13	13	-	-	-	-	1	2	24	2	21	
江東区	1	-	1	-	-	-	2	-	31	-	28	
品川区	-	-	-	-	1	-	3	3	25	-	24	
目黒区	-	-	-	-	-	-	-	-	19	-	12	
大田区	-	-	-	-	-	-	5	-	44	-	36	
世田谷区	-	-	-	-	2	1	3	-	52	1	25	
渋谷区	-	-	-	-	-	-	1	-	17	-	19	
中野区	-	-	-	-	1	1	-	-	32	-	10	
杉並区	-	-	-	-	1	1	3	-	33	1	14	
豊島区	-	-	-	-	-	1	-	-	38	-	32	
北区	1	-	1	-	-	-	1	1	39	1	22	
荒川区	3	3	-	-	-	-	1	-	29	-	14	
板橋区	1	-	1	-	-	-	1	-	33	-	28	
練馬区	1	-	1	-	1	-	2	-	52	-	20	
足立区	2	1	1	-	1	-	2	-	73	1	39	
葛飾区	2	1	1	1	2	-	2	-	45	-	31	
江戸川区	2	-	2	1	-	-	1	-	47	-	26	
八王子市	2	1	1	-	-	-	2	2	32	3	38	
西多摩	3	3	-	-	7	1	4	6	36	1	41	
南多摩	-	-	-	-	1	-	-	-	16	-	10	
町田	2	1	1	-	2	1	-	-	22	-	7	
多摩立川	1	1	-	-	2	-	2	1	50	1	50	
多摩府中	3	2	1	1	5	-	11	3	62	2	43	
多摩小平	-	-	-	-	2	-	2	1	64	1	31	
大島	6	-	6	-	-	-	-	3	5	1	2	
三宅	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	
八丈	-	-	-	-	-	2	-	7	2	-	1	
小笠原	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	
市場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(平成22年3月末現在)

		製そ う 造 ざ 業 い	食 品 製 造 業 結 は	製 添 造 加 業 物	取 締 条 例 に 規 定 す る 営 業 (総 数)	行商							
						小 計	菓 子	豆 腐 及 び 其 の 加 工 品	弁 当 類	ゆ で め ん 類	そ う 菜 類	ク ア リ ー ム 類 ス	魚 介 類 及 び 工 品
20 年 度	全 都	1,335	43	141	39,240	808	86	96	422	25	64	9	106
	都	308	13	17	9,556	210	25	18	79	1	20	1	66
	区	995	26	120	28,318	585	60	78	332	24	44	8	39
	市	32	4	4	1,366	13	1	-	11	-	-	-	1
21 年 度	全 都	1,408	43	138	39,234	1,593	218	198	837	1	252	21	66
	都	310	13	17	9,079	281	56	36	113	1	61	2	12
	区	1,062	27	117	28,785	1,273	155	155	709	-	183	19	52
	市	36	3	4	1,370	39	7	7	15	-	8	-	2
千代田区	50	-	6	1,580	-	-	-	-	-	-	-	-	
中央区	127	3	18	1,857	335	8	22	275	-	30	-	-	
港区	125	3	4	1,861	19	-	-	17	-	-	1	1	
新宿区	77	-	-	1,451	-	-	-	-	-	-	-	-	
文京区	13	-	3	771	42	13	3	18	-	4	4	-	
台東区	23	2	8	1,050	83	5	12	43	-	19	4	-	
墨田区	21	-	9	847	49	1	8	26	-	13	-	1	
江東区	72	3	6	1,533	141	3	4	112	-	17	3	2	
品川区	29	-	2	1,052	18	-	-	15	-	1	-	2	
目黒区	24	-	6	671	40	5	13	10	-	11	-	1	
大田区	70	5	6	1,932	40	20	1	14	-	1	1	3	
世田谷区	33	2	6	1,774	71	10	26	4	-	23	1	7	
渋谷区	39	-	2	1,112	67	1	-	66	-	-	-	-	
中野区	25	2	3	713	52	2	25	2	-	23	-	-	
杉並区	21	1	1	1,081	44	-	8	34	-	1	-	1	
豊島区	25	-	1	1,142	137	60	15	33	-	22	-	7	
北区	20	-	5	863	4	1	-	2	-	1	-	-	
荒川区	30	1	-	509	9	1	-	5	-	2	1	-	
板橋区	37	2	8	1,339	24	3	5	13	-	-	1	2	
練馬区	40	-	3	1,319	23	4	8	3	-	8	-	-	
足立区	77	1	8	1,738	17	1	-	6	-	4	1	5	
葛飾区	29	2	5	1,125	37	16	5	10	-	3	2	1	
江戸川区	55	-	7	1,465	21	1	-	1	-	-	-	19	
八王子市	36	3	4	1,370	39	7	7	15	-	8	-	2	
西多摩	60	2	9	1,391	50	17	10	4	1	18	-	-	
南多摩	20	1	-	716	6	1	-	-	-	4	1	-	
町田	10	-	2	816	-	-	-	-	-	-	-	-	
多摩立川	52	2	2	1,535	118	13	24	59	-	22	-	-	
多摩府中	70	3	3	2,299	54	14	1	19	-	13	-	7	
多摩小平	24	3	1	1,551	21	5	-	13	-	2	1	-	
大島	28	-	-	214	18	-	-	16	-	-	-	2	
三宅	8	-	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-	
八丈	25	-	-	122	9	4	-	-	-	2	-	3	
小笠原	2	2	-	28	1	-	1	-	-	-	-	-	
市場	11	-	-	373	4	2	-	2	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

行商については平成21年12月末現在の施設数。

食品衛生関係施設数（その5）

		製つ 造け 業物	等製 製菓 造材 業料	製粉 末造 食品	等そ う製 菜半 造製 品	製調 味 造料 業等	加魚 工介 業類	食料品等販売業					液 卵 製 造 業	卵 選 別 包 装 業
								小 計	一 般	包 装	販自 売 機動	販移 売 車動		
20 年度	全都	495	120	210	230	406	464	29,575	24,623	2,550	1,779	623	17	143
	都	137	46	62	71	91	123	6,659	5,650	569	333	107	7	79
	区	340	69	129	150	292	337	21,922	18,215	1,838	1,364	505	10	63
	市	18	5	19	9	23	4	994	758	143	82	11	-	1
21 年度	全都	496	122	204	230	439	450	28,911	22,902	3,464	1,864	681	16	142
	都	140	50	62	67	95	120	6,379	5,132	825	308	114	7	77
	区	338	65	122	154	320	326	21,569	17,082	2,459	1,472	556	9	64
	市	18	7	20	9	24	4	963	688	180	84	11	-	1
千代田区	1	-	1	-	6	1	1,473	1,144	136	180	13	1	6	
中央区	8	2	3	7	7	109	1,272	1,053	72	107	40	-	2	
港区	14	5	3	4	36	13	1,597	1,215	159	207	16	-	2	
新宿区	12	2	3	9	14	3	1,251	1,049	84	105	13	2	4	
文京区	2	1	-	4	8	4	585	450	72	54	9	-	-	
台東区	19	1	7	10	22	10	808	454	301	14	39	-	6	
墨田区	17	2	5	7	16	8	598	514	51	14	19	-	-	
江東区	13	4	4	5	15	30	1,051	817	52	143	39	1	4	
品川区	7	2	6	9	5	8	801	624	51	90	36	-	2	
目黒区	3	1	6	2	10	2	471	359	78	22	12	1	-	
大田区	16	5	7	16	15	15	1,535	1,260	63	169	43	-	1	
世田谷区	27	3	2	8	22	6	1,255	1,109	87	41	18	1	5	
渋谷区	-	1	2	2	12	3	908	778	10	90	30	-	1	
中野区	7	2	4	5	8	3	514	464	1	32	17	-	1	
杉並区	5	5	5	3	7	7	771	657	71	31	12	-	2	
豊島区	8	1	2	8	17	6	832	640	146	36	10	-	4	
北区	5	3	12	2	16	13	655	558	63	21	13	-	1	
荒川区	23	3	5	9	10	2	342	262	66	6	8	-	-	
板橋区	22	4	11	6	14	7	922	652	220	40	10	-	3	
練馬区	27	2	5	8	8	18	873	764	83	14	12	-	11	
足立区	56	4	12	11	16	8	1,262	913	266	27	56	2	3	
葛飾区	27	10	7	7	20	14	771	480	228	17	46	1	3	
江戸川区	19	2	10	12	16	36	1,022	866	99	12	45	-	3	
八王子市	18	7	20	9	24	4	963	688	180	84	11	-	1	
西多摩	65	17	15	24	15	12	920	736	106	45	33	2	32	
南多摩	12	3	1	3	4	-	508	390	84	26	8	-	5	
町田	12	1	5	6	5	1	590	427	118	24	21	-	3	
多摩立川	16	2	6	9	8	6	1,090	839	196	43	12	3	5	
多摩府中	19	11	9	11	39	16	1,665	1,401	146	102	16	2	11	
多摩小平	12	8	12	12	11	11	1,073	832	160	57	24	-	2	
大島	1	2	4	-	4	29	119	117	2	-	-	-	10	
三宅	-	-	2	-	1	3	22	21	1	-	-	-	2	
八丈	1	-	8	1	7	11	57	52	5	-	-	-	3	
小笠原	1	6	-	1	1	2	12	8	4	-	-	-	-	
市	1	-	-	-	-	29	323	309	3	11	-	-	4	

(平成22年3月末現在)

	集団給食						(3)ふぐの取扱 規制条例		(4)食品衛生法施行 細則第16条に規定 する営業(総数)	許可を要しない食品製造業					
	小 計	稚学校・ 園幼	療病院・ 所診	業工場・ 所事	そ の 他	ふ 取 扱 所	ふ 加 工 品	小 計		米製粉・ 業・精・ 麦精	造つ け 物 業 製	その他の 食品製造業			
												一 食	般 品	乳 食	肉 品
20 年 度	全都	6,479	1,845	421	370	3,843	4,446	2,114	154,897	6,205	3,444	1,380	1,285	96	
	都	1,778	368	126	78	1,206	498	509	46,740	1,265	522	525	210	8	
	区	4,421	1,392	264	291	2,474	3,884	1,540	102,463	4,768	2,812	824	1,044	88	
	市	280	85	31	1	163	64	65	5,694	172	110	31	31	-	
21 年 度	全都	6,631	1,848	422	356	4,005	4,429	2,186	155,600	6,208	3,443	1,384	1,285	96	
	都	1,801	370	123	76	1,232	499	550	47,454	1,276	523	531	214	8	
	区	4,545	1,394	269	280	2,602	3,864	1,540	102,451	4,758	2,809	821	1,040	88	
	市	285	84	30	-	171	66	96	5,695	174	111	32	31	-	
千代田区	91	12	12	32	35	287	27	1,862	47	15	3	28	1		
中央区	112	21	2	43	46	747	62	3,693	104	45	15	26	18		
港区	168	35	16	47	70	572	48	4,149	69	48	-	21	-		
新宿区	151	46	10	15	80	405	140	5,593	115	91	7	17	-		
文京区	125	44	9	3	69	85	30	2,251	160	117	16	27	-		
台東区	84	29	1	7	47	226	37	3,704	123	95	18	10	-		
墨田区	145	44	10	6	85	106	67	5,040	112	93	3	5	11		
江東区	265	76	7	18	164	125	70	4,047	109	64	8	32	5		
品川区	194	66	8	17	103	109	34	3,736	280	144	104	30	2		
目黒区	135	32	5	8	90	70	30	1,990	304	116	124	53	11		
大田区	282	93	16	12	161	114	98	12,341	461	287	22	120	32		
世田谷区	374	92	17	4	261	114	136	10,039	450	229	105	116	-		
渋谷区	116	32	7	9	68	189	40	3,134	285	69	3	212	1		
中野区	117	47	9	2	59	69	46	3,269	162	151	8	2	1		
杉並区	232	75	5	6	146	69	90	4,844	304	149	110	44	1		
豊島区	127	43	9	13	62	122	54	3,384	195	132	5	56	2		
北区	152	55	10	4	83	46	40	4,328	386	206	154	26	-		
荒川区	106	34	7	4	61	50	51	2,614	138	93	25	20	-		
板橋区	326	86	33	7	200	59	65	3,832	41	7	14	20	-		
練馬区	344	110	17	6	211	58	96	3,815	109	56	33	20	-		
足立区	347	119	31	14	183	90	98	4,664	247	194	4	49	-		
葛飾区	228	83	11	-	134	66	54	5,588	253	191	24	38	-		
江戸川区	324	120	17	3	184	86	127	4,534	304	217	16	68	3		
八王子市	285	84	30	-	171	66	96	5,695	174	111	32	31	-		
西多摩	239	28	27	3	181	34	47	4,671	287	49	170	66	2		
南多摩	174	36	13	8	117	27	51	2,726	71	62	5	4	-		
町田	193	51	14	9	119	30	45	6,395	113	82	13	18	-		
多摩立川	272	50	20	17	185	70	104	9,185	69	22	19	24	4		
多摩府中	462	92	24	15	331	105	96	13,163	369	191	120	56	2		
多摩小平	389	100	24	7	258	47	67	9,101	243	102	101	40	-		
大島	27	8	-	1	18	1	6	883	101	11	90	-	-		
三宅	4	3	-	1	-	-	-	231	10	1	7	2	-		
八丈	25	2	1	3	19	1	2	402	13	3	6	4	-		
小笠原	4	-	-	-	4	1	4	99	-	-	-	-	-		
市場	12	-	-	12	-	183	128	598	-	-	-	-	-		

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

食品衛生関係施設数（その6）

		許可を要しない食品販売業								
		小計	販売加工業品類	販売製業品	販売クリーム業類ス	販売野菜果業物	販売菓子（パン）	販売業食	販売調味料・業	販売その他業品
20年度	全都	133,019	13,778	17,625	21,605	12,867	28,443	6,526	14,201	17,974
	都	39,658	4,803	5,636	6,303	3,993	6,750	1,626	4,879	5,668
	区	88,748	8,295	11,283	14,445	8,276	20,658	4,732	8,932	12,127
	市	4,613	680	706	857	598	1,035	168	390	179
21年度	全都	133,089	13,791	17,635	21,572	12,881	28,487	6,539	14,202	17,982
	都	39,732	4,803	5,636	6,318	4,002	6,780	1,629	4,887	5,677
	区	88,745	8,308	11,293	14,396	8,283	20,672	4,742	8,925	12,126
	市	4,612	680	706	858	596	1,035	168	390	179
千代田区	1,737	145	435	188	146	586	66	103	68	
中央区	3,074	168	221	292	300	687	64	313	1,029	
港区	3,561	424	424	427	446	439	424	480	497	
新宿区	5,267	292	610	606	382	1,255	214	701	1,207	
文京区	1,961	177	142	339	227	520	130	204	222	
台東区	3,273	259	301	631	239	1,047	136	292	368	
墨田区	4,826	533	572	1,266	325	1,107	193	493	337	
江東区	3,597	397	326	559	301	859	223	242	690	
品川区	2,757	320	556	414	224	303	329	219	392	
目黒区	1,555	104	165	132	330	374	127	159	164	
大田区	10,489	1,114	1,354	1,723	1,069	2,373	412	1,121	1,323	
世田谷区	8,906	638	965	1,189	717	2,092	361	1,196	1,748	
渋谷区	2,768	300	615	343	101	1,151	124	129	5	
中野区	2,916	297	306	340	388	691	164	234	496	
杉並区	4,094	389	653	713	465	747	189	255	683	
豊島区	2,845	316	476	295	403	750	148	235	222	
北区	3,463	395	470	557	302	625	222	381	511	
荒川区	2,207	211	256	368	212	410	128	265	357	
板橋区	3,414	172	253	759	268	874	250	343	495	
練馬区	3,537	460	539	596	273	807	118	213	531	
足立区	3,864	214	346	885	330	1,240	243	392	214	
葛飾区	4,697	502	875	994	403	751	289	550	333	
江戸川区	3,937	481	433	780	432	984	188	405	234	
八王子市	4,612	680	706	858	596	1,035	168	390	179	
西多摩	3,932	241	582	631	278	1,002	166	294	738	
南多摩	2,376	212	288	406	205	446	122	337	360	
町田	5,467	748	672	671	806	910	154	632	874	
多摩立川	7,380	896	1,122	969	633	1,259	257	1,125	1,119	
多摩府中	11,162	1,390	1,576	2,181	815	1,797	352	1,435	1,616	
多摩小平	7,529	1,178	1,248	1,290	568	1,139	488	873	745	
大島	734	86	105	106	95	107	34	93	108	
三宅	175	21	21	20	21	25	21	21	25	
八丈	338	18	15	36	65	64	30	66	44	
小笠原	83	13	7	8	8	16	5	11	15	
市	556	-	-	-	508	15	-	-	33	

(平成22年3月末現在)

	食器具容器包装おもちゃ					添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業	
	小計	食器具容器包装製造業	食器具容器包装販売業	おもちゃ製造業	おもちゃ販売業				
20年度	全都	7,937	150	4,557	231	2,999	32	8,135	167
	都	2,851	4	1,846	15	986	9	3,389	166
	区	4,650	146	2,496	216	1,792	23	4,273	1
	市	436	-	215	-	221	-	473	-
21年度	全都	7,971	150	4,581	231	3,009	32	8,133	167
	都	2,875	4	1,864	15	992	9	3,396	166
	区	4,660	146	2,502	216	1,796	23	4,264	1
	市	436	-	215	-	221	-	473	-
千代田区	50	-	26	1	23	2	26	-	
中央区	370	35	290	-	45	7	138	-	
港区	103	-	67	-	36	-	416	-	
新宿区	196	-	127	3	66	-	15	-	
文京区	108	2	69	3	34	-	22	-	
台東区	224	16	118	44	46	-	84	-	
墨田区	80	14	18	24	24	-	22	-	
江東区	163	1	89	1	72	-	178	-	
品川区	163	14	97	-	52	1	535	-	
目黒区	62	5	39	1	17	-	69	-	
大田区	938	3	354	6	575	-	453	-	
世田谷区	471	2	307	1	161	-	212	-	
渋谷区	73	-	49	-	24	3	5	-	
中野区	97	7	33	-	57	-	94	-	
杉並区	140	8	92	-	40	-	306	-	
豊島区	83	3	52	1	27	9	252	-	
北区	152	8	101	-	43	-	327	-	
荒川区	155	2	117	15	21	-	114	-	
板橋区	241	6	179	27	29	-	136	-	
練馬区	145	-	85	-	60	-	23	1	
足立区	106	6	55	16	29	-	447	-	
葛飾区	355	12	84	44	215	-	283	-	
江戸川区	185	2	54	29	100	1	107	-	
八王子市	436	-	215	-	221	-	473	-	
西多摩	183	-	106	-	77	1	179	89	
南多摩	161	-	103	-	58	-	116	2	
町田	506	-	281	9	216	-	304	5	
多摩立川	499	-	412	-	87	-	1,196	41	
多摩府中	837	2	516	5	314	-	790	5	
多摩小平	541	-	343	-	198	1	770	17	
大島	29	2	18	-	9	5	13	1	
三宅	25	-	15	-	10	-	21	-	
八丈	36	-	20	1	15	2	7	6	
小笠原	16	-	8	-	8	-	-	-	
市場	42	-	42	-	-	-	-	-	

市場は卸売市場(花き市場を除く。)内における知事許可施設数。

表 2-2-2 食品衛生関係施設監視指導数（その1）

	総計	（規定する営業に法 第52条衛生 食品衛生 営業）	飲食店営業	喫茶店営業	菓子製造業	あん類製造業	アイスクリーム類製造業	乳処理事業	特別取扱い牛乳業	乳製品製造業	
20年度	全都	732,269	439,392	185,067	18,404	21,968	206	3,061	132	-	417
	都	353,347	200,989	41,218	4,514	5,763	44	672	123	-	262
	区	371,236	234,017	141,343	13,633	15,835	162	2,341	9	-	150
	市	7,687	4,386	2,506	257	370	-	48	-	-	5
21年度	全都	731,924	431,530	183,023	12,066	23,108	186	3,006	109	-	359
	都	361,773	198,759	37,834	3,264	5,467	20	687	98	-	190
	区	362,083	228,235	142,404	8,658	17,216	164	2,266	11	-	167
	市	8,068	4,536	2,785	144	425	2	53	-	-	2
千代田区	8,706	6,595	4,896	563	285	-	51	-	-	2	
中央区	16,325	8,788	5,390	547	627	4	91	-	-	8	
港区	17,830	13,201	9,292	1,279	435	4	69	-	-	5	
新宿区	17,314	14,156	9,157	778	839	9	125	1	-	3	
文京区	8,499	6,064	3,408	231	573	-	89	-	-	-	
台東区	18,451	13,542	10,506	465	720	-	110	-	-	2	
墨田区	14,420	9,358	6,071	125	907	7	83	-	-	3	
江東区	32,068	14,710	8,596	680	1,389	22	237	-	-	15	
品川区	9,838	6,263	3,799	261	542	2	41	-	-	6	
目黒区	15,254	10,066	7,599	109	454	-	81	-	-	5	
大田区	16,276	9,127	5,127	266	849	11	111	-	-	26	
世田谷区	26,933	16,061	8,811	699	1,412	4	77	-	-	25	
渋谷区	9,889	6,499	4,554	392	410	9	77	-	-	1	
中野区	7,391	3,882	2,044	95	239	-	50	-	-	1	
杉並区	22,886	13,065	7,423	458	1,214	1	133	-	-	4	
豊島区	26,674	16,649	10,138	522	1,661	12	274	-	-	18	
北区	13,195	8,403	4,628	266	590	11	115	-	-	16	
荒川区	6,752	3,799	2,186	61	333	-	24	-	-	-	
板橋区	10,960	6,541	3,810	99	542	32	36	-	-	5	
練馬区	11,840	7,656	4,046	154	800	-	79	-	-	3	
足立区	17,461	10,474	6,315	217	885	20	51	-	-	-	
葛飾区	19,312	13,627	9,097	254	912	13	103	10	-	14	
江戸川区	13,809	9,709	5,511	137	598	3	159	-	-	5	
八王子市	8,068	4,536	2,785	144	425	2	53	-	-	2	
西多摩	12,393	4,621	2,854	136	323	-	59	1	-	6	
南多摩	13,802	5,936	3,054	360	649	-	89	-	-	14	
町田	7,656	3,691	2,087	98	351	3	38	-	-	2	
多摩立川	20,702	12,179	7,356	297	1,213	-	119	7	-	39	
多摩府中	29,098	15,411	8,983	618	1,371	4	265	2	-	16	
多摩小平	15,232	6,983	3,987	113	706	4	58	-	-	2	
大島	4,096	2,189	1,248	12	113	-	27	14	-	12	
三宅	2,216	864	382	4	67	-	-	-	-	-	
八丈	1,563	888	475	5	64	-	9	-	-	2	
小笠原	1,652	651	176	2	55	-	-	-	-	-	
市 場	162,663	117,575	5,491	1,271	-	-	-	-	-	-	
センター	82,738	19,811	1,692	-	555	9	23	74	-	97	
芝浦食肉	7,962	7,960	49	348	-	-	-	-	-	-	

(平成22年3月末現在)

	集乳業	乳類販売業	食肉処理業	食肉販売業	食肉製品製造業	魚介類販売業	せり売介り業類	製魚肉練り製品	冷食品の冷蔵又は	照食品の放射線	
20年度	全都	-	31,715	9,430	26,760	521	127,678	3,187	779	1,215	-
	都	-	11,015	7,829	10,275	203	110,959	3,187	355	957	-
	区	-	20,197	1,595	16,237	317	16,451	-	413	239	-
	市	-	503	6	248	1	268	-	11	19	-
21年度	全都	-	26,152	9,071	26,895	506	133,541	3,106	648	1,306	-
	都	-	6,752	7,755	11,067	175	117,489	3,101	365	1,046	-
	区	-	18,994	1,304	15,586	330	15,779	4	274	239	-
	市	-	406	12	242	1	273	1	9	21	-
千代田区	-	412	4	153	2	147	-	5	-	-	
中央区	-	462	46	593	11	813	-	29	17	-	
港区	-	1,203	32	319	11	359	-	2	8	-	
新宿区	-	1,354	47	822	2	872	-	1	1	-	
文京区	-	582	28	431	16	580	-	14	-	-	
台東区	-	782	36	358	16	348	-	4	-	-	
墨田区	-	673	85	540	11	562	-	11	3	-	
江東区	-	1,056	142	1,082	10	1,035	-	9	14	-	
品川区	-	547	80	442	29	371	-	16	18	-	
目黒区	-	525	33	551	10	561	2	8	-	-	
大田区	-	934	69	675	19	671	-	14	70	-	
世田谷区	-	1,911	18	1,434	8	1,444	-	8	5	-	
渋谷区	-	419	21	265	18	245	-	23	1	-	
中野区	-	479	10	411	17	432	-	2	3	-	
杉並区	-	1,281	39	1,098	15	1,145	-	15	-	-	
豊島区	-	1,015	49	1,395	39	1,269	-	18	1	-	
北区	-	852	68	787	6	697	-	14	17	-	
荒川区	-	424	31	302	8	258	-	17	12	-	
板橋区	-	619	58	556	32	532	-	3	15	-	
練馬区	-	799	57	713	15	737	2	6	22	-	
足立区	-	943	194	792	16	779	-	4	3	-	
葛飾区	-	795	51	995	2	858	-	50	7	-	
江戸川区	-	927	106	872	17	1,064	-	1	22	-	
八王子市	-	406	12	242	1	273	1	9	21	-	
西多摩	-	412	29	318	8	284	-	-	14	-	
南多摩	-	674	11	468	5	456	-	11	20	-	
町田	-	444	8	309	11	274	-	1	3	-	
多摩立川	-	1,148	109	757	27	686	-	1	11	-	
多摩府中	-	1,464	20	1,066	22	1,077	-	51	30	-	
多摩小平	-	664	24	561	12	496	7	16	5	-	
大島	-	241	2	175	3	178	7	29	13	-	
三宅	-	120	-	115	-	116	-	-	-	-	
八丈	-	87	-	82	-	85	-	2	-	-	
小笠原	-	100	-	148	-	151	-	2	4	-	
市場	-	1,330	-	837	-	104,533	2,892	84	390	-	
センター	-	-	134	6,191	87	9,151	195	168	521	-	
芝浦食肉	-	68	7,418	40	-	2	-	-	35	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

食品衛生関係施設監視指導数（その2）

		製清 涼 造飲 料 業水	製乳 酸 造菌 飲 業料	氷 雪 製 造 業	氷 雪 販 売 業	製食 用 造 油 業脂	製シマ ヨー ーガ 造トリ ニン ン又 業グは	み そ 製 造 業	し よ う 油 製 造 業	ソ ー ス 製 造 業	酒 類 製 造 業
20 年度	全都	310	50	199	365	78	13	43	12	125	84
	都	196	40	179	237	46	4	30	8	65	66
	区	109	10	18	119	31	9	13	4	59	14
	市	5	-	2	9	1	-	-	-	1	4
21 年度	全都	281	61	223	362	57	13	26	9	132	80
	都	175	49	206	226	28	8	19	6	78	64
	区	99	12	16	131	24	5	7	3	51	16
	市	7	-	1	5	5	-	-	-	3	-
千代田区	1	-	-	4	-	-	2	-	-	-	-
中央区	1	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-
港区	1	-	2	7	-	-	-	-	-	4	-
新宿区	2	-	1	1	2	-	-	-	-	3	-
文京区	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-
台東区	4	-	-	16	-	-	2	-	-	1	-
墨田区	4	-	2	5	11	-	-	-	-	-	8
江東区	5	-	1	14	-	-	-	-	-	2	-
品川区	1	-	-	4	-	-	-	-	-	2	2
目黒区	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大田区	8	-	3	9	-	-	-	-	-	6	-
世田谷区	-	-	3	6	-	-	-	-	-	-	-
渋谷区	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
中野区	8	1	-	5	-	-	-	1	-	-	-
杉並区	-	-	1	-	-	-	-	-	-	2	-
豊島区	1	-	-	12	-	-	-	2	-	-	-
北区	13	-	-	16	2	-	-	-	-	7	6
荒川区	-	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-
板橋区	-	-	-	1	-	-	-	-	-	3	-
練馬区	6	-	-	1	-	-	1	-	-	7	-
足立区	1	-	-	5	-	-	-	-	-	6	-
葛飾区	28	11	-	10	4	2	2	-	-	4	-
江戸川区	12	-	1	-	5	3	-	-	-	4	-
八王子市	7	-	1	5	5	-	-	-	-	3	-
西多摩	3	-	-	2	2	-	9	2	4	6	-
南多摩	10	-	2	3	-	-	1	-	1	-	-
町田	1	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-
多摩立川	11	6	-	1	2	-	-	-	4	4	-
多摩府中	16	2	-	6	2	4	7	-	41	5	-
多摩小平	12	-	-	4	-	-	-	-	3	1	-
大島	2	-	18	4	10	-	-	-	-	4	-
三宅	3	-	-	5	-	-	-	-	-	6	-
八丈	8	-	12	-	-	-	-	3	-	9	-
小笠原	3	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
市 場	-	-	172	201	-	-	-	-	-	-	-
センター	106	41	1	-	10	4	1	-	25	28	-
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(平成22年3月末現在)

		豆腐製造業	納豆製造業	めん類製造業	そうざい製造業	食びかん製品製造業又は	添加物製造業	（す取食食品） （総る条例に規定） （数営業）	行商	つけもの製造業	製菓材料製造業
20年度	全都	2,885	45	1,470	2,972	66	135	81,408	4,899	705	135
	都	959	25	465	1,217	26	50	39,005	872	263	70
	区	1,863	17	971	1,734	40	84	41,436	4,027	434	64
	市	63	3	34	21	-	1	967	-	8	1
21年度	全都	2,723	36	1,380	2,857	59	149	82,504	7,030	589	179
	都	806	21	375	1,328	35	25	38,783	960	207	79
	区	1,857	15	957	1,504	23	119	42,784	6,070	373	96
	市	60	-	48	25	1	5	937	-	9	4
千代田区	35	1	6	24	-	2	907	23	1	-	
中央区	64	-	17	61	2	1	5,151	2,834	3	2	
港区	62	-	7	95	3	2	2,401	870	13	4	
新宿区	65	-	18	53	-	-	1,698	192	7	-	
文京区	52	-	14	26	-	15	1,161	78	6	2	
台東区	78	-	36	48	2	8	1,625	103	20	-	
墨田区	92	3	78	68	-	6	1,367	77	41	4	
江東区	137	-	69	189	-	6	3,167	392	11	5	
品川区	20	-	38	42	-	-	1,057	265	-	-	
目黒区	48	-	22	41	-	14	961	40	1	-	
大田区	59	-	52	130	6	12	1,670	64	16	5	
世田谷区	130	2	25	30	-	9	2,799	105	12	2	
渋谷区	31	-	16	14	-	-	1,053	330	-	1	
中野区	44	-	17	22	1	-	650	-	-	1	
杉並区	134	-	53	49	-	-	2,298	81	2	8	
豊島区	96	-	61	65	-	1	3,319	322	18	1	
北区	133	5	68	67	-	19	1,599	17	14	3	
荒川区	62	2	29	41	4	-	626	22	19	4	
板橋区	85	-	48	62	3	-	1,311	16	47	22	
練馬区	82	-	35	87	-	4	1,495	38	47	1	
足立区	59	2	64	116	-	2	2,317	94	43	8	
葛飾区	174	-	156	62	2	11	2,606	89	37	18	
江戸川区	115	-	28	112	-	7	1,546	18	15	5	
八王子市	60	-	48	25	1	5	937	-	9	4	
西多摩	57	-	32	53	2	5	1,117	-	40	8	
南多摩	37	-	5	64	2	-	1,248	1	14	8	
町田	39	-	9	9	-	-	854	6	11	2	
多摩立川	163	3	167	47	1	-	2,195	49	37	6	
多摩府中	121	3	71	130	9	5	2,679	-	13	13	
多摩小平	218	1	44	41	4	-	1,822	41	4	6	
大島	16	8	3	50	-	-	466	20	2	4	
三宅	6	-	-	40	-	-	181	-	-	-	
八丈	7	-	4	34	-	-	186	-	-	-	
小笠原	2	-	1	4	1	-	244	23	1	16	
市場	-	-	-	374	-	-	12,026	820	53	-	
センター	140	6	39	482	16	15	15,763	-	32	16	
芝浦食肉	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種（飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設）の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

食品衛生関係施設監視指導数（その3）

		製粉 末造 食品 業品	製 造 そ う ざ い 半 製 品 業品	調 味 料 製 造 業	魚 介 類 加 工 業	販 食 料 売 品 業 等	液 卵 製 造 業	卵 選 別 包 装 業	集 団 給 食
20 年 度	全 都	280	313	607	1,926	60,079	49	223	12,192
	都	146	147	243	1,318	31,299	23	206	4,418
	区	129	160	342	606	28,175	26	17	7,456
	市	5	6	22	2	605	-	-	318
21 年 度	全 都	244	263	438	1,895	59,617	36	238	11,975
	都	126	102	130	1,357	31,364	29	224	4,205
	区	109	152	286	532	27,754	7	14	7,391
	市	9	9	22	6	499	-	-	379
千代田区	3	-	3	-	842	-	-	35	
中央区	-	-	5	180	2,003	-	-	124	
港区	-	-	11	12	1,315	-	-	176	
新宿区	-	4	6	8	1,061	-	-	420	
文京区	-	3	4	6	851	-	-	211	
台東区	6	10	22	10	1,290	-	6	158	
墨田区	-	11	19	20	931	-	-	264	
江東区	3	-	13	72	2,176	-	-	495	
品川区	2	16	2	4	638	-	-	130	
目黒区	12	2	13	9	636	4	-	244	
大田区	5	14	28	19	1,091	-	-	428	
世田谷区	-	9	8	2	2,468	1	-	192	
渋谷区	1	-	5	2	483	-	-	231	
中野区	-	12	8	1	518	-	-	110	
杉並区	6	5	6	12	1,417	-	1	760	
豊島区	1	12	15	34	2,741	-	2	173	
北区	28	7	19	33	1,034	-	2	442	
荒川区	-	12	11	-	426	-	-	132	
板橋区	9	6	14	11	787	-	1	398	
練馬区	6	1	18	12	912	-	2	458	
足立区	13	8	6	10	1,457	2	-	676	
葛飾区	8	11	38	36	1,638	-	-	731	
江戸川区	6	9	12	39	1,039	-	-	403	
八王子市	9	9	22	6	499	-	-	379	
西多摩	19	24	11	20	658	-	6	331	
南多摩	2	9	4	4	669	-	1	536	
町田	7	6	2	2	488	-	-	330	
多摩立川	21	15	9	14	1,336	5	-	703	
多摩府中	14	17	44	21	1,909	13	2	633	
多摩小平	10	14	11	7	857	-	-	872	
大島	2	-	7	52	256	-	5	118	
三宅	3	-	1	11	150	-	1	15	
八丈	4	1	5	8	116	-	-	52	
小笠原	-	1	-	4	190	-	-	9	
市 場	-	-	-	919	9,419	-	209	606	
センター	44	15	36	295	15,314	11	-	-	
芝浦食肉	-	-	-	-	2	-	-	-	

(平成22年3月末現在)

	ふぐ取扱規制条例に規定する営業		（規定する営業に） （食品衛生法施行細則） （第16条） （総数）	食許可を要しない業	食許可を要しない業	製お食器具・容器包装も販ち売や・	添加物製造業	添加物販売業	乳さく取業	
	取ふ扱所ぐ	販加ふ売工施製販品ぐ								
20年度	全部	15,046	8,811	187,612	12,617	156,123	11,974	30	6,864	4
	都	9,552	6,704	97,097	1,983	82,501	7,912	26	4,671	4
	区	5,397	2,065	88,320	10,565	71,699	3,956	4	2,096	-
	市	97	42	2,195	69	1,923	106	-	97	-
21年度	全部	13,710	8,673	195,505	10,239	164,449	13,189	25	7,595	8
	都	8,551	6,807	108,871	1,748	92,350	9,496	15	5,254	8
	区	5,066	1,814	84,184	8,437	69,995	3,536	10	2,206	-
	市	93	52	2,450	54	2,104	157	-	135	-
千代田区	462	43	699	13	685	-	-	1	-	
中央区	141	5	2,240	136	2,101	3	-	-	-	
港区	461	40	1,727	75	1,449	23	-	180	-	
新宿区	440	23	997	58	898	37	-	4	-	
文京区	115	64	1,095	17	1,043	23	-	12	-	
台東区	419	16	2,849	65	2,601	134	-	49	-	
墨田区	218	30	3,447	70	3,261	103	-	13	-	
江東区	371	262	13,558	5,705	7,853	-	-	-	-	
品川区	127	41	2,350	37	2,300	11	-	2	-	
目黒区	315	265	3,647	3	3,259	265	-	120	-	
大田区	145	11	5,323	12	5,008	266	-	37	-	
世田谷区	180	157	7,736	408	6,341	646	-	341	-	
渋谷区	209	9	2,119	682	1,430	7	-	-	-	
中野区	97	62	2,700	-	2,678	12	-	10	-	
杉並区	201	182	7,140	82	5,963	721	-	374	-	
豊島区	295	97	6,314	301	5,540	246	10	217	-	
北区	69	70	3,054	203	2,497	199	-	155	-	
荒川区	81	34	2,212	7	1,833	230	-	142	-	
板橋区	76	43	2,989	158	2,653	144	-	34	-	
練馬区	86	51	2,552	132	2,333	87	-	-	-	
足立区	236	156	4,278	226	3,548	95	-	409	-	
葛飾区	189	61	2,829	41	2,508	207	-	73	-	
江戸川区	133	92	2,329	6	2,213	77	-	33	-	
八王子市	93	52	2,450	54	2,104	157	-	135	-	
西多摩	4	56	6,595	818	5,174	315	3	285	-	
南多摩	85	100	6,433	132	6,026	84	-	191	-	
町田	4	69	3,038	8	2,824	161	-	45	-	
多摩立川	178	137	6,013	68	5,347	307	-	291	-	
多摩府中	345	235	10,428	182	9,297	555	-	394	-	
多摩小平	55	124	6,248	319	5,315	475	-	139	-	
大島	1	17	1,423	191	1,155	39	12	18	8	
三宅	-	-	1,171	-	942	116	-	113	-	
八丈	1	2	486	8	406	60	-	12	-	
小笠原	2	4	751	-	694	57	-	-	-	
市場	7,876	6,063	19,121	-	17,177	1,944	-	-	-	
センター	-	-	47,164	22	37,993	5,383	-	3,766	-	
芝浦食肉	-	-	0	-	-	-	-	-	-	

卸売市場法の適用を受ける卸売市場内において知事許可業種のうち、市場関係者に飲食等のサービスを提供する営業の7業種(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業、行商、食料品等販売業、アイスクリーム類販売業、集団給食施設)の監視指導は各区で行っている。ただし、食料品等販売業は都も監視指導を行う。

第2章 食品衛生関係事業

第2 収去

食品衛生法第28条の規定に基づき、さまざまな食品、添加物、器具・容器包装等の収去検査を実施している。平成21年度の収去検査品目数は表2-2-3のとおりである。

表2-2-3 収去検査品目数

食品分類		項目	合計			細菌検査			化学検査		
			合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品	合計	国産品	輸入品
魚介類 等	魚介類		3,910	2,659	1,251	2,490	1,812	678	1,420	847	573
	魚介類加工品		2,617	2,172	445	1,047	915	132	1570	1257	313
冷凍 食品	無加熱摂取		437	133	304	153	44	109	284	89	195
	凍結前加熱済・加熱後摂取		873	414	459	234	147	87	639	267	372
	凍結前未加熱・加熱後摂取		955	319	636	182	99	83	773	220	553
	生食用冷凍鮮魚介類		928	837	91	555	520	35	373	317	56
肉・卵類及びその加工品			12,191	6,149	6,042	3,698	2,339	1,359	8,493	3,810	4,683
乳・ 乳類等	牛乳・加工乳・その他の乳		759	759	0	98	98	0	661	661	0
	乳製品		1,138	785	353	427	301	126	711	484	227
	乳類加工品		104	89	15	40	37	3	64	52	12
	アイスクリーム類・氷菓		298	287	11	145	142	3	153	145	8
農産物 等	穀類及びその加工品		1,465	935	530	116	95	21	1349	840	509
	野菜類・果物及びその加工品		12,138	4,551	7,587	2,672	1711	961	9,466	2,840	6,626
菓子類			4,602	3,861	741	1,596	1,402	194	3,006	2,459	547
飲料・ 氷雪・ 水	清涼飲料水		1,806	1,559	247	480	370	110	1,326	1,189	137
	酒精飲料		271	81	190	16	16	0	255	65	190
	氷雪		5	5	0	4	4	0	1	1	0
	水		131	59	72	117	57	60	14	2	12
その他 の食品	缶詰・びん詰		31	6	25	7	4	3	24	2	22
	調味料		1,961	1,183	778	924	463	461	1,037	720	317
	そうざい類及びその半製品		1,702	1,673	29	933	924	9	769	749	20
	上記以外の食品		3,396	2,555	841	1,428	1,287	141	1,968	1,268	700
添加物	別表第2の添加物及びその製剤		33	30	3	1	1	0	32	29	3
	その他添加物		0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具等	器具及び容器包装		723	316	407	0	0	0	723	316	407
	おもちゃ		53	8	45	0	0	0	53	8	45
合計			52,527	31,425	21,102	17,363	12,788	4,575	35,164	18,637	16,527

第3 GLP

1 GLPとは

食品衛生法第28条第1項の規定に基づき都が収去した食品、添加物等の検査(試験品の採取及び運搬を含む。以下第3において同じ。)の実施にあたっては、同法第29条第3項の規定により検査の業務管理(GLP: Good Laboratory Practice)が義務付けられている。

具体的には、食品衛生法施行規則第37条の規定に基づき、標準作業書の作成、検査記録の保管等の他、以下の精度管理を行い、検査精度を確保している。

(1) 内部点検

信頼性確保部門責任者(健康安全研究センター精度管理室長)による検査施設等の立入調査を実施し、GLPの適正実施を確認するとともに、必要に応じて改善措置を要請する。

(2) 内部精度管理

信頼性確保部門責任者による検査従事者の技能評価を実施し、必要に応じて検査部門責任者(各業務管理施設の責任者)に改善措置を要請する。

(3) 外部精度管理調査

外部機関による検査従事者の技能評価を受け、その結果を基に、必要に応じて信頼性確保部門責任者が検査部門責任者に改善措置を要請する。

2 検査の精度管理の実施結果(平成21年度)

(1) 内部点検

ア 実施期間 平成21年7月から平成21年11月まで

イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び
健康安全部食品監視課

ウ 点検実施施設数 42ヵ所

エ 実施結果

検査結果通知書における単位の一部欠落、検査結果通知書の誤記入など、7施設の検査部門責任者に改善措置を要請した。

オ 改善措置要請後の対応

改善措置を要請した検査部門責任者から、改善措置について報告を求め、改善措置の適正な実施を確認した。

(2) 内部精度管理

ア 実施期間 平成21年4月から平成22年3月まで

イ 実施者 健康安全研究センター精度管理室及び
各業務管理施設

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ170名に対して技能評価を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

(3) 外部精度管理調査

ア 実施期間 平成21年6月から平成21年11月まで

イ 実施者 (財)食品薬品安全センター

ウ 実施結果

微生物学的検査及び理化学的検査について、延べ43施設に対して技能評価を実施したところ、結果は良好で、改善措置の要請は行わなかった。

第3節 食品衛生管理者

製造又は加工の工程において、特に衛生上の考慮を必要とする政令で定める食品又は添加物の製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるためその施設ごとに専任の食品衛生管理者を置き、食品衛生に違反することのないように製造又は加工に従事する者を監視しなければならない。

政令で定める食品又は添加物とは、全粉乳、加糖粉乳、調整粉乳、食肉製品、魚肉ハム、魚肉ソーセージ、放射線照射食品、食用油脂、マーガリン、ショートニング及び添加物である。（表 2-3-1）

表 2-3-1 食品衛生管理者数（資格・業種別）

食品 又は添加物	資格	医 歯 科 医 師	薬 劑 師	獣 医 師	薬 学 ・ 獣 医 学 ・ 歯 学	畜 産 学	水 産 学	農 芸 化 学	登 録 養 成 施 設 を 修 了 し た 者	登 録 講 習 会 を 修 了 し た 者	総 数
平成 21 年度計		2	34	6	3	24	15	59	27	98	268
全粉乳、加糖粉乳 又は調整粉乳		-	-	-	-	-	-	-	2	-	2
食肉製品		1	2	4	-	20	9	11	13	53	113
魚肉ハム又は 魚肉ソーセージ		-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
放射線照射食品		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂		-	2	-	-	-	1	3	-	2	8
マーガリン又は ショートニング		-	-	-	-	-	1	2	-	-	3
添 加 物		1	30	2	3	4	4	43	11	43	141

第4節 輸入食品対策

第1 輸入食品対策実施結果

平成21年度の我が国の食料需給率はカロリーベースで40%であり、平成10年以降横ばいで推移している。また、食品の輸入届出件数は182万件あり、過去最高であった平成17年度の187万件は下回ったが、輸入食品無くしてわが国の食生活は成り立たないものとなっている。一方、農薬や動物用医薬品の残留、遺伝子組換え食品

の輸入等、輸入食品をめぐる都民の関心は高い。

このような都民の関心に応えるため、都は昭和63年から輸入食品安全対策を体系化し、毎年規模を拡大しつつ現在に至っている。

平成21年度の輸入食品対策実施結果は表2-4-1のとおりである。

表2-4-1 輸入食品対策実施結果（平成21年度実施分）

区分	実施結果
検査の実施	(1) 輸入農産物の残留農薬検査 517品目 (2) 輸入食品の放射能検査 616品目
輸入業者等立入指導	輸入食品監視班による立入指導軒数 394軒 収去検体数 8,349検体
検査法の開発	○ 指定外添加物（2物質） ポリソルベート 40、アリテーム ○ 農薬（3物質） ヒメキサゾール（殺菌剤）、オキシテトラサイクリン（殺菌剤）、アセフエート（殺虫剤） ○ 動物用医薬品（1物質） フラボホスフォリゴール（抗生物質）
普及・啓発	輸入業者を対象とした「輸入食品関係業者講習会」を開催 ○ 開催日 平成21年10月28日 ○ 受講者数 359名 ○ 講習テーマ ① 輸入事業者の自主管理推進について 健康安全研究センター広域監視部食品監視指導課 小川恭正 ② 消費者からみた輸入食品の安全性 株式会社リテラシーリテラジャパン 代表取締役 西澤真理子

第2章 食品衛生関係事業

第2 輸入食品の放射能検査結果

昭和61年4月、旧ソ連チェルノブイリ原子力発電所の事故により、ヨーロッパ地域を中心に自然環境や食品等が放射性物質により汚染された。

このため、国は食品中のセシウム134及び137の放射能暫定限度を食品1kg当たり370ベクレルと定め、輸入時の検査対象を強化した。

東京都では、昭和61年度から暫定限度を超えた輸入食品の排除を行うとともに、輸入食品の放射能汚染の実態を把握するために、食品の放射能検査を実施してきた。

1 実施期間

平成21年4月から平成22年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター、市場衛生検査所及び芝浦食肉衛生検査所

3 実施対象施設

デパート・スーパー、輸入業、中央卸売市場等

4 検査対象食品

ヨーロッパ等から輸入された食品

5 検査機関及び使用機器等

検査機関	使用機器	測定対象	備考
・健康安全研究センター ・市場衛生検査所 ・芝浦食肉衛生検査所	ヨウ化ナトリウム(TL)・シンチレーション・ディテクター	セシウム134及び137の定量	測定時間：1,800秒 測定限界：50Bq/kg
健康安全研究センター	ゲルマニウム半導体検出器	γ線の核種分析及びセシウムの定量	測定時間：2万秒以上 ※上記の検査の結果、100Bq/kgを超えた検体について精密検査を実施した。

6 検査結果

検査結果は表2-4-2のとおりであった。

フランス産ブルーベリージャム1検体から暫定限度(370

616品目の食品について放射能検査を実施したところ、

ベクレル/kg)を超える放射能を検出した。

表2-4-2 平成21年度 輸入食品の放射能検査

食品の分類	品目数	主な輸出国	濃度区分(Bq/kg)					
			0~50	51~100	101~200	201~300	301~370	370を超える
香辛料	51	フランス、アルバニア、トルコ	51					
ジャム	27	フランス、イタリア、アルバニア、ドイツ	25	1				1
チーズ及び乳製品	32	フランス、デンマーク、オランダ	32					
食肉及び食肉製品	96	スペイン、デンマーク、フランス	96					
はちみつ	10	ハンガリー、イタリア、スイス	10					
魚介類及びその加工品	168	中国、韓国、ロシア	168					
穀類及びその加工品	13	イタリア、イギリス、ドイツ	13					
野菜及びその加工品	56	中国、アメリカ	56					
茶	10	イギリス、ブルガリア	10					
きのこ及びその加工品	55	イタリア、フランス、中国	51		2		2	
果実及びその加工品	93	アメリカ、フィリピン、イタリア	91		2			
ナッツ類	5	イギリス、フランス	5					
菓子	0							
その他	0							
合計	616		608	1	4	0	2	1

第3 輸入農産物の残留農薬検査結果

海外からの野菜、果実等の農産物の輸入量が増加している一方、消費者は輸入農産物に対して不安を感じており、これらに対する検査の充実が求められている。

東京都では、昭和63年度から都内に流通する輸入農産物及び市場に入荷する輸入農産物の残留農薬検査を行ってきたが、平成21年度の検査結果は以下のとおりであった。

なお、本集計は各事業所の実施事業のうち、輸入食品対策事業として実施した分を集計したものである。

1 実施期間

平成21年4月から平成22年3月まで

2 実施機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

3 検査機関

健康安全研究センター及び市場衛生検査所

4 検査対象品目(表2-4-3)

野菜、果実、穀類、豆類及びこれらの加工品等 112種類 517品目について検査した。

生産国を地域別に見ると、アジア州が 216 品目

(41.8%)と最も多く、以下、北米州 105 品目(20.3%)、中南米州 76 品目(14.7%)、ヨーロッパ州 56 品目(10.8%)、大洋州 40 品目(7.7%)、中東州 13 品目(2.5%)、アフリカ州 11 品目(2.1%)であった。

また、生産国の上位10か国は、アメリカ(98品目)、中華人民共和国(89品目)、フィリピン(67品目)、メキシコ(39品目)、タイ(28品目)、ニュージーランド(22品目)、オーストラリア(18品目)、オランダ(10品目)、韓国(10品目)、チリ(10品目)であった。

5 検査対象農薬(表2-4-4)

食品衛生法で定められた残留農薬基準、生産国における使用状況、残留基準などを勘案し、155種類の農薬から、生産地、農作物の種類に応じて選択し検査した。

6 検査結果

185検体(109品目)から31種類の農薬を検出し、アスパラガス 1 検体から基準値を超えるイソカルボホスを検出した。検出した農薬及び農産物は、表2-4-5及び表2-4-6のとおりであった。

表2-4-3 種類及び品目数

分類	種類数	品目数	種類【()内は品目数】
野菜	生鮮	36	175 アスパラガス(18)、アズキ(1)、インゲン(2)、エシャロット(1)、オクラ(12)、カボチャ(1)、カボチャ(14)、キヌシヤ(3)、クワパ(1)、クワイ(1)、ゴボウ(3)、オト(7)、オムシ(1)、シイタケ(6)、シトウ(1)、ショウガ(5)、スタック(1)、タコ(2)、タネ(1)、チコ(6)、トビ(7)、ニンジン(5)、ニンニク(7)、ニンニクの芽(13)、ネギ(2)、ハス(1)、パプリカ(25)、ハラタケ(1)、ヒラタケ(2)、フノコ(13)、ヘビコーン(3)、オイト(1)、マツタケ(3)、ムシ(1)、芽キャベツ(1)、ヤマトリタケ(1)
	冷凍	16	28 アスパラ(2)、アブラ(1)、インゲン(4)、エダマメ(4)、オクラ(3)、カリフラワー(1)、キヌシヤ(2)、グリーンピース(1)、オト(1)、ソラメ(1)、チンゲンサイ(1)、トウモロコシ(1)、菜の花(1)、ピーマン(1)、フノコ(1)、おくら(3)
	計	52	203
果実	生鮮	27	209 アボカド(9)、アメリカチェリー(2)、イチゴ(2)、オレンジ(12)、オキ(1)、キウイ(5)、クランベリー(1)、クレープフルーツ(14)、チコ(3)、スイーティー(5)、チェリー(4)、パイナップル(13)、バナナ(47)、ハネジ(2)、ハネイ(11)、ブドウ(5)、ブルーベリー(2)、ブルーベリー(7)、マコト(1)、マンゴ(30)、ミカン(3)、メロン(8)、ライチ(3)、ライム(4)、ラズベリー(2)、レモン(1)、レモン(12)
	冷凍	5	5 イチゴ(1)、クランベリー(1)、パイナップル(1)、ブルーベリー(1)、マンゴ(1)
	乾燥	7	12 イチゴ(3)、ブルーベリー(3)、レーズン(2)、クランベリー(1)、レーズン(1)、ブルーベリー(1)、マンゴ(1)
	計	39	226
穀類及びその加工品	4	9	アマランス(1)、キヌア(1)、麦(6)、ライムライス(1)
豆類	6	15	ゴボウ(5)、大豆(5)、ヒヨコ豆(2)、ソラメ(1)、金時豆(1)、黒目豆(1)
種実類	4	4	アモ(1)、ゴマ(1)、ヘビ(1)、松の実(1)
その他	7	60	ハーブ(20)、茶(17)、野菜加工品(12)、果実加工品(4)、豆類加工品(3)、ナッツ類加工品(2)、種実類加工品(2)
合計	112	517	

表 2-4-4 検査対象農薬

分類	用途	農薬名
含ハロゲン系農薬 (16種類)	殺虫剤 (10種)	総BHC、総DDT、アルドリン及びディルドリン、エンドリン、クロルデン、クロルフェナビル、ジコホール、テフルトリン、プロモプロピレート、ヘプタクロル
	殺菌剤 (6種)	ジクロラン (CNA)、フサライド、プロシミドン、ピンクロブリン、ヘキサクロロベンゼン、クロロネブ
有機リン系農薬 (45種類)	殺虫剤 (40種)	EPN、アジンホスメチル、アセフェート、イソカルボホス、イソキサチオン、エチオン、エチルチオメトン、エトプロホス、エトリムホス、オメトエート、カズサホス、キナルホス、クロルピリホス、クロルピリホスメチル、総クロルフェンピンホス (CVP)、シアノホス、ジクロルボス (DDVP)、ジスルホトン、ジメチルピンホス、ジメトエート、ダイアジノン、チオメトン、テルプホス、トリアゾホス、トリクロルホン、パラチオン、パラチオンメチル、ピリミホスメチル、フェニトロチオン、フェンチオン、フェントエート、プロチオホス、プロフェノホス、ホサロン、ホスチアゼート、ホスメット、ホレート、マラチオン、メタミドホス、メチダチオン、
	殺菌剤 (3種)	エディフェンホス (EDDP)、トルクロホスメチル、イプロベンホス
	除草剤 (2種)	ブタミホス、ピペロホス
ピレスロイド系農薬 (13種類)	殺虫剤 (12種)	アクリナトリン、シベルメトリン、シハロトリン、シフルトリン、デルタメトリン及びトラロメトリン、ハルフェンブロックス、ピフェントリン、フェンバレレート、フェンプロバトリン、フルシトリネート、フルバリネート、ベルメトリン
	共力剤 (1種類)	ピペロニルブトキシド
カーバメート系農薬 (25種類)	殺虫剤 (23種)	アミノカルブ、アルジカルブ、イソプロカルブ、エチオフェンカルブ、カルボフラン、オキサミル、カルバリル、チオジカルブ及びメソミル、ピリミカーブ、フェノブカルブ、プロボキスル、ベンダイオカルブ、メチオカルブ、XMG、アルジカルブスルホキシド、アルドキシカルブ、キシリルカルブ、トリメタカルブ、プフェンカルブ、プロメカルブ、ペンフラカルブ、メトルカルブ、フェノチオカルブ
	殺菌剤 (1種)	ジエトフェンカルブ
	除草剤 (1種)	クロルプロファム
含窒素系農薬 (30種類)	殺虫剤 (4種)	デブフェンピラド、ピリダベン、ププロフェジン、ピリプロキシフェン
	殺菌剤 (13種)	オキサジキシル、クレソキシムメチル、ジフェノコナゾール、テトラコナゾール、テブコナゾール、トリアジメノール、トリアジメホシ、フェナリモル、フルトラニル、フルシラゾール、プロピコナゾール、メタラキシル、マイクロブタニル
	除草剤 (12種)	アラクロール、エスプロカルブ、シマジン、テニクロール、トリフルラリン、ブタクロール、プレチラクロール、ピリミノバックメチル、ペンディメタリン、メトラクロール、メフェナセット、レナシル、
	植物成長調整剤 (1種)	バクロブトラゾール
その他の農薬 (25種類)	殺虫剤 (2種)	クロルベンジレート、クロルフルアズロン
	殺菌剤 (11種)	イソプロチオラン、カプタホール、キャプタン、ヒ素、ピテルタノール、メブロンル、クロロタロニル (TPN)、フェンブコナゾール、ボスカリド、ピリメタニル、ペナラキシル
	除草剤 (9種)	オキサジアゾン、クロメトキシニル、クロルニトロフェン、チオベンカーブ、アセトクロール、プロビザミド、プロメトリン、カルフェントラゾンエチル、オキシフルオロフェン
	防ばい剤 (3種)	イマザリル、オルトフェニルフェノール、チアベンダゾール
その他 (1種)		臭素

表 2-4-5 検出農薬別検査結果 (その1)

分類	農薬名	農産物名	検出数	検出範囲ppm	参考〔残留基準値等〕	
含ハロゲン系農薬	総DDT	ハウレンソウ	1	0.01	(赤色根部を含み、ひげ根及び変質葉除去したもの) 0.2	
	プロシミドン	シシトウ	1	0.04	(その他のなす科野菜、可食部) 5	
有機リン系	イソカルボホス	アスパラガス	1	0.09	(茎) 0.01	
		クロルピリホス	オレンジ	5	0.01~0.37	(果実全体) 1
			グレープフルーツ	2	0.01	(果実全体) 1
			バナナ	8	0.01~0.07	(果柄部を除去したもの) 3
		レモン	2	0.01, 0.08	(果実全体) 1	
	ジメトエート	キヌサヤ	1	0.01	(未成熟エンドウ、花梗を除去したもの) 1	
	ピリミホスメチル	イチジク	1	0.01	(乾燥させたもの)	
		麦芽	1	0.02	(その他の穀類、脱殻した種子) 1	
	フェニトロチオン	マンゴー	1	0.05	(種子を除去したもの) 0.8	
	フェントエート	マンゴー	1	0.02	(種子を除去したもの) 0.1	
	プロフェノホス	アスパラガス	1	0.01	(茎) 0.05	
		チンゲンサイ	1	0.04	(可食部) 0.05	
	マラチオン	オレンジ	1	0.08	(果実全体) 4.0	
メチダチオン	グレープフルーツ	1	0.02	(果実全体) 5		
ピレスロイド系	シハロトリン	エダマメ	1	0.01	(花梗を除去したもの) 1.0	
		キヌサヤ	1	0.03	(未成熟エンドウ、花梗を除去したもの) 0.5	
		マンゴー	2	0.02, 0.04	(種子を除去したもの) 0.5	
		茶	8	0.1~0.4	15	
	シベルメトリン	エダマメ	1	0.03	(花梗を除去したもの) 5.0	
		チンゲンサイ	1	0.02	(可食部) 5.0	
		ハーブ	1	0.2	(可食部) 6	
		マンゴー	1	0.02	(種子を除去したもの) 0.03	
		茶	8	0.1~0.4	20	
	ピフェントリン	茶	8	0.1~1.4	25	
	フェンプロバトリン	ハネジューメロン	1	0.01	(果皮を除去したもの) 0.2	
		パプリカ	1	0.02	(ピーマン、へたを除去したもの) 2	
		茶	2	0.1	25	
含窒素系	オキサジキシル	スナップエンドウ	1	0.02	(未成熟エンドウ、花梗を除去したもの) 5	
	クレソキシムメチル	シシトウ	1	0.02	(その他のなす科野菜、可食部) 3	
		スナップエンドウ	1	0.03	(未成熟エンドウ、花梗を除去したもの) 0.05	
		マンゴー	2	0.03, 0.07	(種子を除去したもの) 5	
	テトラコナゾール	パプリカ	1	0.03	(ピーマン、へたを除去したもの) 1	
	ジフェノコナゾール	マンゴー	1	0.01	(種子を除去したもの) 1	
	テブコナゾール	アメリカンチェリー	2	0.05	(花梗及び種子を除去したもの) 5	
		チェリー	4	0.01~0.09	(花梗及び種子を除去したもの) 5	
		パプリカ	1	0.03	(ピーマン、へたを除去したもの) 0.5	
	トリアジメノール	スナップエンドウ	1	0.11	(未成熟エンドウ、花梗を除去したもの) 0.3	
		パイナップル	1	0.05	(冠芽を除去したもの) 3	
	トリアジメホン	パイナップル	1	0.01	(冠芽を除去したもの) 3	
	ブプロフェジン	グレープフルーツ	1	0.01	(果実全体) 2.5	
	プロピコナゾール	キヌサヤ	1	0.01	(未成熟エンドウ、花梗を除去したもの) 0.05	
		ブルーベリー	1	0.02	(へたを除去したもの) 1	
シマジン	レモン	1	0.01	(果実全体) 0.2		

表 2-4-5 検出農薬別検査結果 (その2)

分類	農薬名	農産物名	検出数	検出範囲ppm	参考〔残留基準値等〕
その他	臭素	アメリカンチェリー	2	10、11	(果梗及び種子を除去したもの) 20
		イチゴ	1	18	(へたを除去したもの) 30
		イチジク	3	1~44	(乾燥させたもの) 250
		キウイ	1	2	(果皮を除去したもの) 30
		グレープフルーツ	2	2、5	(果実全体) 30
		チェリー	3	8~11	(果梗及び種子を除去したもの) 20
		デーツ	1	1	
		パイナップル	1	1	(冠芽を除去したもの) 20
		バナナ	6	1~2	(果柄部を除去したもの) 20
		パパイヤ	1	2	(果実全体) 20
		ヒヨコ豆	1	1	(その他の豆類) 200
		ブルーベリー	1	2	(へたを除去したもの) 20
		ヘーゼルナッツ	1	3	(その他の豆類) 200
		豆類加工品	2	1、2	
		ミネオラ	1	2	(果実全体) 30
		メロン	2	1、2	(果皮を除去したもの) 230
		ラズベリー	1	17	(果実全体) 20
		レーズン	1	2	(干しぶどう) 100
		レモン	3	1~7	(果実全体) 30
		イマザリル	オレンジ	6	0.11~1.5
	グレープフルーツ		10	0.27~1.9	(果実全体) 5.0
	スウィーティー		3	0.74~2.5	(果実全体) 5.0
	ミネオラ		2	0.04、1.5	(果実全体) 5.0
	レモン		6	0.54~3.1	(果実全体) 5.0
	オルトフェニルフェノール	グレープフルーツ	4	0.08~0.59	(果実全体) 10
	チアベンダゾール	オレンジ	6	0.11~2.2	(果実全体) 10
		グレープフルーツ	4	0.6~1.3	(果実全体) 10
		スウィーティー	3	0.82~1.3	(果実全体) 10
		ミネオラ	2	0.2、1.6	(果実全体) 10
		レモン	7	0.07~3.3	(果実全体) 10
	ピリメタニル	イチゴ	1	0.02	(へたを除去したもの) 10
		キヌサヤ	1	0.12	(未成熟エンドウ、花梗を除去したもの) 0.3
		スナップエンドウ	1	0.03	(未成熟エンドウ、花梗を除去したもの) 0.3
	ボスカリド	アメリカンチェリー	1	0.01	(果梗及び種子を除去したもの) 3
		イチゴ	1	0.02	(へたを除去したもの) 15
		チェリー	1	0.01	(果梗及び種子を除去したもの) 3
ブドウ		2	0.02、0.05	(果梗を除去したもの) 10	
ブルーベリー		3	0.02	(へたを除去したもの) 3.5	
	ブロッコリー	1	0.01	(葉を除去したもの) 3	

表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その1)

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)		実施者	
生鮮野菜	キヌサヤ	ベトナム	シハロトリン	0.03	健康安全研究センター	
			プロピコナゾール	0.01		
	ベトナム	ピリメタニル	0.12			
	シシトウ	大韓民国	ジメトエート	0.01	市場衛生検査所	
			クレソキシムメチル	0.02		
	スナップエンドウ	ベトナム	プロシミドン	0.04	健康安全研究センター	
			クレソキシムメチル	0.03		
			トリアジメノール	0.11		
	パブリカ	大韓民国	ピリメタニル	0.03		
			オキサジキシル	0.02		
テトラコナゾール			0.03			
ブロッコリー	アメリカ	テブコナゾール	0.03	市場衛生検査所		
		フェンプロバトリン	0.02			
冷凍野菜	アスパラガス	中華人民共和国	ボスカリド	0.01	健康安全研究センター	
			イソカルボホス	0.09		
	エダマメ	台湾	プロフェノホス	0.01		
			シベルメトリン	0.03		
	チンゲンサイ	タイ	シハロトリン	0.01		
			プロフェノホス	0.04		
ホウレンソウ	中華人民共和国	シベルメトリン	0.02	市場衛生検査所		
生鮮果実	アメリカンチェリー	アメリカ	DDT	0.01	健康安全研究センター	
			ボスカリド	0.01		
		アメリカ	臭素	11		
			テブコナゾール	0.05		
	イチゴ	アメリカ	臭素	10		
			ボスカリド	0.02		
			臭素	18		
			ピリメタニル	0.02		
	オレンジ	アメリカ	イマザリル	0.86		
			チアベンダゾール	1.8		
		オーストラリア	イマザリル	チアベンダゾール		1.5
				チアベンダゾール		2.2
		チリ	イマザリル	クロルピリホス		0.09
				チアベンダゾール		0.71
		アメリカ	イマザリル	クロルピリホス		0.07
				チアベンダゾール		1.9
				クロルピリホス		0.01
				チアベンダゾール		1.9
		オーストラリア	イマザリル	チアベンダゾール		0.11
				チアベンダゾール		0.11
アメリカ	イマザリル	チアベンダゾール	0.11			
		マラチオン	0.08			
		クロルピリホス	0.37			
グレープフルーツ	スワジランド	チリ	0.11	市場衛生検査所		
		メチダチオン	0.02			

表 2-4-6 農産物別検出農薬（その2）

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)		実施者
生鮮果実	グレープ フルーツ	アメリカ	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
		アメリカ	イマザリル	1.9	
			チアベンダゾール	1.3	
			オルトフェニルフェノール	0.08	
			臭素	5	
		南アフリカ 共和国	イマザリル	0.27	
			臭素	2	
		南アフリカ 共和国	イマザリル	0.6	
		南アフリカ 共和国	イマザリル	1.3	
		アメリカ	クロルピリホス	0.01	
			イマザリル	1.2	
			チアベンダゾール	0.65	
			オルトフェニルフェノール	0.39	
		アメリカ	イマザリル	0.76	
			チアベンダゾール	0.74	
			オルトフェニルフェノール	0.59	
		南アフリカ 共和国	イマザリル	0.58	
		南アフリカ 共和国	イマザリル	0.78	
			ブプロフェジン	0.01	
		南アフリカ 共和国	イマザリル	0.54	
	アメリカ	イマザリル	0.57		
		チアベンダゾール	0.6		
		オルトフェニルフェノール	0.2		
	スウィー ティー	イスラエル	イマザリル	1.8	
			チアベンダゾール	1.3	
		イスラエル	イマザリル	0.74	
			チアベンダゾール	0.82	
		イスラエル	イマザリル	2.5	
	チアベンダゾール	1.1			
	チェリー	アメリカ	テブコナゾール	0.02	
			ボスカリド	0.01	
			臭素	10	
		アメリカ	テブコナゾール	0.09	
			臭素	8	
		アメリカ	テブコナゾール	0.09	
	テブコナゾール		0.01		
	臭素	11			
	パイナップル	フィリピン	トリアジメノール	0.05	
			トリアジメホン	0.01	
		フィリピン	臭素	1	
バナナ (全果)	ペルー	臭素	2		
	フィリピン	クロルピリホス	0.02		
		クロルピリホス	0.02		
	フィリピン	臭素	1		
	フィリピン	クロルピリホス	0.07		
		臭素	1		

表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その3)

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)		実施者
生鮮果実	バナナ (全果)	フィリピン	クロルピリホス	0.01	健康安全研究センター
		フィリピン	クロルピリホス	0.02	
		フィリピン	臭素	1	
		フィリピン	臭素	1	
		フィリピン	クロルピリホス	0.01	
		フィリピン	クロルピリホス	0.01	
		フィリピン	クロルピリホス	0.03	
		フィリピン	臭素	1	
	ハネジュー メロン	アメリカ	ピフェントリン	0.01	市場衛生検査所
	パパイヤ	フィリピン	臭素	2	健康安全研究センター
	ブドウ	アメリカ	ボスカリド	0.02	
		アメリカ	ボスカリド	0.05	
	ブルーベリー	アルゼンチン	臭素	2	
		オーストラリア	プロピコナゾール	0.02	
		アメリカ	ボスカリド	0.02	
	マンゴー	台湾	フェニトロチオンMEP	0.05	市場衛生検査所
			クレソキシムメチル	0.07	
			シハロトリン	0.02	
		メキシコ	シハロトリン	0.04	健康安全研究センター
			クレソキシムメチル	0.03	
			ジフェノコナゾール	0.01	
	フィリピン	フェントエート	0.02		
	フィリピン	シベルメトリン	0.02		
	ミネオラ	オーストラ リア	イマザリル	1.5	
			チアベンダゾール	1.6	
			臭素	2	
		オーストラ リア	イマザリル	0.04	
	メロン	アメリカ	臭素	2	健康安全研究センター
		メキシコ	臭素	1	
	ラズベリー	アメリカ	臭素	17	健康安全研究センター
	レモン	アメリカ	イマザリル	1.3	
		アメリカ	イマザリル	3.1	
			チアベンダゾール	3.3	
イマザリル			1.8		
アメリカ		チアベンダゾール	0.17		
		臭素	1		
		クロルピリホス	0.06		
		シマジン	0.01		
アメリカ		イマザリル	0.54		
		チアベンダゾール	0.8		
		クロルピリホス	0.01		
チリ		イマザリル	1.3		
		チアベンダゾール	0.07		
		臭素	6		
アメリカ		チアベンダゾール	0.91		
チリ		イマザリル	1.5		
		チアベンダゾール	0.48		
	臭素	7			
アメリカ	チアベンダゾール	0.19			

第2章 食品衛生関係事業

表 2-4-6 農産物別検出農薬 (その4)

種 別	農産物名	生産国名	検出農薬 (ppm)		実施者
乾燥果実	乾燥果実 (いちじく)	トルコ	ピリミホスメチル	0.01	健康安全研究センター
		トルコ	臭素	44	
		アメリカ	臭素	8	
		スイス	臭素	1	
	乾燥果実 (デーツ)	スイス	臭素	1	
	乾燥果実 (レーズン)	アメリカ	臭素	2	
冷凍果実	冷凍果実 (ブルーベリー)	カナダ	ボスカリド	0.02	
穀類及び その加工品	麦芽	フランス	ピリミホスメチル	0.02	
豆類	ヒヨコ豆	イタリア	臭素	1	
種実類	ヘーゼルナッ ツ	トルコ	臭素	3	
その他	茶 (烏龍茶)	中華人民 共和国	シベルメトリン	0.4	
			ピフェントリン	1.4	
			シハロトリン	0.2	
		中華人民 共和国	シベルメトリン	0.3	
			ピフェントリン	0.3	
			シハロトリン	0.1	
		中華人民 共和国	シベルメトリン	0.1	
		中華人民 共和国	シベルメトリン	0.1	
			ピフェントリン	0.2	
			シハロトリン	0.1	
		中華人民 共和国	シベルメトリン	0.1	
			ピフェントリン	0.1	
			シハロトリン	0.2	
		中華人民 共和国	シベルメトリン	0.1	
			フェンプロバトリン	0.1	
		中華人民 共和国	シベルメトリン	0.2	
			ピフェントリン	0.4	
			シハロトリン	0.4	
		中華人民 共和国	シベルメトリン	0.1	
			ピフェントリン	0.2	
			シハロトリン	0.1	
		中華人民 共和国	ピフェントリン	0.1	
			シハロトリン	0.1	
中華人民 共和国	ピフェントリン	0.3			
	シハロトリン	0.2			
中華人民 共和国	フェンプロバトリン	0.1			
豆類加工品	イタリア	臭素	2		
		臭素	1		
ハーブ	トルコ	シハロトリン (輸茶等)	0.2		

第4 遺伝子組換え食品の検査結果について

遺伝子組換え食品については、平成13年4月から食品衛生法に基づく規格基準が制定され、表示も義務化された。

都は、平成13年度から遺伝子組換え食品の検査を実施しているが、平成21年度の実施結果は以下のとおりである。

1 検査対象食品

(1) 食品衛生法に基づく定性検査*¹

米加工品（ピーフン、ライスペーパー等）、とうもろこし及びその加工品（コーンフラワー、コーングリッツ、スイートコーン、菓子等）、パパイヤ

(2) 食品衛生法に基づく定量検査*²

大豆、とうもろこし及びその加工品（コーンフラワー、コーングリッツ）

(3) JAS法に基づく定性検査及び定量検査*³

第2章第8節第3「遺伝子組換え食品の表示検証」を参照

*1 安全性未審査の遺伝子組換え食品

米（Bt米）、とうもろこし（スターリンク CBH351、Bt10）及びパパイヤ（55-1）が含まれているかどうかを確認するための検査

*2 安全性審査済みの遺伝子組換え食品の含有量を確認し、表示が適正に行われているかどうかを確認するための検査

*3 食品に遺伝子組換え食品が含まれているか（定性試験）、含まれている場合にはその含有量を確認し、表示が適正に行われているかどうかを確認するための検査

2 立入施設

食品製造施設、スーパー及びデパート等

3 実施機関

都保健所、健康安全研究センター広域監視部・多摩支所及び市場衛生検査所

4 検査機関

健康安全研究センター

5 実施期間

平成21年4月から平成22年3月

6 実施結果

(1) 食品衛生法に基づく定性検査（表2-4-7）

食品衛生法に基づく定性試験を行った89検体のうち米加工品3検体、とうもろこし加工品2検体は、加工度合が高い、あるいは残存遺伝子の変性度合いが高いため、定性検査不能であったが、検査可能な84検体からは、安全性未審査の遺伝子組換え食品は検出しなかった。

(2) 食品衛生法に基づく定量検査（表2-4-8）

食品衛生法に基づく定量検査を行った、大豆、とうもろこし及びその加工品（コーンフラワー、コーングリッツ）82検体のうち、8検体から遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した。

これらについては、分別生産流通管理（IPハンドリング*⁴）が適切に実施されており、5%以下の含有量で表示上の義務はなく、問題はなかった。

*4 IPハンドリング…遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物を生産・流通及び加工の各段階で混入が起らないよう管理し、そのことが書類などにより証明されていること。なお、IPハンドリングが適切に行われた場合でも、意図せざる混入は避けられないため、含有量が5%以下の場合には表示義務が生じない。

表2-4-7 食品衛生法に基づく定性検査結果

対象品目		検体数	検査結果		
			検出せず	検出	検査不能
米加工品	ビーフン	3	1	0	2
	米粉	3	3	0	0
	ライスペーパー	3	2	0	1
	その他の米加工品	5	5	0	0
	小計	14	11	0	3
とうもろこし		14	14	0	0
とうもろこし加工品	スナック菓子	8	7	0	1
	コーンスターチ	1	1	0	0
	ポップコーン	4	4	0	0
	冷凍コーン	1	1	0	0
	スイートコーン	17	17	0	0
	ヤングコーン	1	1	0	0
	コーンフラワー	5	5	0	0
	コーングリッツ	4	4	0	0
	コーンスープ	3	3	0	0
	その他のトウモロコシ加工品	4	3	0	1
	小計	48	46	0	2
パパイヤ		13	13	0	0
合計		89	84	0	5

表2-4-8 食品衛生法に基づく定量検査

対象品目		検体数	検査結果			
			検出せず	5%以下の検出	5%を超える検出	検査不能
農産物	大豆	60	59	1	0	0
	とうもろこし	13	13	0	0	0
	農産物合計	73	72	1	0	0
とうもろこし加工品	コーンフラワー	5	1	4	0	0
	コーングリッツ	4	1	3	0	0
	加工品合計	9	2	7	0	0
総計		82	74	8	0	0

第5 平成21年度都、特別区及び八王子市による輸入食品監視結果まとめ

表2-4-9 輸入食品監視結果（平成21年度）

食品分類	検査 検体数	違反 検体数	違反率 (%)	食品衛生法違反の主な内容				
				品名	原産国	違反条文	違反内容	残品の 措置
魚 介 類	1,296	0	0					
無 加 熱 摂 取 冷 凍 食 品	313	0	0					
加熱後摂取凍結前 加熱冷凍食品	467	0	0					
加熱後摂取凍結前 未加熱冷凍食品	658	1	0.15	冷凍アスパ ラガス	中国	11条3項	残留農薬基準違反 (イソカルボホス)	違反通報
生食用冷凍鮮魚介類	93	0	0					
魚 介 加 工 品	446	1	0.22					
肉・卵類及び その加工品	6,142	3	0.05	ポークソー セージ	中国	19条2項	表示にないエリソルビン酸 を検出	違反通報
乳・乳製品	389	0	0					
乳類加工品	16	0	0					
アイスクリーム類・ 氷 菓	11	0	0					
穀類及びその加工品	556	1	0.18	広東麵	中国	11条2項 19条2項	食用黄色5号の対象外使用 表示にない安息香酸を検出	違反通報
野菜類・果実及び その加工品	7,818	8	0.10	レモン カード	フラ ンス	19条2項	表示にない二酸化硫黄を検 出	違反通報
菓 子 類	1,070	4	0.37	ゴーヤ チップス	ベト ナム	10条	TBHQ(指定外添加物)を検出	違反通報
清 涼 飲 料 水	272	0	0					
酒 精 飲 料	228	1	0.44	マッコリ	韓国	19条2項	表示にないアスパルテーム を検出	違反通報
氷 雪	6	0	0					
水	75	0	0					
缶 詰 ・ び ん 詰	550	2	0.36	缶詰(ベビ ーコーン)	タイ	19条2項	表示にないEDTAを検出	違反通報
調 味 料	858	0	0					
そうざい類及び その半製品	59	0	0					
上記以外の食品	794	0	0					
化学的合成品及び その製剤	7	0	0					
その他の添加物	0	0	0					
器具及び容器包装	430	1	0.23	はちみつの キャップ	インド	18条2項	合成樹脂製容器包装の材質 別規格違反(鉛)	違反通報
お も ち ゃ	48	0	0					
合 計	22,629	23	0.10					

第5節 牛乳衛生

第1 乳処理場の衛生

都内には、特別区に2施設、多摩地域に7施設及び島しょ地域に2施設の乳処理場がある。それぞれ、特別区及び多摩地域においては健康安全研究センターハサップ指導係及び管轄保健所が、島しょ地域においては島しょ

保健所が、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。都内の乳処理場における牛乳等の生産量については、表2-5-1のとおりである。

表2-5-1 都内牛乳等の生産量 (単位:k0) (平成21年度)

種類別	特別牛乳	牛乳	低脂肪牛乳	加工乳	その他の乳
生産量	-	49,997	27,965	4,768	33,545

第2 健康安全研究センターハサップ指導班

健康安全研究センターハサップ指導班では、乳処理施設や乳製品製造工場について、生乳及び製品の検査並びに監視指導を行っている。

行うほか、承認したマニュアルの履行状況を詳細に確認するため外部検証を行っている。

また、厚生労働大臣による総合衛生管理製造過程の承認を得ている施設に対しては、監視に際して指導助言を

平成21年度における総合衛生管理製造過程承認状況は、表2-5-2のとおりである。また、検査については、表2-5-3及び表2-5-4のとおりである。

表2-5-2 都内乳処理場総合衛生管理製造過程承認状況 (平成22年3月末現在)

品目	牛乳	乳飲料	発酵乳	乳酸菌飲料	脱脂乳	アイスクリーム
承認数	5	3	1	3	2	1

表2-5-3 牛乳等の成分規格等検査 (健康安全研究センター搬入分) (平成21年度)

	総 数			乳処理場等の監視			乳製品製造業等の監視			
	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	品目数	検体数	規格違反	
合計	237	1,967	0	154	1,499	0	83	468	0	
生乳	30	430	0	30	430	0				
製 品	牛 乳	40	238	0	40	238	0			
	低 脂 肪 牛 乳	5	38	0	5	38	0			
	加 工 乳	5	21	0	5	21	0			
	ク リ ー ム	3	12	0	3	12	0			
	乳 飲 料	24	212	0	24	212	0			
	アイスクリーム類	10	70	0			10	70	0	
	ナチュラルチーズ	1	1	0			1	1	0	
	プロセスチーズ	2	2	0			2	2	0	
	発 酵 乳	43	249	0			43	249	0	
	乳 酸 菌 飲 料	4	43	0	4	43	0			
	乳 主 原	3	21	0	1	10	0	2	11	0
	氷 菓	2	16	0			2	16	0	
	清 涼 飲 料 水	34	477	0	34	477	0			
	菓 子 類									
そ の 他	17	107	0			17	107	0		
小 計	193	1,507	0	116	1,051	0	77	456	0	
そ の 他	容 器 包 装	14	30	0	8	18	0	6	12	0
	小 計	14	30	0	8	18	0	6	12	0

表 2-5-4 牛乳等の特殊検査等（ハサップ指導班実施分）

（平成 21 年度）

	総数		特殊検査						その他の検査		
			増菌検査			保存検査					
	品目数	検体数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	陽性数	品目数	検体数	
合計	243	1,040	92	348	0	137	628	0	14	66	
生乳	4	16							4	16	
製品	牛乳	84	350	36	124	0	38	176	0	10	50
	低脂肪牛乳	6	27	3	12	0	3	15	0		
	加工乳										
	クリーム	6	27	3	12	0	3	15	0		
	乳飲料	48	216	24	96	0	24	120	0		
	アイスクリーム類										
	チーズ										
	発酵乳	38	152	0	0	0	38	152	0		
	乳酸菌飲料	5	20	0	0	0	5	20	0		
	乳主原	2	9	1	4	0	1	5	0		
	氷菓										
	清涼飲料水	50	225	25	100	0	25	125	0		
	菓子類										
	その他										
小計	239	1,026	92	348	0	137	628	0	10	50	
その他											

第3 生乳の残留農薬検査及び抗生物質等検査

牛乳の衛生確保のため、生乳の農薬及び抗生物質等の検査を実施している。

平成 21 年度の検査結果は、表 2-5-5 のとおりである。

表 2-5-5 生乳における農薬及び抗生物質等の検査結果（健康安全研究センター搬入分）

項目名	平成 21 年度			基準値 (ppm)	
	検体数	検出数	違反数		
農薬	γ-BHC	20	0	0	0.01
	総 DDT* ¹	20	0	0	0.02
	アルドリン及びディルドリン	20	0	0	0.006
	エンドリン	20	0	0	0.005
	クロルデン	20	0	0	0.002
	ヘプタクロル	20	0	0	0.006
	ヘキサクロロベンゼン	20	0	0	0.01
	クロルピリホス	20	0	0	0.02
抗生物質等	オキシテトラサイクリン、 クロルテトラサイクリン及び テトラサイクリン* ²	30	0	0	0.1
	スピラマイシン	30	0	0	0.2
	チアベンダゾール及び 5-ヒドロキシチアベンダゾール	30	0	0	0.10
	ベンジルペニシリン* ²	30	0	0	0.004
	スルファジミジン* ²	30	0	0	0.025
	シロマジン	30	0	0	0.01

※1 p, p'-DDE、p, p'-DDD、p, p'-DDT、o, p'-DDT の総和

※2 簡易法にて実施

第6節 農畜水産食品衛生

第1 と畜場及び食肉衛生検査所

食肉衛生検査所は、昭和32年に設置され、現在、芝浦食肉衛生検査所が都内3と畜場（うち、島しょ2施設）を所管している。

ここでは、と畜検査員が食用を目的に搬入される獣畜について、1頭ずつ生体検査及び解体後の検査を実施し、更に必要に応じて精密検査を行って、と畜場法に基づく食用適否の判定をし、安全な食肉の供給に努めている。また、と畜場施設の衛生保持、食品衛生法に基づく移入枝肉の検査やと畜場内での食肉の取扱い、食肉関係営業施設、食肉輸送車等の監視・指導を行っている。

なお、島しょにおいては、新島及び八丈島の各島に2と畜場があり、島しょ保健所の兼務と畜検査員が同様の業務を行っている。

平成21年度におけると畜検査数は表2-6-1のとおりで、これらのうち検査の結果、異常を認め処分した頭数は表2-6-2のとおりである。

平成13年10月18日からは、と畜解体されるすべての牛について牛海綿状脳症（BSE）のスクリーニング検査を実施してきた。省令の改正により平成17年8月1日からスクリーニング検査の対象月齢が21カ月齢以上とされたが、都では引き続き21カ月齢に満たない牛も含めたすべての牛を対象としてスクリーニング検査を実施している。

また、省令の改正により平成17年10月1日からは、12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊について伝達性海綿状脳症（TSE）のスクリーニング検査を実施している。

第2 市場衛生検査所

市場衛生検査所は、昭和29年に設置され、現在、築地市場内の本所のほかに2出張所を設け、特別区内の中央卸売市場（9市場）及び、地方卸売市場（1市場）を所管している。

ここでは、各卸売市場に常時入荷する生鮮食品はもとより、種々の食品の検査及びせり売り営業を始めとする市場内のすべての業態について監視・指導を行っている。平成21年度における業務の概要は表2-6-3、表2-6-4及び表2-6-5のとおりである。

なお、多摩地域の市場の監視・指導については、平成15年度から健康安全研究センターが行っている。

第3 ふぐ

ふぐの取扱いについては、全国の道府県に先駆けて、昭和24年に「ふぐ取扱業等取締条例」を制定して、ふぐ調理師試験による免許制度及び認証制度を定めて指導・取締りを行っている。

昭和58年12月の厚生省（現厚生労働省）通達「ふぐの衛生確保について」を受け、ふぐ加工製品の流通の多様化に対応するために、昭和61年3月に条例を全部改正し、「東京都ふぐの取扱い規制条例」として同年7月に施行した。

その後、平成13年3月に条例を一部改正し、同年4月から一部自治体のふぐ調理師に係る資格を受け入れることとした。

平成21年度のふぐ調理師試験及び免許証の交付状況等は次のとおりである。

[平成21年度ふぐ調理師試験及び免許証の交付状況]

試験日時	学科試験 8月1日 実技試験 8月3日から8月7日まで
受験申込み者数	654名
合格者数	384名
合格率	58.7%
免許証交付数	455名

(条例制定以来平成21年度末までの免許証交付数19,538件)

表 2-6-1 と畜検査頭数の推移及び平成 21 年度と畜場別と畜検査頭数

畜種	総数	牛	馬	こ牛	豚	めん羊	山羊
平成 14 年度	380,146	80,592	63	34	299,415	-	42
平成 15 年度	379,843	86,379	61	28	293,319	8	48
平成 16 年度	358,012	85,289	58	53	272,573	-	39
平成 17 年度	374,436	95,596	59	34	278,705	-	42
平成 18 年度	363,193	95,050	55	26	268,019	-	43
平成 19 年度	301,280	93,966	-	1	207,281	-	32
平成 20 年度	303,939	92,570	-	2	211,311	-	56
平成 21 年度	274,878	90,746	-	1	184,102	-	29
平成 21 年度と畜場別内訳	芝 浦	274,795	90,741	-	1	184,053	-
	新 島	49	-	-	49	-	-
	三宅島*	-	-	-	-	-	-
	八丈島	34	5	-	-	-	-

* : 平成 21 年 11 月 6 日付で廃止。

表 2-6-2 平成 21 年度と畜検査数及び分類数

畜種	検査頭数	処分内容	病名 ／ 処分実頭数	疾病別頭数																							合計		
				細菌病								ウイルス リケッチ ア病		原虫病		寄生虫病			その他の疾病										
				炭 疽	豚 丹 毒	サル モネ ラ症	結 核 病	ブル セラ 病	破 傷 風	放 線 菌 病	そ の 他	豚 コ レ ラ	そ の 他	ト キ ソ プ ラ ズ マ 病	そ の 他	の う 虫 病	ジ ス ト マ 病	そ の 他	膿 毒 症	敗 血 症	尿 毒 症	黄 疸	水 腫	腫 瘍	中 毒 諸 症	炎 症 又 は 炎 症 産 物 に よ る 汚 染		変 性 又 は 萎 縮	そ の 他
牛	90,746	とさつ禁止	-	-	*	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-	
		全部廃棄	34	-	*	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	2	10	8	-	-	-	-	-	-	14	34
		一部廃棄	67,778	*	*	*	-	-	*	36	-	*	-	*	-	-	72	8	*	*	*	-	3,371	26	*	47877	29928	1057	82,375
こ牛	1	とさつ禁止	-	-	*	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-	
		全部廃棄	-	-	*	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	1	*	*	*	-	-	*	-	*	-	*	-	-	-	-	*	*	*	-	-	-	*	1	-	-	1	
馬	-	とさつ禁止	-	-	*	-	-	*	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-	
		全部廃棄	-	-	*	-	-	*	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	-	*	*	*	-	*	*	-	*	-	*	-	-	-	*	*	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-
豚	184,102	とさつ禁止	2	-	2	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	2	
		全部廃棄	218	-	31	30	-	-	-	-	14	-	-	-	-	-	62	51	9	1	16	3	-	-	-	-	1	218	
		一部廃棄	123,885	*	*	*	-	-	*	-	*	-	*	-	-	1	*	*	*	-	252	9	*	122415	2937	1363	126,977		
めん羊	-	とさつ禁止	-	-	*	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-	
		全部廃棄	-	-	*	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	-	*	*	*	-	-	*	-	*	-	*	-	-	-	*	*	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-
山羊	29	とさつ禁止	-	-	*	-	-	-	-	*	-	*	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	-	
		全部廃棄	-	-	*	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		一部廃棄	2	*	*	*	-	-	*	-	*	-	*	-	-	-	*	*	*	-	-	-	*	2	-	-	2		
合計	274,878	とさつ禁止	2	-	2	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	*	-	-	-	-	-	-	-	-	*	*	-	2	
		全部廃棄	252	-	31	30	-	-	-	-	14	-	-	-	-	-	62	53	19	9	16	3	-	-	-	15	252		
		一部廃棄	191,666	*	*	*	-	-	*	36	-	*	-	*	-	-	72	9	*	*	*	-	3,623	35	*	170295	32865	2420	209,355

*：畜種が特定される疾病又は処分内容が法令に定められているため、当該欄に計上されないもの

表2-6-3 市場衛生検査所・事業所別実績（平成21年度）

区分	市場内監視指導		食品等の検査成績及び措置				
	対象業態数	監視指導件数	検査検体数	不良検体数	不利益処分		措置数
					件数	廃棄重量(kg)	
合計	2,786	163,066	5,480	492	1	9.0	492
築地	1,695	119,334	2,824	270	1	9.0	270
大田	641	26,556	1,147	156	0	-	156
足立	450	17,176	1,509	66	0	-	66

区分	検査			普及啓発		食中毒 関連調査	苦情・ 相談	表示違 反(件)
	検査件数	内 訳		回数	人数			
		理化学的試験	生物学的試験					
合計	60,179	28,937	31,242	192	6,741	32	734	892
築地	27,184	9,544	17,640	69	2,459	30	592	507
大田	19,265	12,555	6,710	52	1,696	2	106	310
足立	13,730	6,838	6,892	71	2,586	-	36	75

*大田出張所は、大田市場、葛西市場、世田谷市場の監視指導を行っている。

また、足立出張所は、足立市場、豊島市場、淀橋市場、北足立市場、板橋市場、練馬青果地方卸売市場の監視指導を行っている。

表2-6-4 検査対象品目別検査数

(平成21年度)

検査項目等	検査対象	総数	魚介類	魚介類 加工品	青果物	乳肉製品	その他	
検 体 数		5,480	1,749	705	660	166	2,200	
検 査 件 数		60,179	10,252	8,156	17,582	970	23,219	
生物学的検査	細菌数	3,862	694	551	291	46	2,080	
	大腸菌群	3,458	507	532	302	46	2,071	
	大腸菌	3,496	601	532	252	46	2,065	
	黄色ブドウ球菌	3,496	601	532	252	46	2,065	
	腸炎ピブリオ	2,988	636	368	89	14	1,881	
	その他ピブリオ	5,454	1,176	544	120	6	3,608	
	サルモネラ	3,724	601	532	252	273	2,066	
	セレウス菌	3,501	611	532	252	46	2,060	
	0157	641	181	182	200	2	76	
	ノロウイルス	261	261	0	0	0	0	
	抗菌性物質	90	90	0	0	0	0	
	寄生虫・寄生虫卵	2	0	0	2	0	0	
	T.T.C.テスト	22	22	0	0	0	0	
	その他	447	85	31	0	0	331	
小 計		31,242	6,066	4,336	2,012	525	18,303	
理科学的検査	保存料	5,178	1,425	926	1,114	162	1,551	
	殺菌料	122	0	122	0	0	0	
	漂白剤	974	0	253	244	13	464	
	着色料	5,430	27	1,776	1,452	194	1,981	
	甘味料	1,624	300	432	328	76	488	
	発色剤	77	0	77	0	0	0	
	リン酸	70	0	0	70	0	0	
	防カビ剤	316	0	0	288	0	28	
	残留農薬	11,466	80	0	10,997	0	389	
	P	144	144	0	0	0	0	
	重金属	水銀	528	528	0	0	0	0
		その他	252	0	0	252	0	0
	放射能	252	125	2	124	0	1	
	硝酸・亜硝酸	96	0	0	96	0	0	
	抗菌性物質	1,430	1,416	0	0	0	14	
その他	978	141	232	605	0	0		
小 計		28,937	4,186	3,820	15,570	445	4,916	

表 2-6-5 検査対象品目別、検査の結果に基づく不利益処分及び措置

(平成 21 年度)

検査項目等		検査対象	総数	魚介類	魚介類加工品	青果物	乳肉製品	その他
検査	検 体 数		5,480	1,749	705	660	166	2,200
	検 査 件 数		60,179	10,252	8,156	17,582	970	23,219
	不 良 検 体 数		492	54	29	82	0	327
不利益処分件数	営 業 禁 止		-	-	-	-	-	-
	販 売 禁 止		1	1	-	-	-	-
	廃 棄		-	-	-	-	-	-
	そ の 他		-	-	-	-	-	-
廃棄数量	数 量 (kg)		-	-	-	-	-	-
	命令に基づく廃棄		-	-	-	-	-	-
	命令廃棄数量(kg)		-	-	-	-	-	-
	任意廃棄		1	1	-	-	-	-
措置件数	任意廃棄数量(kg)		9.0	9.0	-	-	-	-
	注 意 ・ 指 導		471	42	28	78	-	323
	始 末 書		1	-	-	1	-	-
	返 品		2	1	1	-	-	-
	違 反 通 報 等		20	12	1	3	-	4

第4 食鳥検査

食鳥肉に起因する衛生上の危害発生を防止するため、平成3年度に「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」が施行され、平成4年度から食鳥検査が開始された。同法では、食鳥処理事業を許可制として、食鳥の処理について必要な規制を行うこと、1羽ごとの検査制度を設けて疾病り患食鳥を排除することを柱としている。

現在都内には、食鳥検査の対象施設（年間処理羽数が30万羽を超える処理場）はない。食鳥検査を受ける義務が免除されている認定小規模食鳥処理場（同30万羽以下）が432施設あり（うち、東京都が管轄するのは50施設）、食鳥とたいから内臓を摘出するなど、年間約20万羽の食鳥処理が行われている。

これらの食鳥処理場では、一定の資格を有する食鳥処理衛生管理者を配置し、法の基準に基づく食鳥の異常の有無の確認、異常のある食鳥肉の排除及び食鳥処理等の衛生管理を行っている。

東京都では、保健所に所属する食鳥検査員が各食鳥処理場に立ち入り、食鳥処理衛生管理者による異常食鳥肉の排除等が適正に実施されるように、監視指導及び必要

な技術的助言を行っている。また、食鳥肉の安全を確認する目的で、抗菌性物質や農薬の残留等について取去検査を実施している。

平成21年度における食鳥の処理羽数及び廃棄状況は表2-6-6のとおり、食鳥処理関係施設数及び監視指導数は表2-6-7のとおり、食鳥肉の取去検査実績は表2-6-8のとおりである。

表2-6-6 食鳥の処理羽数及び廃棄状況（平成21年度）

処理羽数		195,823	
基準適合羽数		195,589	
基準不適合羽数 (廃棄羽数の合計)	全部廃棄	0	
	一部廃棄	234	
	小計	234	
理由内訳 基準不適合	生体の基準 廃棄	0	
	体表の基準	全部廃棄	0
		一部廃棄	17
	体壁内側の基準 廃棄	0	
	内臓の基準	当該臓器廃棄	214
内臓全部廃棄		3	

表2-6-7 食鳥処理関係施設数及び監視指導数（平成21年度）

保健所名 事業所名	食鳥処理場			届出食肉販売業者	
	施設数	食鳥処理 衛生管理者数	監視指導数	施設数	監視指導数
西多摩	6	6	1	0	-
南多摩	4	4	7	0	-
町田	0	0	0	1	0
多摩立川	6	6	29	1	7
多摩府中	16	22	70	6	31
多摩小平	14	18	42	0	-
島しょ	4	4	4	0	-
健康安全研究センター	(2)	(2)	50	(2)	12
東京都計	50	60	203	8	50
《参考》特別区計	379	-	728	49	88
《参考》八王子市	3	-	8	0	-

注 () 内の数字は再掲

(施設数、食鳥処理衛生管理者数は平成21年3月末現在)

表2-6-8 食鳥肉の取去検査実績（平成21年度）

	細菌	抗菌性物質	農薬	内寄生虫用剤・殺虫剤
検体数	155	182	26	104
検査項目数	545	1,508	208	208

第7節 食品汚染対策

魚介類等の水銀、各種食品のPCB及び魚介類等のビストリブチルスズオキシド(TBTO)等の環境汚染物質の調査を前年度に引き続き実施した。結果は次のとおりである。

第1 魚介類等の水銀汚染調査結果

魚介類中に蓄積された有機水銀による健康障害、いわゆる水俣病が明らかになり、大きな社会問題となった。このため国は、昭和48年「魚介類の暫定的規制値」を定め、暫定的規制値の定められた魚介類等の検査の強化など、その運用について通知した。都は、本通知に基づき、同年から魚介類等の汚染実態の調査を開始した。

一方、魚介類は、自然界に存在する水銀を食物連鎖の過程で体内に蓄積するため、特定の地域等にかかわりなく、一部の魚介類については水銀濃度が他の魚介類と比較して高いものも見受けられる。

都は、都民の食生活の安全確保のため、食物連鎖による水銀含有等も含め、都内流通魚介類の水銀含有の実態について、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類及び市販されている各種食品

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

(1) 魚介類の水銀汚染

ア 調査対象魚介類等の内訳 (表2-7-1)

イ 検査結果

総水銀については、合計438検体を調査した結果、最大値1.48ppm、最小値検出限界未満であった。また、メチル水銀については、104検体について調査を行い、その結果は、最大値0.91ppm、最小値0.02ppmであった(表2-7-2)。平成21年度の調査において、都内に流通していた規制対象魚のうち暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、クロムツ3検体、マサバ1検体、ホウキハタ1検体であった。また、東京都が自主規制を行っている魚種について、暫定的規制値総水銀0.4ppmを超え、かつメチル水銀0.3ppmを超えた検体は、スズキ3検体、クロムツ16検体、ユメカサゴ8検体であった。

表2-7-1 調査対象魚介類等の内訳 (平成21年度)

内訳		魚種数	検体数
魚介類	魚類等	130	371
	貝	16	47
	小計	146	418
その他	魚介類加工品等	—	20
	小計	—	20
合計		146	438

【参考】 都が行っている自主規制措置 (平成21年7月現在)

魚種	出荷地	措置年月日	備考
ハモ	熊本県三角町	48.7.12	
スズキ	東京湾産	48.7.12	50.09.03 全長60cm以下解除
スズキ	岩手県陸前高田市	48.7.19	
スズキ	岩手県大船渡市	48.7.19	
スズキ	千葉県銚子市	49.3.12	
ムツ	長崎県長崎市	50.4.17	50.09.10 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県下田市	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
ムツ	静岡県東伊豆町	50.4.17	51.05.14 尾叉長30cm以下解除
アカアマダイ	福岡県福岡市	50.4.17	52.10.27 全長40cm以下解除
ユメカサゴ	長崎県長崎市	50.9.03	54.09.10 体長20cm以下解除

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その1)

(平成 21 年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
1	アイナメ	4	4	0.25	0.10	0.19	0	0	—	—	—	青森、福島
2	アオダイ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	—	—	—	鹿児島
3	アオハタ	2	2	0.24	0.23	0.24	0	0	—	—	—	長崎
4	アオメエソ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	愛知、中国
5	アカアマダイ	2	2	0.27	0.25	0.26	0	0	—	—	—	三重、福岡
6	アカイサキ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	長崎
7	アカカマス	4	4	0.36	0.13	0.23	2	2	0.22	0.15	0.19	青森、千葉、神奈川、三重
8	アカザエビ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	アイスランド
9	アカシクピラメ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	宮崎
10	アカハタ	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	—	—	—	東京
11	アカムツ	1	1	0.23	0.23	0.23	0	0	—	—	—	長崎
12	アカヤガラ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	長崎
13	アサバカレイ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	アメリカ
14	アズキハタ	2	2	0.28	0.22	0.25	0	0	—	—	—	熊本、鹿児島
15	アナゴ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	東京
16	アマエビ	1	1	0.13	0.13	0.13	0	0	—	—	—	北海道
17	アカアマダイ	1	1	0.17	0.17	0.17	0	0	—	—	—	ベトナム
18	アンコウ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	青森
19	イイダコ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	愛知
20	イサキ	5	5	0.20	0.04	0.10	0	0	—	—	—	三重、徳島、高知、長崎
21	イシガキダイ	1	1	0.11	0.11	0.11	0	0	—	—	—	鹿児島
22	イシダイ	2	2	0.09	0.07	0.08	0	0	—	—	—	長崎、鹿児島
23	イトヨリダイ	3	3	0.20	0.14	0.18	0	0	—	—	—	山口、長崎、鹿児島
24	イナダ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	鳥取
25	イボダイ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	宮崎
26	イワシクジラ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	北西太平洋
27	インドマグロ	1	1	0.31	0.31	0.31	1	1	0.14	0.14	0.14	オーストラリア
28	ウシエビ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	インドネシア
29	ウスメバル	3	3	0.07	0.02	0.05	0	0	—	—	—	青森、岩手、山形
30	ウメイロ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	—	—	—	鹿児島
31	エゾイソアイナメ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	青森
32	エゾボラ	2	2	0.03	0.02	0.03	0	0	—	—	—	北海道、ロシア
33	オオモンハタ	2	2	0.29	0.13	0.21	0	0	—	—	—	熊本、鹿児島
34	オキメダイ	2	2	0.20	0.04	0.12	0	0	—	—	—	ニュージーランド
35	カサゴ	1	1	0.12	0.12	0.12	0	0	—	—	—	長崎
36	カツオ	5	5	0.21	0.19	0.19	0	0	—	—	—	宮城、千葉、福岡
37	カワハギ	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	千葉
38	カンパチ	6	6	0.28	0.10	0.19	0	0	—	—	—	高知、愛媛、長崎、鹿児島
39	キチジ	1	1	0.24	0.24	0.24	0	0	—	—	—	青森
40	キハダマグロ	1	1	0.42	0.42	0.42	1	1	0.20	0.20	0.20	和歌山
41	キビナゴ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	鹿児島
42	ギンダラ	1	1	0.26	0.26	0.26	0	0	—	—	—	アメリカ
43	キンメダイ	6	6	0.84	0.31	0.58	6	6	0.57	0.20	0.38	千葉、東京、静岡、ニュージーランド
44	クロウシノシタ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	石川
45	クロソイ	4	4	0.28	0.15	0.21	0	0	—	—	—	北海道、青森、宮城、福島
46	クロダイ	2	2	0.25	0.09	0.17	0	0	—	—	—	高知、長崎
47	クロマグロ	22	22	1.48	0.11	0.49	17	17	0.91	0.02	0.18	青森、宮城、千葉、島根、高知、長崎
							0	0	—	—	—	福岡、鹿児島、イタリア、スペイン
48	クロムツ	25	25	0.93	0.07	0.50	23	23	0.62	0.22	0.39	福島、東京、長崎、鹿児島
49	コウイカ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	千葉
50	コショウダイ	2	2	0.09	0.05	0.07	0	0	—	—	—	兵庫、島根
51	コノシロ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	兵庫
52	コハダ	2	2	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	千葉、熊本
53	ゴマサバ	1	1	0.30	0.30	0.30	1	1	0.15	0.15	0.15	三重

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その2)

(平成 21 年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
54	コロダイ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	徳島
55	サクラマス	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	—	—	—	北海道
56	サケ	3	3	0.03	0.02	0.02	0	0	—	—	—	北海道、岩手
57	サワラ	5	5	0.11	0.02	0.06	0	0	—	—	—	岩手、千葉、福井、京都、韓国
58	サンマ	3	3	0.09	0.07	0.08	0	0	—	—	—	北海道、岩手
59	シシヤモ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	北海道
60	シバエビ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	熊本
61	シマアジ	3	3	0.19	0.12	0.15	0	0	—	—	—	高知、愛媛
62	ショウサイフグ	1	1	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	千葉
63	シロアマダイ	3	3	0.36	0.22	0.28	1	1	0.21	0.21	0.21	山口、香港、台湾
64	シロギス	2	2	0.04	0.02	0.03	0	0	—	—	—	千葉、兵庫
65	シログチ	2	2	0.26	0.08	0.17	0	0	—	—	—	神奈川、鹿児島
66	シロサバフグ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	—	—	—	中国
67	ジンドウイカ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	宮城
68	スケトウダラ	1	1	0.03	0.03	0.03	0	0	—	—	—	北海道
69	スズキ	36	36	0.45	0.06	0.22	21	21	0.41	0.05	0.20	福島、千葉、東京、神奈川、三重 大阪、愛媛、台湾
70	スルメイカ	3	3	0.11	0.04	0.07	0	0	—	—	—	青森、三重
71	セグロイワシ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	千葉
72	タカベ	2	2	0.14	0.10	0.12	0	0	—	—	—	東京
73	タチウオ	3	3	0.23	0.08	0.18	0	0	—	—	—	山口、徳島、中国
74	チダイ	3	3	0.12	0.07	0.09	0	0	—	—	—	鳥取、長崎、鹿児島
75	テンジククルマエビ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	インドネシア
76	トクビレ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	—	—	—	北海道
77	トビウオ	2	2	0.05	0.04	0.05	0	0	—	—	—	福井、三重
78	トラフグ	3	3	0.13	0.08	0.10	0	0	—	—	—	長崎、大分
79	ニシン	1	1	0.05	0.05	0.05	0	0	—	—	—	岩手
80	ハタハタ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	北海道
81	ハチジョウアカムツ	1	1	0.44	0.44	0.44	1	1	0.29	0.29	0.29	東京
82	ハマダイ	3	3	0.22	0.13	0.16	0	0	—	—	—	東京、鹿児島
83	ハモ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	中国
84	ヒメダイ	1	1	0.15	0.15	0.15	0	0	—	—	—	東京
85	ヒラマサ	2	2	0.16	0.03	0.10	0	0	—	—	—	長崎、大分
86	ヒラメ	7	7	0.10	0.05	0.08	0	0	—	—	—	茨城、大分、韓国
87	ブリ	7	7	0.40	0.07	0.18	1	1	0.26	0.26	0.26	北海道、岩手、富山、高知、大分
88	ベナエウス・ステイロストリス(注B)	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	ニューカレドニア
89	ホウキハタ	1	1	0.70	0.70	0.70	1	1	0.58	0.58	0.58	鹿児島
90	ホウボウ	2	2	0.14	0.07	0.11	0	0	—	—	—	千葉
91	ボタンエビ	1	1	0.04	0.04	0.04	0	0	—	—	—	カナダ
92	ホッケ	2	2	0.07	0.05	0.06	0	0	—	—	—	北海道
93	ホッコクアカエビ	1	1	0.06	0.06	0.06	0	0	—	—	—	北海道
94	ボラ	2	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	静岡、大阪
95	マアジ	6	6	0.08	0.03	0.04	0	0	—	—	—	三重、山口、徳島、高知、長崎、鹿児島
96	マイワシ	6	6	0.04	0.01	0.03	0	0	—	—	—	福島、千葉、神奈川、三重、大阪
97	マカジキ	2	2	1.04	0.96	1.00	2	2	0.50	0.30	0.40	千葉、沖縄
98	マコガレイ	3	2	0.05	ND	0.05	0	0	—	—	—	青森、秋田、茨城
99	マゴチ	1	1	0.09	0.09	0.09	0	0	—	—	—	兵庫
100	マサバ	8	8	0.51	0.04	0.15	1	1	0.34	0.34	0.34	宮城、千葉、富山、兵庫、長崎、宮崎
101	マスノスケ	2	2	0.05	0.03	0.04	0	0	—	—	—	ニュージーランド
102	マダイ	8	8	0.35	0.13	0.22	1	1	0.19	0.19	0.19	和歌山、鳥取、高知、愛媛、福岡、長崎
103	マダラ	2	2	0.14	0.09	0.12	0	0	—	—	—	青森
104	マツカワガレイ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	北海道
105	マトウダイ	1	1	0.29	0.29	0.29	0	0	—	—	—	茨城
106	マナガツオ	3	3	0.05	0.03	0.04	0	0	—	—	—	岡山、韓国、パキスタン
107	マナマコ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	石川

表 2-7-2 魚介類等の水銀調査結果(その3)

(平成21年度)

番号	魚種	総水銀					メチル水銀					漁獲地
		検体数	検出検体数	検出量(ppm)			検体数	検出検体数	検出量(ppm)			
				最大	最小	平均			最大	最小	平均	
108	マハタ	2	2	0.23	0.13	0.18	0	0	—	—	—	三重、台湾
109	マボヤ	3	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	宮城、山口
110	ミズダコ	1	1	0.07	0.07	0.07	0	0	—	—	—	北海道
111	ミナミマグロ	1	1	0.43	0.43	0.43	1	1	0.21	0.21	0.21	オーストラリア
112	ミンククジラ	2	2	0.04	0.03	0.04	0	0	—	—	—	南極海
113	メカジキ	2	2	0.97	0.92	0.95	2	2	0.63	0.57	0.60	青森、オーストラリア
114	メジナ	1	1	0.08	0.08	0.08	0	0	—	—	—	三重
115	メダイ	2	2	0.09	0.06	0.08	0	0	—	—	—	東京、長崎
116	メバチ	1	1	0.69	0.69	0.69	1	1	0.41	0.41	0.41	ニュージーランド
117	メバル	2	1	0.04	ND	0.04	0	0	—	—	—	青森
118	モロトゲアカエビ	2	2	0.10	0.10	0.10	0	0	—	—	—	北海道
119	ヤリイカ	4	4	0.06	0.01	0.03	0	0	—	—	—	青森、千葉、三重、愛知
120	ユメカサゴ	25	25	0.53	0.18	0.38	20	20	0.41	0.17	0.30	長崎
121	ヨロイタチウオ	1	1	0.21	0.21	0.21	0	0	—	—	—	山口
小計		351	341				104	104				
貝												
1	アカガイ	6	3	0.04	ND	0.03	0	0	—	—	—	青森、韓国、中国
2	アゲマキガイ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	韓国
3	アサリ	3	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	愛知、中国
4	ウバガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	北海道
5	エゾアワビ	2	2	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	韓国、チリ
6	サザエ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	山口
7	タイラギ	4	4	0.02	0.01	0.02	0	0	—	—	—	韓国
8	トコブシ	2	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	台湾
9	トリガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	千葉
10	ナミガイ	2	1	0.01	ND	0.01	0	0	—	—	—	千葉
11	ハマグリ	7	6	0.02	ND	0.01	0	0	—	—	—	茨城、三重、中国
12	ホタテガイ	8	6	0.02	ND	0.01	0	0	—	—	—	北海道、岩手、宮城
13	ホンビノスガイ	1	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	千葉
14	マガキ	6	4	0.02	ND	0.01	0	0	—	—	—	岩手、宮城、広島
15	ムラサキイガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	広島
16	モエギイガイ	1	1	0.01	0.01	0.01	0	0	—	—	—	ニュージーランド
小計		47	33				0	0				
淡水魚												
1	アマゴ	1	1	0.16	0.16	0.16	0	0	—	—	—	高知
2	アユ	4	4	0.20	0.06	0.14	0	0	—	—	—	静岡、愛知、和歌山
3	イワナ	3	3	0.13	0.11	0.12	0	0	—	—	—	宮城
4	ウナギ	1	1	0.14	0.14	0.14	0	0	—	—	—	静岡
5	コイ	2	2	0.21	0.08	0.15	0	0	—	—	—	群馬
6	シラウオ	2	0	ND	ND	—	0	0	—	—	—	青森
7	ニジマス	3	3	0.15	0.06	0.11	0	0	—	—	—	静岡
8	ヤマメ	3	3	0.12	0.09	0.10	0	0	—	—	—	宮城
9	ワカサギ	1	1	0.02	0.02	0.02	0	0	—	—	—	青森
小計		20	18				0	0				
魚介類加工品		20	15	0.19	ND	0.03	0	0	—	—	—	
総計		438	407				104	104				

注1 NDは、検出限界値(0.01ppm)未満のもの

注2 平均値は、検出した検体数の平均値

注3 標準和名がないため、学名で記載

第2 食品等のPCB汚染調査結果

昭和40年代にカネミ油症事件の原因物質であるPCBが、広く環境を汚染していると同時に食品等も汚染していることが明らかになり、昭和47年に製造が中止された。PCBは、安定性が高く分解されにくい物質であるため、自然界に残留することが懸念された。

このため、国は、昭和47年に「食品中に残留するPCBの規制について」を定めた。都は、昭和48年から魚介類、乳製品、食品等の汚染実態を把握するため、継続してモニタリング調査を行い、汚染食品の流通防止を図っている。

1 実施期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類、各種市販食品及び容器包装

3 実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所
- (3) 芝浦食肉衛生検査所

4 調査結果

各種食品等のPCB検査結果は表2-7-3及び表2-7-4のとおりであるが、暫定的規制値を超えたものはなかった。

表2-7-3 各種食品等のPCB検査結果

(平成21年度)

品目	規制値 (ppm)	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			
				最大	最小	平均	
魚介類	遠洋沖合魚介類	0.5	76	27	0.14	ND	0.04
	内海内湾魚介類	3.0	229	86	0.41	ND	0.07
	小計	—	305	113	0.41	ND	0.06
牛乳	0.1	8	0	ND	ND	—	
乳製品(チーズ・ヨーグルト類)	1.0	5	0	ND	ND	—	
育児用粉乳	0.2	5	0	ND	ND	—	
食肉	牛肉	0.5	4	0	ND	ND	—
	豚肉		4	0	ND	ND	—
	鶏肉		4	0	ND	ND	—
	牛肝臓		4	0	ND	ND	—
	豚肝臓		4	0	ND	ND	—
	鶏肝臓等		4	0	ND	ND	—
	小計		—	24	0	ND	ND
卵類	0.2	16	0	ND	ND	—	
器具・容器包装	5.0	10	0	ND	ND	—	
その他	魚介類加工品等	—	60	12	0.11	ND	0.03
	食用油脂類	—	14	0	ND	ND	—
	ベビーフード等	—	18	0	ND	ND	—
合計	—	465	125				

第3 魚介類のビストリブチルスズオキシド（TBTO）等汚染調査結果

環境汚染物質として注目されているTBTO等の化学物質による魚介類の汚染実態を把握する。

1 実施期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

2 実施対象

中央卸売市場に入荷する魚介類

3 検査実施機関

- (1) 健康安全研究センター
- (2) 市場衛生検査所

4 調査結果

TBTOについては、110魚種 221検体を調査した結果、最大値 0.04ppm、最小値検出限界値未満であった(表2-7-6)。昭和60年4月に国が設定したTBTOの暫定的1日許容摂取量(1.6μg/kg/日)と国民一人当たりの魚介類摂取量から算出した濃度0.67ppmを指標として、この濃度を越えた検体はなかった。

また、トリフェニルスズ化合物(TPT)、クロルデン類及びドリン類の調査結果は表2-7-5のとおりである。今後とも魚介類の汚染実態を把握するため、経年的に調査を行っていく。

表2-7-5 TPT等の検査結果 (平成21年度)

物質名	検体数	検出検体数	検出値(ppm)			
			最大	最小	平均	
TPT	181	42	0.12	ND	0.03	
クロルデン類	Trans-クロルデン	40	0	ND	ND	—
	Cis-クロルデン	40	0	ND	ND	—
	オキシクロルデン	40	0	ND	ND	—
	Trans-ナカロール	40	0	ND	ND	—
	Cis-ナカロール	40	0	ND	ND	—
ドリン類	アルドリン	40	0	ND	ND	—
	デルドリン	40	0	ND	ND	—
	エンドリン	40	0	ND	ND	—
その他農薬	20	0	0.03	ND	—	

注1 NDは、検出限界値未満のもの

TPT・その他の農薬：0.01ppm

クロルデン類・ドリン類：0.001ppm

注2 平均値は、検出した検体の平均値

表 2-7-6 魚介類のT B T O調査結果(その1)

(平成 21 年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
1	I 群	アユ	3	0	ND	ND	—	静岡、愛知、和歌山
2		イワナ	1	0	ND	ND	—	岩手
3		ウナギ	2	0	ND	ND	—	静岡、愛知
4		カワハギ	1	1	0.01	0.01	0.01	大分
5		カンパチ	5	1	0.01	ND	0.01	高知、愛媛、鹿児島
6		マスノスケ	2	0	ND	ND	—	ニュージーランド
7		クロソイ	1	0	ND	ND	—	宮城
8		クロマグロ	3	1	0.01	ND	0.01	長崎、スペイン、マルタ
9		マサバ	1	0	ND	ND	—	宮崎
10		シマアジ	3	0	ND	ND	—	高知、愛媛
11		スズキ	5	3	0.03	ND	0.02	愛媛、台湾
12		タイヘイヨウサケ	2	0	ND	ND	—	カナダ、ノルウェー
13		トラフグ	2	0	ND	ND	—	長崎
14		ヒラメ	5	0	ND	ND	—	大分、韓国
15		ブリ	4	0	ND	ND	—	高知、大分、鹿児島
16		マサバ	1	1	0.02	0.02	0.02	兵庫
17		マダイ	3	0	ND	ND	—	愛媛
18		マハタ	1	0	ND	ND	—	三重
19		ミナミマグロ	3	1	0.01	ND	0.01	オーストラリア
20		ヤマメ	1	0	ND	ND	—	岩手
小計			49	8				
1	II 群	エゾアワビ	2	0	ND	ND	—	チリ、韓国
2		ウシエビ	2	0	ND	ND	—	インドネシア、フィリピン
3		エゾアワビ	1	0	ND	ND	—	韓国
4		クルマエビ	2	0	ND	ND	—	沖縄、中国
5		クロアワビ	1	0	ND	ND	—	韓国
6		テンジククルマエビ	1	0	ND	ND	—	インドネシア
7		トコブシ	1	0	ND	ND	—	台湾
8		バナメイ	1	0	ND	ND	—	インドネシア
9		ハマグリ	1	1	0.01	0.01	0.01	中国
10		ブラックタイガー	1	0	ND	ND	—	インドネシア
11		ホタテガイ	6	1	0.02	ND	0.02	岩手、宮城
12		マガキ	5	2	0.01	ND	0.01	岩手、宮城、広島
13		マボヤ	2	0	ND	ND	—	青森、宮城
14		バナエウス・スティリロストリス (註8)	2	0	ND	ND	—	ニューカレドニア
小計			28	4				
1	III 群	アイナメ	4	0	ND	ND	—	北海道、青森、福島
2		アオヤギ	1	0	ND	ND	—	北海道
3		アオリイカ	1	0	ND	ND	—	高知
4		アカガイ	3	0	ND	ND	—	青森、中国
5		アカカマス	1	0	ND	ND	—	長崎
6		アカムツ	2	0	ND	ND	—	長崎
7		アサリ	4	0	ND	ND	—	千葉、三重、中国
8		アナゴ	1	0	ND	ND	—	東京
9		イイダコ	1	0	ND	ND	—	福島
10		イサキ	1	0	ND	ND	—	三重
11		イボダイ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
12		ウスメバル	1	0	ND	ND	—	秋田
13		ウナギ	1	0	ND	ND	—	静岡
14		ウマヅラハギ	1	0	ND	ND	—	千葉
15		ウメイロ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
16		カンパチ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
17		キジハタ	1	0	ND	ND	—	鹿児島
18		キンメダイ	5	0	ND	ND	—	千葉、東京
19		クロソイ	1	0	ND	ND	—	宮城
20		クロダイ	2	0	ND	ND	—	三重、長崎
21		クロムツ	3	0	ND	ND	—	千葉、東京、長崎
22		コノシロ	1	0	ND	ND	—	熊本
23		サザエ	1	0	ND	ND	—	長崎
24		サワラ	2	0	ND	ND	—	岩手、日本海
25		シロギス	1	0	ND	ND	—	千葉
26		スズキ	28	19	0.04	ND	0.02	宮城、福島、千葉、東京、神奈川
27		タイラギ	1	0	ND	ND	—	韓国
28		タカベ	2	0	ND	ND	—	東京
29		タチウオ	2	0	ND	ND	—	千葉、福岡
30		チダイ	1	0	ND	ND	—	愛媛
31		ツブガイ	1	0	ND	ND	—	北海道
32		トコブシ	1	0	ND	ND	—	台湾
33		ナミガイ	1	1	0.02	0.02	0.02	千葉
34		ハチジョウアカムツ	1	0	ND	ND	—	東京
35		バナナエビ	1	0	ND	ND	—	バン格拉ディシュ

表 2-7-6 魚介類のTBT O調査結果(その2)

(平成 21 年度)

番号	区分	魚種	検体数	検出 検体数	検出値 (ppm)			漁獲地
					最大	最小	平均	
36	Ⅲ群 内湾で漁獲される 魚介類	ハマグリ	2	0	ND	ND	—	三重
37		ヒラマサ	1	0	ND	ND	—	長崎
38		ブリ	2	0	ND	ND	—	青森
39		ホッコクアカエビ	1	0	ND	ND	—	北海道
40		ボラ	1	0	ND	ND	—	静岡
41		マアジ	2	0	ND	ND	—	島根、鹿児島
42		マアナゴ	2	1	0.02	ND	0.02	神奈川県、韓国
43		マガキ	1	0	ND	ND	—	宮城
44		マダイ	1	0	ND	ND	—	長崎
45		マダコ	1	0	ND	ND	—	宮城
46		マナガツオ	1	0	ND	ND	—	岡山
47		ムラサキイガイ	1	0	ND	ND	—	愛知
48		メダイ	1	0	ND	ND	—	長崎
49		メバル	3	0	ND	ND	—	青森、福島
50		モロトグアカエビ	1	0	ND	ND	—	北海道
51		ヤリイカ	1	0	ND	ND	—	北海道
52		ヨロイタチウオ	1	0	ND	ND	—	山口
小計			104	21				
1	Ⅳ群 遠洋沖合等で漁獲 される魚介類	アカシタビラメ	1	0	ND	ND	—	宮崎
2		アンコウ	1	0	ND	ND	—	青森
3		イワシクジラ	1	0	ND	ND	—	北西太平洋
4		カツオ	3	0	ND	ND	—	宮城、千葉
5		キチジ	1	0	ND	ND	—	青森
6		ギンダラ	1	0	ND	ND	—	アメリカ
7		クロマグロ	3	1	0.01	ND	0.01	青森、鳥取、福岡
8		ゴマサバ	1	0	ND	ND	—	千葉、東京
9		サンマ	2	0	ND	ND	—	北海道
10		サケ	3	0	ND	ND	—	北海道、岩手
11		スルメイカ	2	0	ND	ND	—	石川、三重
12		トビウオ	1	0	ND	ND	—	三重
13		ヒラメ	1	0	ND	ND	—	青森
14		ホッケ	1	0	ND	ND	—	北海道
15		マイワシ	2	0	ND	ND	—	宮城、千葉
16		マカジキ	1	0	ND	ND	—	千葉
17		マコガレイ	3	0	ND	ND	—	青森、岩手、福島
18	マサバ	4	1	0.03	ND	0.03	宮城、神奈川県、長崎	
19	マツカワカレイ	1	0	ND	ND	—	北海道	
20	ミナミマグロ	1	0	ND	ND	—	オーストラリア	
21	ミンククジラ	1	0	ND	ND	—	南極海	
22	メイタガレイ	1	0	ND	ND	—	茨城	
23	メカジキ	2	0	ND	ND	—	オーストラリア、大西洋	
24	メバチマグロ	2	0	ND	ND	—	千葉、オーストラリア	
小計			40	2				
総計			221	35				
注1 NDは、検出限界値 (0.01ppm) 未満のもの								
注2 平均値は、検出した検体の平均値								
注3 標準和名がないため、学名で記載								

第4 東京湾産魚介類の化学物質汚染実態調査結果（ダイオキシン類及び内分泌かく乱作用の疑われる化学物質）

東京湾では現在も漁業が営まれ、江戸前の魚として流通しているほか、都民が、釣りや潮干狩りなどのレジャーを通じて湾内の魚介類を摂食する機会は少なくない。一方、東京湾は首都圏大都市に囲まれており、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成された PCDD、PCDF や、過去に製造された PCB 製品に由来すると思われるコプラナーPCB などのダイオキシン類が河川から流入しやすい環境にある。

福祉保健局では都民の食の安全性確保の一環として、東京湾で漁獲される魚介類中の化学物質について調査を行っている。

平成 21 年度の調査結果は以下のとおりである。

1 調査方法

(1) 調査対象生物及び検体数

ボラ 2 検体（隅田川河口 2 検体）、スズキ、マアナゴ各 8 検体（隅田川河口 2 検体、漁場 1、2 ポイント各 3 検体）、マコガレイ 5 検体（隅田川河口 2 検体、漁場 1 ポイント 1 検体、漁場 2 ポイント 2 検体）、アサリ羽田沖 3 検体（※例年採集を行っている三枚洲付近のアサリについては、平成 19 年 9 月の台風 9 号の影響により、検体が入手できなかった。）計 26 検体

(2) 貝類採取地点

東京都内湾の次の地点

※平成18年まで採集を行っていた羽田空港南岸が羽田空港拡張工事に伴い、制限されているため、魚場 1 は城南島北側沿岸、漁場 2 は羽田空港北側沿岸へ変更を行った。

魚類：隅田川河口、漁場 1（城南島北側沿岸）、漁場 2（羽田空港北側沿岸）

アサリ：羽田沖（多摩川河口部）

(3) 採取方法

マアナゴを除く魚類は刺網により、マアナゴはアナゴ筒により、アサリはジョレン等を用いて採取した。なお、採取については、いずれも民間調査機関に委託した。

(4) 検体の処理

魚類は、可食部（筋肉部分、ただしマアナゴ、マ

コガレイは皮付き）約100gを、貝類は、むき身約100gを1検体とした。なお、1個体で必要量を確保できない場合は、複数個体を合わせて1検体とした。

(5) 分析項目

ア ダイオキシン類

水分含有量、脂肪含有量、ダイオキシン類濃度（ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）14種類、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）15種類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB、Co-PCB）12種類の異性体）。

なお、検出下限未満（ND）の数値は0として、ダイオキシン類濃度の計算をした。PCDD、PCDF及びコプラナーPCBの内訳は、表2-7-7のとおり。

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等

水分含有量、脂肪含有量、PCB、DDT及びその代謝物、トリブチルスズ、トリフェニルスズ、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノールとした。

分析対象物質の内訳は表2-7-8のとおり。

(6) 方法

ア 水分含有量

五訂日本食品標準成分表による常圧加熱乾燥法

イ 脂肪含有量

五訂日本食品標準成分表によるソックスレー・エーテル抽出法

ウ ダイオキシン類

「ダイオキシン類に係る水生生物調査暫定マニュアル」（旧環境庁水質保全局水質管理課、平成10年9月）に準じた。

エ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(イ) PCB

GC/ECDを用いて測定

(ロ) トリブチルスズ、トリフェニルスズ

GC/FPDを用いて測定

(ハ) DDT、DDE、DDD、アルキルフェノール類、ベンゾフェノン、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

ール

GC/MSを用いて測定

(7) 検出下限

ア ダイオキシン類

(7) PCDD 及び PCDF

4,5塩化物 : 0.01pg/g

6,7塩化物 : 0.05pg/g

8塩化物 : 0.1pg/g

(イ) コプラナーPCB

0.1pg/g

イ 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質

(7) PCB

0.001 μg/g

(イ) DDT、DDE、DDD、トリブチルスズ、トリフェニルスズ、ベンゾフェノン、ペンタクロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール

0.001 μg/g

(ウ) アルキルフェノール類 (ノニルフェノールを除く)

0.0015 μg/g

(エ) ノニルフェノール

0.02 μg/g

(オ) アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル

0.01 μg/g

(8) 分析機関

健康安全研究センター

表2-7-7 ダイオキシン類の分析項目 (内訳)

1 PCDD、PCDF

項目名		項目名	
P C D D	4塩化物	2, 3, 7, 8-TCDD 1, 3, 6, 8-TCDD 1, 3, 7, 9-TCDD その他	
		5塩化物	1, 2, 3, 7, 8-PCDD 1, 2, 3, 4, 7-PCDD その他
			6塩化物
		7塩化物	
Octa-CDD			
P C D F	4塩化物	2, 3, 7, 8-TCDF 1, 3, 6, 8-TCDF その他	
		5塩化物	2, 3, 4, 7, 8-PCDF 1, 2, 3, 7, 8-PCDF その他
	6塩化物		1, 2, 3, 4, 7, 8-TCDF 1, 2, 3, 6, 7, 8-TCDF 1, 2, 3, 7, 8, 9-TCDF 2, 3, 4, 6, 7, 8-TCDF その他
		7塩化物	1, 2, 3, 4, 6, 7, 8-TCDF 1, 2, 3, 4, 7, 8, 9-TCDF その他
Octa-CDF			

2 コプラナーPCB

項目名 (non-ortho)		項目名 (mono-ortho)	
4塩化物	3, 3', 4, 4'-TCB (#77)	5塩化物	2, 3, 3', 4, 4'-PCB (#105)
	3, 4, 4', 5-TCB (#81)		2, 3, 4, 4', 5-PCB (#114)
5塩化物	3, 3', 4, 4', 5-PCB (#126)		2, 3', 4, 4', 5-PCB (#118)
	6塩化物		3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#169)
6塩化物			2, 3, 3', 4, 4', 5-HCB (#156)
	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)	2, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#167)	
	7塩化物	2, 3, 3', 4, 4', 5, 5'-HCB (#189)	

表 2-7-8 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の検査項目 (内訳)

番号	物質名	内訳
2	PCB	
5	ペンタクロロフェノール	
18	DDT	o, p'-DDT、p, p'-DDT
19	DDE、DDD (DDT 代謝物)	o, p'-DDE p, p'-DDE o, p'-DDD p, p'-DDD
33	トリブチルスズ	トリブチルスズ
34	トリフェニルスズ	トリフェニルスズ
36	アルキルフェノール類	4-t-ブチルフェノール 4-n-ペンチルフェノール 4-n-ヘキシルフェノール 4-t-オクチルフェノール 4-n-オクチルフェノール 4-n-ヘプチルフェノール ノニルフェノール
44	2,4-ジクロロフェノール	
45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	
46	ベンゾフェノン	

※ 番号は、「環境ホルモン戦略計画 SPEED'98」(環境省)に拠った。

2 調査結果 (表2-7-9から表2-7-11)

(1) ダイオキシン類 (表2-7-9から表2-7-11)

ア 魚類全体のダイオキシン類濃度は、隅田川河口が 2.58 pg-TEQ/g (4.1%)、漁場1が 2.52 pg-TEQ/g (4.5%)、漁場2が 2.18 pg-TEQ/g (3.3%)であった。

※()内は総脂肪

イ アサリのダイオキシン類濃度は、魚類よりも低い値を示した。

ウ 平均濃度が相対的に高かったのは、今年度もマアナゴであった。これは、他の魚種と比較して脂肪分が高いためと考えられる。

エ 東京都福祉保健局が実施した「平成20年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査 (トータルダイエット調査)」によると、都民の平均的な食事から摂取されるダイオキシン類は、1.32 pg-TEQ/kg-bw/dayであった (魚介類からの摂取は 1.04 pg-TEQ/kg-bw/day)。

食事由来の化学物質曝露量推計調査では、通常の食生活における調理加工した食品を調査対象としているため単純に比較はできないが、仮に、都民が内海内湾産魚介類について、東京湾産魚類を加熱調理せずに生で摂取するものとして置き換えて一日のダイオキシン類摂取量を試算した。する

と、魚介類全体からのダイオキシン類摂取量は 1.47 pg-TEQ/kg-bw/day、食事全体からのダイオキシン類摂取量は 1.73 pg-TEQ/kg-bw/day (平成19年度 1.71 pg-TEQ/kg-bw/day)となり、「ダイオキシン類対策特別措置法」における耐容一日摂取量: 4 pg-TEQ/kg-bw/dayを下回る。

(7) 内海内湾産魚介類と遠洋沖合魚介類の摂取割合

1:3 (農林水産省・平成7年食糧需給表)

(イ) 内海内湾産魚介類の摂取量

47.7 (g) <生魚介類の摂取量> / 4 = 11.9 (g)

(ウ) 内海内湾産魚介類摂取量について、東京湾産魚類を加熱調理せずに生で摂取するものとした際のダイオキシン類摂取量

2.42 (pg-TEQ/g) × 11.9 (g) / 50 (kg-bw) = 0.58 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(エ) 内海内湾産魚介類以外の魚介類からのダイオキシン類摂取量

1.04 (pg-TEQ/kg-bw/day) × 61.6 (g) / 73.5 (g) <魚介類の摂取量> = 0.87 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(オ) 魚介類以外の食品からのダイオキシン類摂取量

0.28 (pg-TEQ/kg-bw/day)

(カ) 食事全体からのダイオキシン類摂取量

$$(y)+(x)+(z)=1.73 \text{ (pg-TEQ/kg·bw/day)}$$

以上、東京湾産魚類のダイオキシン類濃度（漁場の平均：2.42pg-TEQ/g）以外の数値は、「平成20年度 食事由来の化学物質曝露量推計調査結果」（平成21年7月東京都福祉保健局）から引用した。

(2) 内分泌かく乱作用が疑われる化学物質等

ア PCB及びトリブチルスズは、全ての検体から検出された。魚類全体のPCB濃度は、隅田川河口の地点が0.085μg/g、漁場1の地点が0.060μg/g、漁場2の地点が0.051μg/gであった。羽田沖のアサリのPCB濃度は0.022μg/gであった。（20

年度魚類全体のPCB濃度は、隅田川河口：0.128μg/g、漁場1：0.145μg/g、漁場2：0.159μg/gであった。羽田沖のアサリのPCB濃度は0.009μg/gであった。）

※各魚場の魚類の脂肪量は（1）ア参照

イ o,p'-DDE、p,p'-DDE、p,p'-DDD、トリフェニルスズは全ての魚類から検出された。アルキルフェノール類は全ての魚類から検出されなかった。アサリはPCB、トリブチルスズを検出した。

表 2-7-9 ダイオキシン類濃度(平均)

(ND=0、単位：pg-TEQ/g)
WHO-2006 TEFを使用

魚種	採取地点	総脂肪 (%)	1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度		
			ダイオキシン類	PCDDs + PCDFs	コプラナー PCB	ダイオキシン類	PCDDs + PCDFs	コプラナー PCB
魚類全体	隅田川河口部	4.1	2.58	0.56	2.02	83	17	66
	漁場1	4.5	2.52	0.53	1.98	77	18	59
	漁場2	3.3	2.18	0.40	1.78	99	20	79
	漁場全体	3.9	2.42	0.49	1.93	87	21	69
ボラ	隅田川河口部	4.6	3.09	0.76	2.33	66	16	50
	漁場1	—	—	—	—	—	—	—
	漁場2	—	—	—	—	—	—	—
スズキ	隅田川河口部	2.2	1.98	0.44	1.54	89	20	70
	漁場1	2.2	1.53	0.37	1.15	69	17	52
	漁場2	1.6	1.35	0.29	1.06	88	19	69
マアナゴ	隅田川河口部	8.1	3.61	0.74	2.87	44	9	35
	漁場1	8.1	3.91	0.77	3.15	50	10	40
	漁場2	6.7	3.39	0.55	2.84	51	8	43
マコガレイ	隅田川河口部	1.2	1.64	0.28	1.35	133	23	110
	漁場1	0.7	1.29	0.31	0.98	183	44	139
	漁場2	0.8	1.60	0.33	1.27	188	39	149
アサリ	羽田沖	1.4	0.43	0.08	0.35	31	5	25

表 2-7-10 ダイオキシン類濃度(平成 21 年度)

(ND=0、単位:pg-TEQ/g)

WHO-2006 TEF を使用

検体 番号	魚 種	採取地点	調査 地点 番号	総脂肪 (%)	1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度			脂肪1g当たりの2,3,7,8-TCDD等量濃度		
					ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB	ダイオキシン類	PCDDs+PCDFs	コプラナーPCB
1	ボラ	網田川河口部	ST.A	5.1	3.52	0.87	2.65	69	17	52
2				4.2	2.65	0.64	2.01	63	15	48
3		漁 場 1	ST.B	-	-	-	-	-	-	-
4				-	-	-	-	-	-	-
5				-	-	-	-	-	-	-
6		漁 場 2	ST.C	-	-	-	-	-	-	-
7				-	-	-	-	-	-	-
8				-	-	-	-	-	-	-
9	スズキ	網田川河口部	ST.A	1.8	1.70	0.38	1.32	95	21	74
10				2.7	2.26	0.50	1.76	84	19	65
11		漁 場 1	ST.B	2.0	1.13	0.29	0.84	58	14	42
12				2.0	1.26	0.30	0.96	65	15	49
13				2.6	2.18	0.52	1.66	85	20	65
14		漁 場 2	ST.C	1.7	1.15	0.22	0.93	66	12	53
15				1.5	1.42	0.31	1.11	95	21	75
16				1.4	1.48	0.38	1.13	102	25	78
17	マアナゴ	網田川河口部	ST.A	7.9	2.99	0.65	2.33	38	8.3	30
18				8.3	4.22	0.82	3.41	51	9.8	41
19		漁 場 1	ST.B	5.5	2.92	0.53	2.39	53	9.6	44
20				11.6	5.01	1.05	3.97	43	9.1	34
21				7.3	3.81	0.73	3.08	52	9.9	42
22		漁 場 2	ST.C	6.4	3.94	0.53	3.42	61	8.2	53
23				6.2	3.19	0.61	2.57	51	9.8	41
24				7.4	3.04	0.50	2.54	41	6.8	34
25	カレイ	網田川河口部	ST.A	1.0	1.36	0.24	1.12	140	24	115
26				1.5	1.92	0.33	1.58	126	22	104
27		漁 場 1	ST.B	0.7	1.29	0.31	0.98	183	44	139
28				-	-	-	-	-	-	-
29				-	-	-	-	-	-	-
30		漁 場 2	ST.C	0.9	1.96	0.38	1.58	220	42	178
31				0.8	1.24	0.29	0.95	156	36	119
32				-	-	-	-	-	-	-
33	アサリ	三枚州	ST.1	-	-	-	-	-	-	-
34				-	-	-	-	-	-	-
35				-	-	-	-	-	-	-
36		羽田沖	ST.2	1.4	0.39	0.07	0.32	28	5.0	23
37				1.4	0.44	0.07	0.37	32	5.3	27
38				1.5	0.46	0.09	0.38	32	6.0	28

表 2-7-11 内分泌かく乱化学物質濃度 (平成 21 年度)

(ND=0、単位：μg/g(湿重量))

番号	生物種	採取地点	調査地点番号	水分 %	脂肪分 %	PCB	DDT		DDE, DDD				TBT	TPT	アルキルフェノール類								p,p'-DDE	p,p'-DDD	p,p'-DDE	p,p'-DDD				
							o,p'-DDT	p,p'-DDT	o,p'-DDE	p,p'-DDE	o,p'-DDD	p,p'-DDD			4-tert-ブチルフェノール類				4-tert-ブチルフェノール	4-tert-ブチルフェノール	4-tert-ブチルフェノール	4-tert-ブチルフェノール					4-tert-ブチルフェノール	4-tert-ブチルフェノール	4-tert-ブチルフェノール	4-tert-ブチルフェノール
															4-tert-ブチルフェノール	4-tert-ブチルフェノール	4-tert-ブチルフェノール	4-tert-ブチルフェノール												
1	ボラ	隅田川河口部	ST.A	73.7	5.1	0.155	ND	0.004	0.002	0.013	ND	0.002	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
2				73.6	4.2	0.109	ND	0.003	0.001	0.008	ND	0.001	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
3		漁場 1	ST.B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
4				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
5				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
6				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
7				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
8				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
9	スズキ	隅田川河口部	ST.A	77.6	1.8	0.055	ND	ND	0.002	0.009	ND	0.001	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
10				76.2	2.7	0.047	ND	ND	0.003	0.011	ND	0.002	0.011	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
11		漁場 1	ST.B	77.9	2.0	0.022	ND	ND	0.001	0.005	ND	ND	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
12				77.5	2.0	0.041	ND	ND	0.002	0.006	ND	ND	0.004	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
13				77.2	2.6	0.041	ND	ND	0.002	0.011	ND	0.002	0.018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
14				漁場 2	ST.C	77.1	1.7	0.022	ND	0.001	0.001	0.006	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
15						76.6	1.5	0.038	ND	0.001	0.002	0.007	ND	ND	0.007	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
16						76.1	1.4	0.043	ND	ND	0.001	0.007	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
17	マアサギ	隅田川河口部	ST.A			71.8	7.9	0.083	ND	ND	ND	0.006	ND	0.001	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
18				72.7	8.3	0.100	ND	ND	ND	0.011	ND	0.002	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
19		漁場 1	ST.B	75.1	5.5	0.061	ND	ND	ND	0.009	ND	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
20				76.0	11.6	0.132	ND	0.002	0.001	0.014	ND	0.002	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
21				73.0	7.3	0.101	ND	ND	ND	0.010	ND	0.001	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
22				漁場 2	ST.C	73.6	6.4	0.067	ND	0.002	ND	0.011	ND	0.002	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
23						74.1	6.2	0.076	ND	0.003	ND	0.011	ND	0.001	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
24						72.7	7.4	0.092	ND	0.002	0.001	0.011	ND	0.002	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
25	カレイ	隅田川河口部	ST.A			78.0	1.0	0.057	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.008	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
26				76.2	1.5	0.071	ND	0.002	0.001	0.008	ND	ND	0.004	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
27		漁場 1	ST.B	78.4	0.7	0.021	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND			
28				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
29				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
30				漁場 2	ST.C	78.8	0.9	0.038	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
31						78.0	0.8	0.030	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
32						-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	アサリ	三枚州	ST.1			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
34				-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
35		羽田沖	ST.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36				86.6	1.4	0.023	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
37				86.3	1.4	0.022	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
38				86.7	1.5	0.022	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
検出下限値						0.001	0.001	0.001				0.001	0.001	0.0015				0.02	0.0015				0.001	0.01	0.001	0.001				

第5 流通魚介類のPCB、有機スズ等汚染実態調査

ポリ塩化ビフェニール（PCB）等の化学物質については、国の暫定規制値に基づいて魚介類の汚染状況を調査している。また、これらの物質については、平成11年より内分泌かく乱作用の観点から検出下限を1ppb（0.001mg/kg）として調査を実施した。

平成21年度の結果は以下のとおりである。

1 調査期間

平成21年4月から平成22年3月まで

2 調査の概要（表2-7-12、表2-7-13）

(1) 調査対象物質及び検体数（表2-7-12）

中央卸売市場に流通する魚介類128種の可食部302検体

表2-7-12 調査対象物質及び検体数

検査対象物質	魚種	検体数
ポリ塩化ビフェニール	93	161
トリブチルスズ	75	141
トリフェニルスズ	75	141
ドリソ類	アルドリソ	24
	エンドリソ	24
	ディルドリソ	24
クロルデン類	trans-クロルデン	24
	cis-クロルデン	24
	オキシクロルデン	24
	trans-ノナクロル	24
	cis-ノナクロル	24
合計		763

(2) 分析方法及び検出下限は、表2-7-13のとおりである。

表2-7-13 分析方法及び検出下限

調査対象物質	略号	分析方法
ポリ塩化ビフェニール	PCB	溶媒抽出、GC/ECD法
トリブチルスズ	TBT	溶媒抽出、GC/FPD法
トリフェニルスズ	TPT	溶媒抽出、GC/FPD法
アルドリソ	-	溶媒抽出、GC/MS法
エンドリソ	-	溶媒抽出、GC/MS法
ディルドリソ	-	溶媒抽出、GC/MS法
trans-クロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
cis-クロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
オキシクロルデン	-	溶媒抽出、GC/MS法
trans-ノナクロル	-	溶媒抽出、GC/MS法
cis-ノナクロル	-	溶媒抽出、GC/MS法

※検出下限は、全ての調査対象物質において、1ppb

3 検査機関

健康安全研究センター

財団法人 日本食品分析センター

4 調査結果（表2-7-14から表2-7-20）

各物質の検出結果は表2-7-14、表2-7-15のとおりである。なお、魚種毎の検出結果は、表2-7-16から表2-7-20のとおりである。

(1) ポリ塩化ビフェニール（PCB）

161検体中144検体（89.4%）からポリ塩化ビフェニールを検出した。最大値は、スズキの416ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、71魚種中62魚種（87.3%）からPCBが検出され、平均値は38ppbであった。遠海性魚介類は、22魚種中19魚種（86.4%）からPCBが検出され、平均値は12ppbであった。

※ 近海性魚介類と遠海性魚介類の分類は、昭和47年8月24日付環食第442号「食品中に残留するPCBの規制について」を参考に行った。なお、近海性魚介類には輸入魚介類を含む。

(2) トリブチルスズ（TBT）

141検体中76検体（53.9%）からトリブチルスズが検出された。最大値は、スズキの45ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、59魚種中26魚種（44.1%）からTBTが検出され、検出値の平均値は6ppbであった。遠海性魚介類は、16魚種中8魚種（50.0%）からTBTが検出され、検出値の平均値は2ppbであった。

(3) トリフェニルスズ（TPT）

141検体中96検体（68.1%）からトリフェニルスズが検出された。最大値は、クロムツの120ppbであった。

近海性魚介類と遠海性魚介類*に分類して比較してみると、近海性魚介類は、59魚種中37魚種（62.7%）からTPTが検出され、検出値の平均値は7ppbであった。遠海性魚介類は、16魚種中15魚種（93.8%）からTPTが検出され、検出値の平均値は6ppbであった。

(4) 農薬類

アルドリソ、エンドリソ及びディルドリソについて

て各40検体を検査したが、これらが検出された検体はなかった。また、trans-クロルデン、cis-クロルデン、trans-ノナクロル及びcis-ノナクロル及びオキシクロルデンについて各40検体を検査したが、これらが検出された検体はなかった。

5 まとめ

- (1) ポリ塩化ビフェニールは161検体中144検体(89.4%)、トリブチルスズは141検体中76検体(53.9%)、トリフェニルスズは141検体中96検体

(68.1%)から検出された。

- (2) ドリン類(3種類)及びクロルデン類(5種類)は40検体全て検出されなかった。
- (3) 近海性魚介類と遠海性魚介類を比較すると、ポリ塩化ビフェニール及びトリブチルスズの平均値は近海性魚介類のほうが高値を示した。トリフェニルスズは近海性魚介類と遠海性魚介類で値は異なっていたものの、有意差は見られなかった。

表 2-7-14 平成 21 年度流通魚介類の実態調査結果 (ND=0、単位：ppb)

物質名	検体数	検出数	検出率 (%)	検出結果			平成 20 年度			
				最大	最小	平均値	最大	最小	平均値	
ポリ塩化ビフェニール	161	144	89.4	416	ND	33	594	ND	40	
トリブチルスズ	141	76	53.9	45	ND	6	59	ND	5	
トリフェニルスズ	141	96	68.1	120	ND	7	52	ND	5	
ドリン類	アルドリン	40	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
	エンドリン	40	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
	ディルドリン	40	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
クロルデン類	trans-クロルデン	40	0	0	ND	ND	-	2	ND	ND
	cis-クロルデン	40	0	0	ND	ND	-	2	ND	ND
	オキシクロルデン	40	0	0	ND	ND	-	ND	ND	-
	trans-ノナクロル	40	0	0	ND	ND	-	3	ND	ND
	cis-ノナクロル	40	0	0	ND	ND	-	2	ND	ND

表 2-7-15 近海性魚介類及び遠海性魚介類の比較 (ND=0、単位：ppb)

物質名	分類	検査魚種数	検出魚種数	検出率 (%)	平均検出値
ポリ塩化ビフェニール	全体	93	81	87.1	33
	近海性魚介類	71	62	87.3	38
	遠海性魚介類	22	19	86.4	12
トリブチルスズ	全体	75	34	45.3	6
	近海性魚介類	59	26	44.1	6
	遠海性魚介類	16	8	50.0	2
トリフェニルスズ	全体	75	52	69.3	7
	近海性魚介類	59	37	62.7	7
	遠海性魚介類	16	15	93.8	6

表 2-7-16 流通魚介類のPCB検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	1	3		3	近	シロサバワグ	1	ND		—	近
アオダイ	1	1		1	近	ジンドウイカ	1	3		3	近
アオメソ	1	10		10	近	スケトウタラ	1	1		1	遠
アカイサキ	1	1		1	近	スズキ	29	416	2	140.3	近
アカガイ	3	2	ND	0.7	近	スルメイカ	1	ND		—	遠
アカカマス	2	33	21	27	近	タイラギ	1	ND		—	近
アゲマキガイ	1	1		1	近	タチウオ	3	82	1	29.3	近
アサバカレイ	1	1		1	遠	チダイ	1	2		2	近
アサリ	2	2	1	1.5	近	トクビレ	1	5		5	近
イサキ	2	6	2	4	近	トビウオ	2	1	ND	0.5	遠
イシガキダイ	1	13		13	近	ナミガイ	1	5		5	近
イトヨリダイ	3	3	1	2.3	近	ニシン	1	7		7	遠
イボダイ	1	2		2	近	ハタハタ	1	8		8	遠
インドマグロ	1	38		38	遠	ハマグリ	2	2	ND	1	近
ウスメバル	2	4	1	2.5	近	ハマダイ	2	1	1	1	近
ウバガイ	1	ND		—	近	ヒラメ	2	6	2	4	遠
エゾイソアイナメ	1	ND		—	近	ブリ	1	13		13	近
エゾボラ	1	ND		—	近	ホウキハタ	1	1		1	近
オオモンハタ	1	3		3	近	ホウボウ	2	3	2	2.5	近
オキメダイ	2	4	ND	2	近	ボタンエビ	1	1		1	近
カキ	1	1		1	近	ホッコクアカエビ	1	1		1	近
カサゴ	1	1		1	近	ホヤ	1	ND		—	近
カツオ	2	2	1	1.5	遠	ボラ	1	39		39	近
カンパチ	2	15	11	13	近	ホンビノスガイ	1	4		4	近
キジハタ	1	2		2	近	マアジ	4	18	3	10	近
キハダマグロ	1	20		20	遠	マイワシ	3	68	4	26	遠
キビナゴ	1	2		2	近	マカジキ	1	21		21	遠
キンメダイ	2	13	3	8	近	マコガレイ	1	ND		—	遠
クロウシノシタ	1	1		1	近	マゴチ	1	26		26	近
クロソイ	1	4		4	近	マサバ	2	6	2	4	遠
クロダイ	1	57		57	近	マダイ	4	5	2	3.5	近
クロマグロ	3	82	24	50.3	遠	マダラ	1	ND		—	遠
クロムツ	2	6	6	6	近	マトウダイ	1	1		1	近
クロメバル	1	3		3	近	マナガツオ	2	3	1	2	遠
コイ	1	2		2	近	マナマコ	1	3		3	近
コウイカ	1	5		5	近	ミスダコ	1	1		1	近
コショウダイ	2	16	3	9.5	近	ミンククジラ	1	1		1	遠
コノシロ	1	105		105	近	ムラサキイガイ	1	5		5	近
コハダ	1	24		24	近	メカジキ	1	25		25	遠
コロダイ	1	8		8	近	メジナ	1	1		1	近
サワラ	3	18	9	12	近	メジマグロ	1	8		8	遠
サンマ	2	11	1	6	遠	メダイ	1	2		2	近
シマアジ	1	8		8	近	モエギイガイ	1	ND		—	近
シラウオ	1	1		1	近	ヤガラ	1	ND		—	近
シロアマダイ	1	ND		—	近	ヤリイカ	3	2	1	1.3	近
シロギス	2	10	9	9.5	近						
シログチ	2	104	3	53.5	近						
シロサケ	1	2		2	遠						
						総計	161	416	ND	33	

表 2-7-17 流通魚介類のT B T検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	3	ND		—	近	タチウオ	2	5	3	4	近
アオヤギ	1	ND		—	近	チダイ	1	8		8	近
アオリイカ	1	3		3	近	ツブガイ	1	3		3	近
アカガイ	1	2		2	近	生食用輸入エビ	2	ND		—	近
アカカマス	1	9		9	近	トコブシ	1	ND		—	近
アカムツ	1	ND		—	近	トビウオ	1	ND		—	遠
アサリ	3	9	2	4.3	近	バナナエビ	1	ND		—	近
アユ	2	ND		—	近	バナメイ	1	ND		—	近
イイダコ	1	2		2	近	ハマグリ	2	14	1	7.5	近
イサキ	1	ND		—	近	ハマチ	1	2		2	近
イボダイ	1	1		1	近	ヒラマサ	1	ND		—	近
イワナ	1	ND		—	近	ヒラメ	3	1	ND	0.3	遠
ウシエビ	1	ND		—	近	ブラックタイガー	2	ND		—	近
ウスメバル	1	ND		—	近	ブリ	2	ND		—	近
ウナギ	2	ND		—	近	ホタテガイ	4	21	4	9.3	近
ウマヅラハギ	1	ND		—	近	ホッコクアカエビ	1	3		3	近
エゾアワビ	1	ND		—	近	マアジ	2	ND		—	近
カツオ	1	ND		—	遠	マアナゴ	2	20	ND	10	近
カワハギ	1	10		10	近	マイワシ	2	2	1	1.5	遠
カンパチ	3	12	ND	4.3	近	マガキ	3	11	2	7	近
キジハタ	1	ND		—	近	マカジキ	1	ND		—	遠
キンメダイ	2	ND		—	近	マコガレイ	2	ND		—	遠
クルマエビ	2	ND		—	近	マサバ	3	39	2	14.3	遠
クロアワビ	1	ND		—	近	マダイ	4	3	ND	1.3	近
クロソイ	1	7		7	近	マダコ	1	2		2	近
クロダイ	1	ND		—	近	マボヤ	1	ND		—	近
クロマグロ	3	10	ND	7	遠	ミナミマグロ	3	1	ND	0.3	遠
クロムツ	2	ND		—	近	ムラサキイガイ	1	ND		—	近
ゴマサバ	1	3		3	遠	メイタガレイ	1	ND		—	遠
サザエ	1	4		4	近	メカジキ	1	ND		—	遠
サワラ	1	4		4	近	メダイ	1	ND		—	近
サンマ	1	ND		—	遠	メバチマグロ	2	ND		—	遠
シマアジ	1	1		1	近	メバル	1	ND		—	近
シロギス	1	1		1	近	ヤマメ	1	ND		—	近
シロザケ	4	2	ND	0.5	遠	ヤリイカ	1	ND		—	近
スズキ	26	45	2	19.5	近	ワラサ	1	ND		—	近
スルメイカ	2	2	1	1.5	遠						
タイラギ	1	1		1	近	合計	141	45	ND	5.5	
タカベ	1	ND		—	近						

表 2-7-18 流通魚介類のT P T検出結果

(ND=0、単位：ppb)

魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類	魚種	検体数	最大値	最小値	平均	分類
アイナメ	3	8	5	6.7	近	タチウオ	2	10	7	8.5	近
アオヤギ	1	ND		—	近	チダイ	1	9		9	近
アオリイカ	1	3		3	近	ツブガイ	1	7		7	近
アカガイ	1	ND		—	近	生食用輸入エビ	2	ND		—	近
アカカマス	1	17		17	近	トコブシ	1	34		34	近
アカムツ	1	27		27	近	トビウオ	1	2		2	遠
アサリ	3	2	ND	1.3	近	バナナエビ	1	ND		—	近
アユ	2	ND		—	近	バナメイ	1	38		38	近
イイダコ	1	1		1	近	ハマグリ	2	35	ND	17.5	近
イサキ	1	5		5	近	ハマチ	1	ND		—	近
イボダイ	1	4		4	近	ヒラマサ	1	39		39	近
イワナ	1	ND		—	近	ヒラメ	3	9	3	6	遠
ウシエビ	1	ND		—	近	ブラックタイガー	2	ND		—	近
ウスメバル	1	3		3	近	ブリ	2	15	ND	7.5	近
ウナギ	2	ND		—	近	ホタテガイ	4	2	ND	0.8	近
ウマヅラハギ	1	ND		—	近	ホッコクアカエビ	1	3		3	近
エゾアワビ	1	ND		—	近	マアジ	2	7	7	7	近
カツオ	1	1		1	遠	マアナゴ	2	18	7	12.5	近
カワハギ	1	4		4	近	マイワシ	2	2	1	1.5	遠
カンパチ	3	20	6	11.3	近	マガキ	3	ND		—	近
キジハタ	1	10		10	近	マカジキ	1	8		8	遠
キンメダイ	2	23	9	16	近	マコガレイ	2	1	ND	0.5	遠
クルマエビ	2	ND		—	近	マサバ	3	11	3	8	遠
クロアワビ	1	1		1	近	マダイ	4	11	ND	3	近
クロソイ	1	4		4	近	マダコ	1	2		2	近
クロダイ	1	3		3	近	マボヤ	1	ND		—	近
クロマグロ	3	83	3	32	遠	ミナミマグロ	3	1	ND	0.3	遠
クロムツ	2	120	14	67	近	ムラサキイガイ	1	ND		—	近
ゴマサバ	1	5		5	遠	メイタガレイ	1	2		2	遠
サザエ	1	ND		—	近	メカジキ	1	2		2	遠
サワラ	1	16		16	近	メダイ	1	6		6	近
サンマ	1	2		2	遠	メバチマグロ	2	11	ND	5.5	遠
シマアジ	1	ND		—	近	メバル	1	4		4	近
シロギス	1	6		6	近	ヤマメ	1	ND		—	近
シロザケ	4	ND		—	遠	ヤリイカ	1	ND		—	近
スズキ	26	16	ND	7.8	近	ワラサ	1	19		19	近
スルメイカ	2	2	1	1.5	遠						
タイラギ	1	ND		—	近	合計	141	120	ND	7	
タカベ	1	ND		—	近						

表 2-7-19 流通魚介類のドリノ類検出結果 (ND=0、単位：ppb)

No.	魚名	検体	アルドリノ	エンドリン	ディルドリン	分類
1	アカカマス	1	ND	ND	ND	近
2	イサキ	1	ND	ND	ND	近
3	インドマグロ	1	ND	ND	ND	遠
4	エソボラ	1	ND	ND	ND	近
5	カサゴ	1	ND	ND	ND	近
6	カツオ	1	ND	ND	ND	遠
7	カンパチ	1	ND	ND	ND	近
8	キハダマグロ	1	ND	ND	ND	遠
9	キンメダイ	1	ND	ND	ND	近
10	クロマグロ	1	ND	ND	ND	遠
11	コハダ	1	ND	ND	ND	近
12	サワラ	1	ND	ND	ND	近
13	シマアジ	1	ND	ND	ND	近
14	シログチ	1	ND	ND	ND	近
15	スズキ	16	ND	ND	ND	近
16	タチウオ	1	ND	ND	ND	近
17	ブリ	1	ND	ND	ND	近
18	マアジ	1	ND	ND	ND	近
19	マカジキ	1	ND	ND	ND	遠
20	マサバ	1	ND	ND	ND	遠
21	マダイ	2	ND	ND	ND	近
22	マナカツオ	1	ND	ND	ND	遠
23	ムラサキイガイ	1	ND	ND	ND	近
24	メダイ	1	ND	ND	ND	近
総計		40	ND	ND	ND	

表 2-7-20 流通魚介類のクロルデン類検出結果

(ND=0、単位：ppb)

No.	魚名	検体	検査結果															分類
			t-クロルデン			c-クロルデン			oキシクロルデン			t-ノナケル			c-ノナケル			
			最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	最大値	最小値	平均	
1	アカカマス	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
2	イサキ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
3	インドマグロ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
4	エソボラ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
5	カサゴ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
6	カツオ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
7	カンパチ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
8	キハダマグロ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
9	キンメダイ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
10	クロマグロ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
11	コハダ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
12	サワラ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
13	シマアジ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
14	シログチ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
15	スズキ	16	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
16	タチウオ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
17	ブリ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
18	マアジ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
19	マカジキ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
20	マサバ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
21	マダイ	2	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
22	マナカツオ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	遠
23	ムラサキイガイ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
24	メダイ	1	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	近
総計		40	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	ND	ND	—	

第6 汚染米調査

カドミウム、農薬等に汚染された米穀の都内流通を防止するため、都内搬入時点（倉庫・工場）で米穀を採取し、カドミウム、農薬等の含有量検査を実施している。玄米のカドミウム濃度の安全基準は、食品衛生法上は1.0ppm未滿となっているが、東京都では農林水産省総合食料局長通知に基づき、0.4ppm以上のカドミウムを検出した場合、当該都内在庫米の流通停止措置並びに産地県に対する土壌・水質検査及び土壌改良対策等の措置を要請し、汚染米流通の未然防止を図っている。

1 分析対象品目

都内搬入米穀

2 商品の採取先

都内の卸問屋

3 分析機関

健康安全研究センター

6 検査結果（表 2-7-24）

183 検体についてカドミウム濃度を検査した結果、食品衛生法に違反するものはなかった。

なお、農薬 22 検体についても検査した結果、3 検体から検出されたが、基準値未滿だった。

表 2-7-24

項目	カドミウム	農薬
総検体数 (205 検体)	183 検体	22 体
検出検体数	175 (ND=8)	3
基準値超過 検体数	0	0
最高値～ 最低値 (ppm)	0.27～ND	2.00～0

ND は、検出下限値 (0.01ppm) 未滿のもの。

農薬の検査項目：50 項目

有機塩素系農薬 3 項目、有機リン系農薬 25 項目、
カーバメイト系農薬 10 項目、その他の農薬 12 項目

第8節 JAS法及び健康増進法に基づく食品表示対策

食肉の偽装表示事件等を契機として、消費者の食品表示に対する関心は著しい高まりを見せている。東京都ではこのような状況においてより効果的に業務を推進するため、平成15年4月に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）の食品表示に係る業務を生活文化局から健康局に移管し、食品表示について一元的に対応できる体制を整えた。さらに、平成17年3月に策定した「東京都食品安全推進計画」の中で、「食品表示を通じて正確な情報を都民へ提供する」ことを目的としたプランを掲げ、この一環として「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始した。以後、食品衛生法関係各部署との連携の下、事業者に対するJAS法に基づく表示の調査、指導等を行うとともに、普及啓発に努めている。

また、現在の消費者の健康志向を反映し、栄養成分等の表示に対する関心も高まっている。従来、栄養改善法に規定されていた栄養成分等に関する表示については、平成15年5月1日から施行された健康増進法に引き継がれている。健康増進法に基づく食品の表示についても、制度の普及啓発とともに、食品衛生法関係各部署等と連携を図りながら相談指導等を実施している。

平成20年1月に輸入冷凍餃子を原因とする健康被害が発生し、調理冷凍食品の原産地を知りたいとの声が大きくなったことから、平成20年8月25日に東京都では調理冷凍食品の表示に原料原産地表示を義務付けることを告示した。

第1 JAS法等に基づく表示の適正化

消費者の商品選択に資するため、JAS法に基づく品質表示基準が定められており、生鮮食品については名称及び原産地を、加工食品においては名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造者等の表示が義務付けられている。

さらに、調理冷凍食品、かまぼこ類、はちみつ類、カット野菜及びフルーツの4品目については、JAS法に基づく品質基準等に定めがない事項を食品ごとに制定し、事業者の表示を義務付けている。

これらの表示が適正に行われるよう、普及啓発や立入調査を行っている。

1 指導・相談（表2-8-1）

事業者からの表示方法に関する相談を電話等により受け付けている。また、不適正な表示を行っている事業者に対して、適正な表示を行うよう指導を行っている。

平成15年度からは監視指導体制を強化し、食品監視課職員及び健康安全研究センターの食品衛生監視員による立入調査を実施している。また、平成16年度からは保健所等においても表示指導業務を実施している。

表2-8-1

項目	年間件数
口頭指導・相談	3,275件
指示・文書指導	1件

2 消費生活調査員による表示調査

食品の表示状況を消費者が監視することにより、表示の適正化を図るための調査として、消費生活調査員制度（生活文化局所管）に基づき委嘱された都民200人からなる消費生活調査員による店頭調査を実施している。表示すべき事項が適正に表示されているか否かについて、消費者の視点から調査し、疑義のある事例については食品監視課が個別に指導を行っている。

なお、平成21年度は1,572店舗を調査し、19件の指導を行った。

3 普及啓発

消費者に正確な情報が伝えられるよう、事業者等に対して表示に関する説明会等を随時開催し、表示制度の普及啓発を行っている（表2-8-2）。また、都民からの表示に関する苦情及び問合せについても対応している。

表2-8-2

説明会	回数
事業者・消費者を対象とした表示説明会	13回
消費生活調査員研修会	1回

4 食品の適正表示推進者の育成

平成17年度より、「食品の適正表示推進者等育成事業」を開始し、「食品の適正表示推進者育成講習会」を通じて、各事業施設において適正表示を推進する核となる人材を育成することとした。（表2-8-3）

また、平成19年度より、講習会受講者に対して受講後のフォローアップを行う講習会を実施している。（表2-8-4）

(1) 食品の適正表示推進者育成講習会

ア 講習会対象者

都内の食品製造業、輸入業、問屋業、スーパー、デパート等の食品関係従事者

イ 講習会の内容

- (ア) 食品表示に関する主な法令（食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法））の解説
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表2-8-3

回数(年月日)	会場	登録者数※
第1回(21年7月22日)	都庁大会議場	400人
第2回(22年2月23日)	都庁大会議場	277人
計		677人

※登録者 講習会を受講し、「食品の適正表示推進者」として登録された者

(2) 食品の適正表示推進者フォローアップ講習会

ア 講習会対象者

食品の適正表示推進者育成講習会の受講者

イ 講習会の内容

- (ア) JAS法の一部改正並びに表示事項の解説及び注意すべき事項について
- (イ) 表示作成に関する事例検討
- (ウ) その他（質疑応答等）

表2-8-4

実施年月日	会場	受講者数
21年10月13日	なかのZERO大ホール	359人

第2 DNA鑑定等による食品の科学的検証

1 米穀における品質表示の検証

袋詰米穀の表示はJAS法に基づき販売者が責任を持って行うこととなっている。米は外見からだけでは品種、産地、産年等を見分ける事が困難であることから、DNA鑑定等科学的検証に基づく調査を行い、JAS法に基づいた表示の適正化を図っている。

(1) 分析対象品目

産地、品種、産年が単一の袋詰玄米及び精米

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート、米穀）

(3) 実施及び分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

袋詰米穀のDNA鑑定による品種判定を行った。一次鑑定として表示の品種と100%一致しているかを確認し、表示と異なる品種が入っていた場合に、二次鑑定として品種を判定した。

(5) 判定結果に基づいた事業者指導（表 2-8-5）

表示されていた品種と中身が不一致であった9件の袋詰精米のうち、都城業者については、立入調査等を実施し、口頭指導を行った。

また、他県業者及び広域業者については、関係部署に対して情報提供を行った。

表 2-8-5

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
精米	単一品種 100%	200件	191件	9件

注 不適正数にはロットの異なる同一アイテムを含む。

2 生鮮牛肉に係る表示検証

畜産物（生鮮食品）については、JAS法に基づき名称、原産地の表示及び表示禁止事項が定められている。これにより、適正な表示を確保するため、都内に流通する対象商品を試買し、DNA鑑定を行う。

(1) 分析対象品目

黒毛和牛又は黒毛和種と表示され販売されている生鮮牛肉で、1枚肉又はブロック肉のもの

(2) 商品の購入先

都内小売店（スーパーマーケット、デパート等）及びインターネット販売からの購入

(3) 分析機関

民間検査機関

(4) 分析方法

検体の遺伝子検査により、黒毛和種かどうかの判別を行った。

(5) 判定結果（表 2-8-6）

50件中1件は「黒毛和種である確率は低い」という判定結果であり、1件は「黒毛和種である確率は極めて低い」という判定結果であった。この2件のうち、都城業者については、立入調査等を実施し、黒毛和種であることを確認した。また、広域業者については、農林水産省に対して情報提供を行った。

また、その他48件は「黒毛和種である確率が高い」という判定結果であった。

表 2-8-6

名称	品種	検体数	適正数	不適正数
生鮮牛肉	黒毛和種	50件	48件	2件

第3 遺伝子組換え食品の表示検証

JAS法に基づく遺伝子組換え食品に係る表示内容を確認するための科学的検証を行う。

1 分析対象品目

大豆、とうもろこしの加工品 79 検体

2 商品の購入先

都内のスーパーマーケット、デパート、小売店等

3 分析機関

健康安全研究センター

4 分析方法

JAS分析試験ハンドブック遺伝子組換え食品検査・分析マニュアル※₁に準拠し、定性分析を行った後、検出された検体について定量分析を行った。

※₁ 独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおいて、遺伝子組換え食品の検査分析方法の標準化のために作成した分析マニュアルである。
定性分析とは遺伝子組換え原料由来のDNAの有無を判定するものであり、定量分析とは、検体原料中に含まれる遺伝子組換え原料の割合を判定するものである。

5 検査結果（表 2-8-7）

- (1) 分析対象の 79 検体のうち、16 検体から安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出したが、いずれも 5%以下の含有量であり、5%を超える検体はなかった。
- (2) 安全性審査済み遺伝子組換え食品に含まれる遺伝子を検出した 16 検体中 2 検体の都城業者については、分別流通生産管理（IPハンドリング）※₂の実施状況を確認したところ、適正に行われていた。

また、広域業者については、農林水産省に対して情報提供を行った。

※₂ 分別流通生産管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産及び加工の各段階で善良なる管理者の注意をもって分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

* 遺伝子組換え原料の混入率が 5%以下の場合、IPハンドリングが適正に行われ、遺伝子組換え原料の混入が意図的に行われていないときは、意図せざる混入として、JAS法上は「遺伝子組換え」に関する表示をしなくてもよいとされている。

表 2-8-7

(平成 21 年度)

対象品目		検体数	検査結果				
			検出せず	5%以下の検出	5%を超える検出	検査不能*	
農産物	大豆(JAS 対象外)	60	59	1			
	とうもろこし	1	1				
	農産物合計	1	1	1	0	0	
加工品	大豆加工品	きな粉	6	6			
		大豆水煮	4	4			
		豆腐	14	7	7		
		凍り豆腐	4		4		
		豆乳類	2	2			
		煮豆	2	1			1
		おから	1	1			
		その他の大豆加工品	6	4	1		1
		小計	39	25	12	0	2
	とうもろこし加工品	コーンフラワー (JAS 対象外)	5	1	4		
		コーングリッツ (JAS 対象外)	4	1	3		
		スイートコーン	17	17			
		ヤングコーン	1	1			
		菓子	8	5	2		1
		ポップコーン	4	4			
		スープ	3	2	1		
		コーンスターチ	1	1			
		冷凍コーン	1	1			
		その他とうもろこし加工品	4	2	1		1
小計	39	33	4	0	2		
加工品合計		78	58	16	0	4	
		79	59	16	0	4	

* 加工度が高い、あるいは残存遺伝子の割合が低い等の理由により検査不能なもの

第4 健康増進法に基づく表示の適正化

健康増進法に基づく表示に関する規定として、栄養表示基準と特別用途食品制度がある。

栄養表示基準は食品の栄養成分に関する適切な情報を広く提供することにより、食を通じた健康づくりを推進することを目的に導入された制度で、一般の消費者に販売される加工食品等に、日本語で栄養成分・熱量に関する表示をする場合に適用される基準である。栄養表示基準には、特定の栄養成分を含むものとして、定められた基準に従って、その栄養成分について機能の表示をしている「栄養機能食品」についても規定されている。

特別用途食品制度とは、病者用等の特別の用途に適する旨の表示をする食品について、国民が安心して利用できるようにその表示事項を消費者庁長官が許可する制度であり、特定の保健の用途に役立つ旨の表示を行う特定保健用食品も特別用途食品に含まれる。なお食品衛生法においては、栄養機能食品及び特定保健用食品を併せて「保健機能食品」と総称している。

また、広告等の表示について、健康の保持増進効果等について著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示をすることが禁止されている。

これらの制度の普及啓発及び相談指導により、表示の適正化を図っている。

1 相談指導等

栄養表示基準等について、パンフレット「食品に栄養表示するときは……」（改訂第7版）やホームページ等により、制度の普及啓発を図るとともに制度の適正な活用のための相談指導等を保健所等で行っている。

また、健康の保持増進効果に関する虚偽・誇大広告の禁止に関しても、ホームページ等により情報提供を行うとともに、広告の適正化に向け営業者に対する相談指導等を保健所等で行っている。

平成21年度の相談件数は、587件であった（健康安全課及び都保健所における実施件数。区部及び八王子市は

含まない。）。

2 特別用途食品（特定保健用食品を含む。）表示許可申請の経由事務及び許可食品の監視指導

営業者に対し申請に係る相談指導を行うとともに内閣総理大臣への許可申請の経由事務を行っている。許可された食品に対する指導等を併せて実施している。

3 表示検査

制度の適正な普及、表示の適正化及び品質の確保のため、店頭で販売されている食品の成分及び表示について検査を行い、必要に応じて指導等を行っている。

(1) 対象品目

栄養表示のある食品（栄養機能食品を含む。）及び特別用途食品

(2) 収去実施場所

多摩地域における(1)の製造施設、貯蔵施設及び販売施設

(3) 検査項目

ア 表示内容検査

イ 栄養成分検査

(4) 検査実施機関

ア 表示内容検査 都保健所

イ 栄養成分検査 健康安全研究センター

(5) 実施結果

実施結果は表2-8-5のとおりであった。55品目について検査を行ったところ、表示内容検査では10品目に健康増進法上の不適正表示が発見され、栄養成分検査では不適正表示は0件であった。不適正表示については表示責任者である製造者等を所管する自治体あて通報、指導依頼を行った。

表2-8-5 特別用途食品及び栄養表示食品の収去検査結果（平成21年度）

区 分	収去件数	適 正	不 適 正※		
			合 計	表示内容	栄養成分分析結果
特別用途食品	0	0	0	0	0
栄養表示食品	55	45	10	10	0

※ 不適正総数については、表示内容と成分分析結果の重複があるため一致しないことがある。

第9節 食品衛生自主管理認証制度

第1 制度の概要

食品関係施設における自主的な衛生管理を推進することは、食品の安全性確保対策の一つとして大きな行政課題となっており、平成15年8月、食品関係事業者等の自主的な衛生管理を積極的に評価する制度として、「東京都食品衛生自主管理認証制度」を創設した。

認証する施設が増えることにより、食品営業施設等全体の衛生管理水準を向上させ、消費者に、より安全性の高い食品の提供を図ることを目的としている。

認証を申請できる施設は、都内にある食品衛生法及び食品製造業等取締条例に基づく許可を受けた施設と同条例に基づき届出を行った施設（給食施設）である。また、食品衛生法に基づく許可を受けた施設であって、都内流通食品を製造する施設は、都域外であっても対象である。

認証を受けようとする食品関係事業者等は、施設の状況に応じた衛生管理の方法（管理内容、実施頻度及び記録方法）を自ら定め、それを基本に東京都の定めた認証基準を満たした衛生管理マニュアルを作成し、その衛生管理マニュアルを添えて、都が指定した指定審査事業者に申請する。

申請を受けた指定審査事業者は、衛生管理マニュアルに記載された衛生管理の方法が認証基準に合致しているかどうか及びその衛生管理マニュアルに従った衛生管理が実行されているかどうかを審査し、合格した施設を認証する。

認証施設は、東京都のホームページ等により広く都民へ公表される。また、認証施設に交付される認証マークや認証取得シールにより、都民等に認証施設であることをPRできる。

第2 平成21年度の主な取組

(1) 制度の普及

ア 新たに、これまで対象としていなかった業種の認証基準を追加し、全法令業種を対象とした（平成22年4月1日施行）。

イ 都及び特別区保健所、各関係事業者団体等への説明会及び講習会を実施した（20回）。

ウ 行政、業界団体が発行している機関誌及び情報誌への掲載を行った（8回）。

(2) 対象施設向けセミナーの開催（表2-9-1）

対象施設の事業者向けに、同制度の概要、マニュアル作成等についてのセミナーを開催した。

表2-9-1 (平成21年度)

	開催回数	参加者数
マニュアル作成セミナー	6回	46人

(3) 認証施設の公表（表2-9-2）

指定審査事業者から新たに報告のあった33施設を食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」で公表した。

平成21年度の公表施設は281施設となった。

表2-9-2 (平成21年度)

認証の対象施設	公表施設数
集団給食施設 （飲食店営業及び届出施設）	76
飲食店営業 （ホテル・結婚式場等の大量調理施設）	5
飲食店営業（一般）	4
飲食店営業（すし、そば）	10
豆腐製造施設	18
弁当・そうざい製造施設	27
菓子製造施設	45
食品販売施設	96
合計	281

(4) 制度の信頼性確保

指定審査事業者が行う認証業務について、信頼性、透明性を確保し適切な指導、勧告等を「指定審査事業者監査実施要領」に基づき実施した。

第10節 食品安全条例に基づく自主回収報告制度

第1 制度の概要

東京都食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。「自主回収報告制度」は、この理念に基づき本条例に規定された東京都独自の制度であり、平成16年11月から施行されている。

本制度は、行政が事業者による自主回収情報を的確に把握するとともに、都民に対し適切に提供できる仕組みを構築することで、事業者による自主回収を促進し、健康への悪影響を未然に防止することを目的としている。

都内に事業拠点を有する食品関係事業者(特定事業者)が取り扱う都内に流通する食品について、食品衛生法違反や健康への悪影響のおそれにより自ら気づき、自主回収に着手した場合、定められた様式により都知事への報告を義務付けるものである。また、自主回収を終了する場合についても同様に報告を義務付けている。これらの報告に基づき、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において「食品等の自主回収情報」として公表し、広く都民に周知するものである。

第2 平成21年度の自主回収情報の公表

平成21年4月から平成22年3月の間に特定事業者からの報告を受け、食品監視課ホームページ「食品衛生の窓」において、103件の自主回収情報の公表を行った(表2-10)。

表2-10 自主回収情報の内訳

(平成21年4月～平成22年3月)

食品分類	件数	回収理由				
		異物混入	変質	アレルギー表示	期限表示	その他
合計	103	15	12	28	15	33
魚介類	4	1	-	1	1	1
冷凍食品	3	3	-	-	-	-
肉・卵類	4	-	-	-	1	3
乳類	7	-	3	1	-	3
農産物	1	-	-	-	-	1
菓子類	40	2	4	17	8	9
飲料	7	2	2	-	1	2
器具類	1	-	-	-	-	1
その他*	36	7	3	9	4	13

*缶詰、調味料、そうざい、レトルト食品など

第11節 東京都における「食の安全」普及啓発事業

食中毒をはじめ、飲食に起因する危害の未然防止等、食の安全を確保するためには、事業者や消費者に対する正しい知識の普及が不可欠である。

東京都では、食品関係事業者のほか、非営利の給食供給者等の食品取扱者や一般消費者に対する衛生講習会、地域で行われる各種催し等への出展、消費者団体等を対象とした講演等により食品安全の普及啓発に努めるとともに、ポスター、パンフレット、パネル等の衛生教材等を製作、配布及び掲示することにより普及啓発効果の向上を図っている。

また、食の安全に対する信頼を涵養するには、法令等による規制を行うだけでなく、多くの関係者が正しい情報を共有するとともに、相互理解を推進することが重要である。この考えに基づき、平成15年度から、食に関する様々な問題について情報提供や意見交換を行う場として「食の安全都民フォーラム」及び「食品安全ネットフォーラム」を開催している。

第1 食の安全に関する相談（単位：件数）

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

内容	処理の内容		合計
	電話	窓口	
営業許可	13,375	15,853	29,228
表示	1,941	1,149	3,090
規格・基準	971	564	1,535
食中毒	2,412	919	3,331
残留農薬	602	235	837
輸入食品	1,115	376	1,491
添加物	519	288	807
新規開発食品	55	40	95
食用の可・不可に関する疑義	997	525	1,522
マスコミ報道に関する事項	745	223	968
その他 ^{註2}	6,299	5,229	11,528
合計	29,031	25,401	54,432

第2 衛生展、街頭相談等の開催

実施主体：都保健所、健康安全研究センター広域監視部、
市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

名称	開催回数	参加人数
市民まつり・産業まつり等	4	1,850
食品衛生街頭相談	7	3,655
計	11	5,505

注1 食品衛生業務報告書に記載した事例を除く。

2 「その他」の主な内容

- ・食品衛生責任者関係
- ・調理師免許・製菓衛生師免許関係
- ・縁日・祭礼等での模擬店の出店関係
- ・食品の異物混入・苦情関係
- ・BSE検査 等

第3 情報誌及びその他の普及啓発資料等の製作、発行

実施主体：健康安全課、食品監視課、都保健所、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

名 称	発行回数	発行部数
パンフレット等 計	13	65,700
大切です！食品表示（生鮮食品編）	1	20,000
食中毒予防ポスター	1	10,000
東京都食品衛生自主管理認証制度（パンフレット）	1	10,000
食品関係営業許可申請の手引き（リーフレット）	1	4,300
食品に栄養表示するときは（第7版）	1	4,500
臨時出店者が出店する場合には・・・（リーフレット）	1	3,300
行事において臨時営業を始められる皆さんへ（リーフレット）	1	1,400
包装食品のみを販売する営業を始められる皆さんへ（リーフレット）	1	1,300
自動車関係営業許可申請の手引（リーフレット）	1	1,300
移動・行商関係営業許可申請の手引（リーフレット）	1	1,200
「正しい手の洗い方」ポスター	1	700
給食の供給を始められる皆さんへ（リーフレット）	1	400
ちょっと待って！お肉の生食（リーフレット）	1	310,000
正しく知ろう！生肉の取扱い（リーフレット）		30,000
防ごう！ノロウイルス感染（パンフレット）		40,000
知っておきたい毒キノコ（リーフレット）		20,000
情報誌等（都保健所）	41	80,400
情報誌等（健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所）	35	29,386
計	102	633,886

第4 食品衛生講習会

1 保健所等における食品衛生講習会

保健所等において消費者及び食品関係営業者に対して行われた食品衛生講習会は、次のとおりである。

		都保健所		都その他 ^{注4}		都合計		
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	
消費者	合計	43	764	117	3,006	160	3,770	
営業者	合計	399	19,029	218	8,191	617	27,220	
	実務講習会 A ^{注1}	許可更新	0	0	0	0	0	0
		業種・業態別	1	67	0	0	1	67
		集団給食	12	1,045	0	0	12	1,045
		責任者	27	4,679	0	0	27	4,679
		その他	25	2,397	0	0	25	2,397
	実務講習会 B ^{注2}	許可更新	119	3,026	0	0	119	3,026
		業種・業態別	43	1,459	44	2,380	87	3,839
		集団給食	19	1,079	2	28	21	1,107
		責任者	32	969	0	0	32	969
その他		88	3,488	4	118	92	3,606	
	その他 ^{注3}	33	820	168	5,665	201	6,485	

注1 2時間講習 食品衛生責任者対象
注2 1時間講習 食品衛生責任者対象
注3 注1及び注2以外の衛生講習会、消費者懇談会等
注4 健康安全研究センター広域監視部、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所

2 その他の講習会

(1) 輸入食品関係事業者講習会

都内に流通する輸入食品の安全確保のため、輸入食品を扱う食品関係事業者を対象とした「輸入食品関係事業者講習会」を年1回開催し、事業者の自主管理について一層の推進を図っている。

日時 平成21年10月28日

場所 都庁第一本庁舎5階大会議場

参加人数 359名

内容 ・輸入事業者の自主管理推進について
・消費者からみた輸入食品の安全性

(2) 健康食品取扱事業者講習会

「健康食品」の表示、広告、販売方法等の適正化を図るため、関連法規を所管する部署が連携して「健康食品」を扱う事業者を対象とした「健康食品取扱事業者講習会」を年1回開催している。

日時 平成21年12月4日

場所 練馬文化センター

参加人数 1,048名

内容 ・法令解説
・健康食品に関する行政の動向
・事例検討

第5 食の安全都民フォーラム

食の安全に関しては、添加物、農薬、遺伝子組換え食品等、様々な問題について、都民が不安に感じている現状がある。

このような状況を受け、都民や事業者、行政等が、食に関する正しい情報を共有し、理解を深め、食の安全確保及び安心につなげていくことを目的として、平成15年度から、都民、事業者、行政等が一堂に会し意見交換等を行う「食の安全都民フォーラム」を実施している。また、平成19年度からは、公募した都民による「食の安全調査隊」を組織し、インタビュー等のグループ活動やメンバー間のディスカッション等、参加者の主体的な取り組みを通じた新たなリスクコミュニケーション手法の充実を図っている。

平成21年度の開催状況は次のとおりである。

開催回数 ^{注1}	開催日	テーマ	形式	参加者数
第14回	平成21年10月21日	栄養表示をみていますか～「ゼロ」「オフ」表示ってなに？～	基調講演＋パネルディスカッション	175人
第15回	平成22年1月28日	食に関するリスクを考えよう！～食品添加物を理解する～	1 食の安全調査隊活動報告 2 基調講演＋パネルディスカッション	230人

注1 平成15年度からの通算回数

第6 ホームページによる情報提供

都民への食品安全に関する情報提供機能の向上を図るため、健康安全課、食品監視課及び保健所等において、インターネットでの情報提供を行っている。

1 健康安全課のホームページ

健康安全課では、平成14年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成21年度の閲覧件数は、3,716,075件であった。

平成22年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全情報評価委員会、食品安全ネットフォーラム、食の安全都民フォーラム、たべもの安全情報館、栄養成分表示、健康食品ナビ、くすりの救Q箱、東京都医薬品情報、調理師・製菓衛生師等免許関係、印刷物関係等である。

2 食品監視課のホームページ「食品衛生の窓」

食品監視課では、平成9年度からインターネットでの情報提供を行っている。平成21年度の閲覧件数は、2,865,591件であった。

第2章 食品衛生関係事業

平成22年3月末の主な掲載内容は、報道発表資料、食品安全条例、食品安全審議会、食品衛生法第63条に基づく食品衛生法違反者等の公表、制度（法令、表示、許可）、調査・統計データ（食中毒発生状況、食品違反及び苦情等）、食品衛生自主管理認証制度、食の安心パトロール等である。

3 保健所等のホームページ

平成21年度は7保健所及び市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所がインターネットでの情報提供を行っており、閲覧件数の合計は2,319,917件であった。

4 メールマガジン

平成16年度より、月2回、食と薬の安全情報に関するメールマガジンを発行し、最新のトピックスや東京都の事業、関連ホームページ新着情報などを紹介している。平成22年3月末の読者数は4,844人である。

第7 食品安全ネットフォーラム

食品の安全・安心に関わる話題や食品安全対策の内容について、都民や事業者がインターネット上で討論する場として、平成15年8月から「食品安全ネットフォーラム」を開設している。

開催回数 ^{注1}	テーマ及び期間	投稿件数
常設テーマ	食品の安全について意見あり！	4 ^{注1}
	(平成15年10月1日から)	185 ^{注2}

注1 平成21年度の投稿件数

注2 平成15年度からの通算回数

第8 食品安全FAQ

これまで保健所等に寄せられた質問や、アンケート調査等で収集した、都民が日頃食品に関して感じている不安や疑問について回答集を作成し、平成21年6月から「食品安全FAQ」としてホームページ上で公開している。

第9 広報活動

食中毒の発生、違反食品の発見及び一斉監視指導の結果について新聞、テレビ、ラジオを通じて公表するとともに、その内容をインターネットで公開する等の広報を行った。

第12節 その他の事業

第1 シアン化合物含有豆類の処理状況

シアン化合物含有豆類の取扱いについては、昭和37年5月26日付け厚生省告示第192号をもって「豆類の成分規格」等が定められた。この運用については、同年5月26日薬発第175号厚生省環境衛生局長による通達「シアン化合物含有豆類の取扱いについて」に基づき実施してきた。

しかし、平成12年3月30日付け厚生省通知をもって

既存の通達が廃止されたため、東京都では、従来の「シアン化合物含有豆類の取扱および監視指導実施要領」を平成13年3月31日をもって廃止し、新たに実施要領を定め(平成13年4月1日から適用)、監視指導等を行っている。

シアン豆取扱業者が平成21年度に購入したシアン化合物含有豆類の種類と数量は、表2-12-1のとおりである。

表2-12-1 シアン化合物含有豆類の購入数量

(平成21年度)

	合計		ベビーライマ豆		バター豆		サルタニ・サルタピア豆			
	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)	袋数	重量(t)		
平成20年度	30,084	1,065.8	21,403	661.4	8,681	404.4	0	0		
平成21年度総計	29,029	1,021.6	20,429	654.5	8,600	367.1	0	0.0		
内訳	平成21年	4月	3,617	120.8	2,102	65.9	1,515	54.9	0	0.0
		5月	2,523	88.2	1,719	53.0	804	35.2	0	0.0
		6月	1,641	63.0	1,101	37.2	540	25.8	0	0.0
		7月	2,413	81.9	1,827	54.8	586	27.1	0	0.0
		8月	2,112	74.9	1,566	48.4	546	26.5	0	0.0
		9月	2,415	87.8	1,780	57.8	635	30.0	0	0.0
		10月	2,711	97.8	1,535	46.1	1,176	51.7	0	0.0
		11月	2,670	101.6	1,585	51.4	1,085	50.2	0	0.0
	12月	2,284	78.8	1,710	57.1	574	21.7	0	0.0	
	平成22年	1月	1,819	57.8	1,020	30.6	799	27.2	0	0.0
		2月	2,676	91.9	2,526	84.4	150	7.5	0	0.0
3月		2,148	77.1	1,958	67.8	190	9.3	0	0.0	

注 重量(t)は小数点100分の1で四捨五入

第2章 食品衛生関係事業

第2 修学旅行時の食中毒等事故発生防止のための事前連絡件数

食品取扱施設の衛生確保については通常監視の中で実施されているが、修学旅行等で都内の宿泊施設又は飲食店等を利用するに当たり、事前に各学校から衛生管理の徹底について依頼のあった件数等について、表2-12-2及び表2-12-3に取りまとめた。

1 旅館及び宿泊所

表2-12-2 月別の利用学校数及び利用人数

(平成21年度)

		平成21年										平成22年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	0	0	2	1	0	3	26	26	1	0	0	0	59	
	利用人数	0	0	40	91	0	331	1,708	1,731	87	0	0	0	3,988	
中学校	学校数	6	14	9	2	0	3	2	1	0	0	1	0	38	
	利用人数	673	1,822	1,309	246	0	309	232	118	0	0	95	0	4,804	
高等学校	学校数	0	1	1	1	2	1	8	1	2	1	3	0	21	
	利用人数	0	48	166	338	376	45	1,142	162	442	35	343	0	3,097	
養護学校等	学校数	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	4	
	利用人数	0	0	0	0	0	32	16	0	0	0	0	0	48	
合計	学校数	6	15	12	4	2	10	37	28	3	1	4	0	122	
	利用人数	673	1,870	1,515	675	376	717	3,098	2,011	529	35	438	0	11,937	

2 食事提供施設及び弁当調製所

表2-12-3 月別の利用学校数及び利用人数

(平成21年度)

		平成21年										平成22年			合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小学校	学校数	0	2	13	7	0	3	62	67	1	0	0	1	156	
	利用人数	0	152	913	500	0	324	3,718	5,363	14	0	0	21	11,005	
中学校	学校数	62	186	57	21	8	34	8	8	3	1	5	7	400	
	利用人数	5,996	25,590	10,008	3,196	1,174	4,592	977	1,082	266	152	618	703	54,354	
高等学校	学校数	0	1	5	3	0	9	28	16	15	4	3	5	89	
	利用人数	0	158	969	419	0	1,747	5,159	3,883	2,178	850	396	558	16,317	
養護学校等	学校数	1	13	7	1	0	17	25	7	0	0	0	2	73	
	利用人数	75	637	184	5	0	494	591	114	0	0	0	65	2,165	
合計	学校数	63	202	82	32	8	63	123	98	19	5	8	15	718	
	利用人数	6,071	26,537	12,074	4,120	1,174	7,157	10,445	10,442	2,458	1,002	1,014	1,347	83,841	